

情 報 公 開 制 度 及 び

個 人 情 報 保 護 制 度 の 運 用 状 況

平 成 2 6 年 度 ( 2 0 1 4 年 度 )

豊 中 市

## はじめに

行政への市民の積極的な参加が必要とされている現在、さまざまな行政情報を積極的に提供することは、今日の行政にとって必要不可欠であり、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大する中で、行政の公正さの確保と透明性の向上がより一層求められています。

本市では、地方自治の本旨に即した市民に信頼される市政を推進するため、平成元年10月に「豊中市公文書の開示等に関する条例」および「豊中市個人情報保護条例」を施行してから平成27年度で27年目を迎えます。

平成13年10月には、「豊中市公文書の開示等に関する条例」を全部改正し、「豊中市情報公開条例」に改称し、新たな情報公開制度としてスタートさせました。また、平成14年4月からは市の出資法人の情報公開も実施し、市民に対する説明責任を果たすため、市の保有する情報の公開のより一層の推進に努めています。

個人情報保護制度についても、平成17年10月に「豊中市個人情報保護条例」を全部改正し、本市における個人情報の保護により一層努めるとともに、市の出資法人においても、個人情報の保護に関する要綱を制定し、市民の個人情報を保護することとしています。

本市では、制度発足から今日まで、市民の皆さまにこれらの制度をご利用いただき、市のさまざまな行政文書や自己情報の開示等を行ってきましたが、平成26年度は、行政文書開示制度では、957件（うち、461件は任意開示の申出）の開示請求があり、また個人情報保護制度では、99件の自己情報の開示等請求がありました。両制度とも着実に市民の皆さまにとって身近な制度となってきたと思われまます。

今後とも、開かれた市政を推進することによって、市民の皆さまから信頼される市役所づくりをめざしていきたいと思います。

本書は、平成26年度における本市の運用状況を中心に、これまでの運用の経過も分かるよう取りまとめたものです。本市の両制度をより一層理解し、利用していただくための参考となれば幸いです。

平成27年（2015年）6月

総務部情報政策課

(注) 冊子中の用語等の表記について

豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）を全部改正し、豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）と名称も新たに平成13年10月1日から施行したことに伴い、旧条例中において用いられた用語等の表記については、原則として新条例における用語等によることとしました。

# 目 次

I. 行政文書開示制度の運用状況	
(1) 行政文書開示制度の運用の経過	1
(2) 部局別開示請求件数	3
(3) 不開示理由の内訳	4
(4) 開示請求者の内訳	5
(5) 開示の実施方法	6
(6) 行政文書開示請求	7
II. 個人情報保護制度の運用状況	
(1) 個人情報保護制度の運用の経過	75
(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）	76
(3) 部局別開示等請求件数	77
(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）	78
(5) 自己情報開示等請求	79
III. 不服申立ての処理状況	
(1) 処理の経過	87
(2) 審査会の答申	88
IV. 情報提供の運用状況	
(1) 情報提供の運用の経過	103
(2) 利用内容と利用者の内訳	104
(3) 保有資料の複写状況	104
(4) 有料頒布資料の販売状況	105
(5) 情報提供されている主な資料と利用状況	107
(6) 配架されている主な資料	108
V. 会議公開制度の運用状況	109
VI. 運営委員会と審査会	
(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について	115
(2) 運営委員会の開催状況	116
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について	121
(4) 審査会の開催状況	122

## VII. 資料

(1) 豊中市情報公開条例	131
(2) 豊中市個人情報保護条例	138
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例	152
(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例	153
(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領	155

## I . 行政文書開示制度の運用状況

## I. 行政文書開示制度の運用状況

### (1) 行政文書開示制度の運用の経過

区 分		25年度まで	26年度	合 計
請求件数		10,819件(777)	957件(461)	11,776件(1,238)
請求者数		1,800人(413)	413人(257)	2,213人(670)
処 理 状 況	全部開示	2,971件(286)	375件(156)	3,346件(442)
	部分開示	4,633件(354)	456件(260)	5,089件(614)
	不開示	289件(22)	11件(4)	300件(26)
	不開示 (文書不存在)	297件(38)	52件(10)	349件(48)
	存否応答拒否	3件(0)	0件(0)	3件(0)
	取下げ	2,622件(77)	62件(31)	2,684件(108)
	特例延長		1件(-)	
	却下	4件(-)	0件(-)	4件(-)
開 示 率	96.3%(96.7%)	98.7%(99.0%)	96.6%(97.6%)	
不服申立て件数	101件	1件	102件	

\* 1 ( ) 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

2 「不開示(文書不存在)」及び「存否応答拒否」の件数は、新条例施行(平成13年10月1日)後の数を示す。

○ 平成26年度の行政文書の開示請求は、延べ156人から496件の請求がありました。

その処理状況は、全部開示219件、部分開示196件、不開示7件、文書不存在による不開示42件、取下げ31件でした。

また、開示請求権者以外の人からの行政文書の任意開示の申出を延べ257人から461件受けました。その処理状況は、全部開示156件、部分開示260件、文書不存在による不開示10件、不開示4件、取下げ31件でした。

開示請求の主なもの(任意開示の申出を含む。)は、公共用地境界確定書337件、工事・業務委託の設計書及び基礎単価一覧表255件でした。

制度化以来の通算では、延べ2, 213人から11, 776件の行政文書について請求があり（任意開示の申出を含む。）、その処理状況は、全部開示3, 346件、部分開示5, 089件、不開示300件、文書不存在による不開示349件、存否応答拒否3件、取下げ2, 684件、却下4件となっています。

開示率（※）は、平成26年度は98.7%、制度化以来では97.6%となっています。

※ 開示率＝（全部開示件数＋部分開示件数）÷（全部開示件数＋部分開示件数＋不開示件数）  
ただし、不開示件数には、不開示（文書不存在）および存否応答拒否は含めていません。



## (2) 部局別開示請求件数

(単位：件)

実施機関名	部局名	担当課	請求件数	小計		
1 市長	総務部	行政総務室	5 ( 0 )	636		
		法務・コンプライアンス室	1 ( 0 )			
		情報公開課	7 ( 1 )			
		人材育成センター 人事課	1 ( 0 )			
	資産活用部	土地活用課	345 ( 267 )			
		施設整備課	27 ( 13 )			
	政策企画部	企画調整室	3 ( 3 )			
		秘書課	4 ( 0 )			
		広報広聴課	2 ( 0 )			
	環境部	環境政策室	8 ( 6 )			
		公園みどり推進課	55 ( 9 )			
		環境センター 減量推進課	6 ( 2 )			
		環境センター 環境業務課	10 ( 7 )			
	財務部	税務センター 固定資産税課	2 ( 2 )			
	健康福祉部	地域福祉室	9 ( 5 )			
		福祉指導監査室	3 ( 2 )			
		福祉事務所	5 ( 1 )			
		いきいきセンター 障害福祉課	8 ( 0 )			
		障害福祉センターひまわり	1 ( 1 )			
		いきいきセンター 高齢施策課	4 ( 3 )			
		いきいきセンター 高齢者支援課	6 ( 0 )			
		保健所 保健企画課	1 ( 1 )			
		保健所 衛生管理課	7 ( 5 )			
		保健所 保健予防課	3 ( 0 )			
	こども未来部	こども政策室	2 ( 2 )			
	都市計画推進部	保育幼稚園室	12 ( 8 )			
		まちづくり総務室	8 ( 6 )			
		都市計画室	1 ( 0 )			
		市街地整備課	1 ( 0 )			
		空港室	2 ( 0 )			
		土地利用調整センター 開発審査課	8 ( 2 )			
		土地利用調整センター 建築審査課	3 ( 3 )			
	都市基盤部	土木総務室	3 ( 0 )			
		道路センター 道路建設課	18 ( 9 )			
		道路センター 道路管理課	28 ( 3 )			
		道路センター 道路維持課	22 ( 4 )			
		水路	5 ( 2 )			
	2 病院事業管理者	市立豊中病院 事務局	病院総務室		4 ( 0 )	4
	3 上下水道事業管理者	上下水道局 経営部	経営企画課		4 ( 0 )	246
			お客さまセンター 窓口課		5 ( 0 )	
お客さまセンター 給排水サービス課			39 ( 0 )			
上下水道局 技術部		水道技術センター 水道建設課	79 ( 9 )			
		水道技術センター 浄水課	4 ( 0 )			
		水道技術センター 水道維持課	8 ( 0 )			
		下水道技術センター 下水道建設課	78 ( 57 )			
		下水道技術センター 下水道管理課	18 ( 7 )			
		下水道技術センター 下水道施設課	7 ( 2 )			
		猪名川流域下水道事務所 建設課	4 ( 2 )			
4 消防長	消防本部	消防総務室	2 ( 0 )	4		
		北消防署 予防広報課	2 ( 2 )			
5 教育委員会	教育委員会事務局	教育総務室	10 ( 0 )	46		
		中央公民館	1 ( 0 )			
		スポーツ振興課	6 ( 2 )			
		教職員室	1 ( 1 )			
6 議会	市議会事務局	教育推進室	28 ( 10 )	21		
		総務課	13 ( 0 )			
		議事課	8 ( 4 )			
6実施機関	15部局	57課	957 ( 461 )	957		

\* ( ) 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示します。

(3) 不開示理由の内訳

(単位：件)

区 分	平成25年度まで	平成26年度	合 計
請求件数	10,819 ( 777 )	957 ( 461 )	11,776 ( 1,238 )
不開示又は部分開示件数	4,922 ( 376 )	467 ( 264 )	5,389 ( 640 )

内訳

個人情報	3,377 ( 252 )	344 ( 202 )	3,721 ( 454 )
法人等情報	3,189 ( 244 )	330 ( 233 )	3,519 ( 477 )
審議検討等情報	81 ( 16 )	7 ( 3 )	88 ( 19 )
事務事業情報	1,088 ( 42 )	49 ( 2 )	1,137 ( 44 )
任意提供情報	5 ( 0 )	0 ( 0 )	5 ( 0 )
公共安全等情報	229 ( 2 )	3 ( 0 )	232 ( 2 )
法令秘等情報	11 ( 2 )	0 ( 0 )	11 ( 2 )
国等協力関係情報等	47 ( 0 )		47 ( 0 )

- \* 1 ( )内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。  
 2 不開示には、一つの決定で複数の理由による場合がある。  
 3 不開示理由のうち、旧条例の意思形成過程情報、生命等保護等情報、法令秘情報・法定受託事務情報は、それぞれ新条例の審議検討等情報、公共安全等情報、法令秘等情報として取り扱うものとする。  
 4 国等協力関係情報等には、任意提供情報を含んでいる。(新条例においては、国等協力関係情報は不開示情報から削除したが、区分欄にはそのまま残した。)

○ 平成26年度は957件(取下げ62件を含む。)の開示請求(任意開示の申出を含む。以下同じ。)があり、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当することにより、不開示(11件)又は部分開示(456件)の決定が行われたものが、467件ありました。

このうち、各号についての該当件数はそれぞれ個人情報(第1号)が344件(73.7%)、法人等情報(第2号)が330件(70.7%)、審議検討等情報(第3号)が7件(1.5%)、事務事業情報(第4号)が49件(10.5%)、公共安全等情報(第6号)が3件(0.6%)となっています。

不開示となった部分のほとんどは、個人情報にあつては個人の氏名、住所、年齢、電話番号、個人印、法人等情報にあつては法人の代表者印(実印・銀行印に限る。)の部分、事務事業情報にあつては入札における予定価格等でした。

制度化以来の通算では11,776件(取下げ等2,684件を含む。)の開示請求がありました。同条例の不開示理由に該当することにより、不開示(300件)又は部分開示(5,089件)の決定が行われたものは5,389件ありました。各号の該当件数はそれぞれ個人情報3,721件(69.0%)、法人等情報が3,519件(65.3%)、審議検討等情報が88件(1.6%)、事務事業情報が1,137件(21.1%)、任意提供情報が5件(0.1%)、公共安全等情報が232件(4.3%)、法令秘等情報が11件(0.2%)、国等協力関係情報等が47件(0.9%)となっています。

(4) 開示請求者の内訳

(単位：件)

区 分	平成25年度まで	平成26年度	合 計
市内に住所を有する者	8,873	359	9,232
事務所等を有するもの	621	132	753
在勤者	507	5	512
在学者	8	0	8
納税義務者	16	0	16
利害関係者	17	0	17
任意申出者	777	461	1238
合 計	10,819	957	11,776

\* 請求者については複数該当する場合があるが、請求者の要件はいずれか一つに該当すればよいので、請求者が記入したもので分類した。

- 平成26年度の開示請求者の内訳は、957件の請求のうち、市内に住所を有する者からの請求359件（37.5%）、事務所等を有するもの（団体・個人）からの請求が132件（13.8%）、在勤者からの請求が5件（0.5%）でした。また、開示請求権者以外の任意申出者からの請求が461件（48.2%）ありました。

制度化以来の通算では11,776件の請求のうち、9,232件（78.4%）が市内に住所を有する者、753件（6.4%）が事務所等を有するもの、512件（4.4%）が市内の事務所や事業所に勤務している者、8件（0.1%）が市内の学校に在学している者、16件（0.1%）が納税義務者、17件（0.1%）が利害関係者、1,238件（10.5%）が任意申出者からの請求となっています。

(5) 開示の実施方法

(単位：件)

区 分	平成25年度まで	平成26年度	合 計
閲覧のみ	1,273 ( 4 )	95 ( 0 )	1,368 ( 4 )
閲覧と写し等の交付	5,020 ( 185 )	120 ( 23 )	5,140 ( 208 )
写し等の交付のみ	1,254 ( 431 )	586 ( 379 )	1,840 ( 810 )
聴取又は視聴	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
未実施	51 ( 20 )	30 ( 14 )	81 ( 34 )
合 計	7,598 ( 640 )	831 ( 416 )	8,429 ( 1,056 )

\* ( ) 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

- 実施機関の決定が全部開示又は部分開示の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成26年度は、閲覧のみが95件(11.4%)、閲覧と写し等の交付が120件(14.4%)、写し等の交付のみが586件(70.5%)、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが30件でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが1,368件(16.2%)、閲覧と写し等の交付が5,140件(61.0%)、写し等の交付のみが1,840件(21.8%)、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが81件となっています。

## (6) 行政文書開示請求

(不開示等の根拠は、情報公開条例第7条各号)

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「原田中1丁目児童遊園施設撤去工事」のうち金入り設計書	事業者(団体)	環境園地推進課	平成26年4月4日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
2	平成26年4月1日	平成25年度千里中央西歩路橋外改修工事の2. 金入りの設計書	事業者(団体)	都市基盤維持課	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
3	平成26年4月1日	平成25年度神崎刀根山線整備工事(その2) 金入りの設計書	事業者(団体)	都市基盤維持課	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
4	平成26年4月1日	平成25年度豊南町南歩道橋改修工事 金入り設計書	事業者(団体)	都市基盤維持課	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
5	平成26年4月1日	基礎単価一覧表(平成26年2月分)	事業者(団体)	局水道建設課	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
6	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.32走井3丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	局水道建設課	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
7	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.16中桜塚3丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	局水道建設課	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
8	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.6上新田3丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	局水道建設課	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
9	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.25庄内栄町4丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	局水道建設課	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
10	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.12西泉丘1丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	局水道建設課	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
11	平成26年4月1日	平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.5新千里南町1丁目) 金入り設計書	事業者(団体)	局水道建設課	平成26年4月7日	取下げ	-	-	-	-	
12	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.2新千里西町2丁目、No.5新千里南町1丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	局水道建設課	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
13	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.22稲津町2丁目)のうち設計書」	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
14	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.14蛭池南町2丁目)のうち設計書」	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
15	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道新田配水池(南池)耐震補強工事」のうち設計書	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
16	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.21小曾根1丁目)のうち設計書」	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
17	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.20長興寺南1丁目)のうち設計書」	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
18	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(7工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その7)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
19	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(15工区)管渠改築工事のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
20	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成23年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(含流改築)管渠築造工事に伴う付帯工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
21	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(含流改築)立抗築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
22	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成23年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(含流改築)管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
23	平成26年4月1日	支出負担行為決議書(工事)「平成22年度猪名川流域下水道原田処理場3系汚泥焼却炉設備更新工事(土木)」のうち設計書	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター 猪名川下水道施設	平成26年4月14日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
24	平成26年4月1日	豊中市立おおぞら園、みずほ園解体撤去工事の金額入り設計図書(内訳書、代価表及び単価表)	市民	資産施設 河川事務所 下水道施設 用地整備	平成26年4月15日	不開示	第4号-I	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
25	平成26年4月1日	豊中市立共同浴場解体撤去工事の金額入り設計図書(内訳書、代価表及び単価表)	市民	施設 水道 市道 道路 整備 生産 活産 用備	平成26年4月15日	不開示	第4号イ	-	-	-	
26	平成26年4月1日	平成25年度千里中央西歩路橋外改修工事(その2)の2)金額入り設計図書(内訳書、代価表、単価表)	市民	都道 水道 市道 道路 整備 生産 活産 用備	平成26年4月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
27	平成26年4月1日	平成25年度神崎刀根山線整備工事(その2)の金額入り設計図書(内訳書、代価表、単価表)	市民	都道 水道 市道 道路 整備 生産 活産 用備	平成26年4月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
28	平成26年4月1日	基礎単価一覧表(平成26年2月分)、平成25年度見積り比較表	市民	上技 水道 水道 下道 水道 道設	平成26年4月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
29	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道給管改良工事(No.504緑丘1丁目外)のうち設計書」	市民	上技 水道 水道 下道 水道 道設	平成26年4月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
30	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.6上新田3丁目)のうち設計書」	市民	上技 水道 水道 下道 水道 道設	平成26年4月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
31	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.16中桜塚3丁目)のうち設計書」	市民	上技 水道 水道 下道 水道 道設	平成26年4月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
32	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.20長興寺南1丁目)のうち設計書」	市民	上技 水道 水道 下道 水道 道設	平成26年4月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
33	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.21小曾根1丁目)のうち設計書」	市民	上技 水道 水道 下道 水道 道設	平成26年4月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
34	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.32走井3丁目)のうち設計書」	市民	上技 水道 水道 下道 水道 道設	平成26年4月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
35	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.4新千里東町1丁目)のうち設計書」	市民	上技 水道 水道 下道 水道 道設	平成26年4月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
36	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.4新千里西町2丁目、No.33官山町2丁目)のうち設計書」	市民	上技 水道 水道 下道 水道 道設	平成26年4月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
37	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道新田配水池(南池)耐震補強工事」のうち設計書	市民	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
38	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業寺内排水区(9工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良工事(その1)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	市民	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月8日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
39	平成26年4月1日	基礎単価一覧表(平成26年2月分)	事業者(団体)	上水道技術センター	平成26年4月10日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
40	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.32走井3丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	上水道技術センター	平成26年4月10日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
41	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.6上新田3丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	上水道技術センター	平成26年4月10日	全部開示	-	平成26年4月16日	写し等の交付	-	
42	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度阪急西側南線歩道改良工事」のうち設計書	事業者(団体)	都市基盤センター	平成26年4月2日	全部開示	-	平成26年4月14日	写し等の交付	-	
43	平成26年4月1日	基礎単価一覧表(平成26年2月分)	事業者(団体)	上水道技術センター	平成26年4月10日	全部開示	-	平成26年4月14日	写し等の交付	-	
44	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.16中桜塚3丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	上水道技術センター	平成26年4月10日	全部開示	-	平成26年4月14日	写し等の交付	-	
45	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.6上新田3丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	上水道技術センター	平成26年4月10日	全部開示	-	平成26年4月14日	写し等の交付	-	
46	平成26年4月1日	平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.25南桜塚3丁目)金入り設計書及び代価表	事業者(団体)	上水道技術センター	平成26年4月1日	取下げ	-	-	-	-	
47	平成26年4月1日	平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.12豊稗東町3丁目)金入り設計書及び代価表	事業者(団体)	上水道技術センター	平成26年4月1日	取下げ	-	-	-	-	
48	平成26年4月1日	平成25年度原田排水区(1工区)管渠築造工事金入設計書及び代価表	事業者(団体)	上水道技術センター	平成26年4月1日	取下げ	-	-	-	-	



番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
49	平成26年4月1日	支出負担行為決議書「平成25年度公共下水道事業桜井谷排水区(向丘1丁目)管内管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	事業者(団体)	上技下 下水道技術センター 下水道建設課	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月14日	写し等の交付	-	
50	平成26年4月1日	平成25年度下水管渠修繕工事(その2) 金入設計書及び代価表	事業者(団体)	上技下 下水道技術センター 下水道管理課	平成26年4月2日	全部開示	-	平成26年4月14日	写し等の交付	-	
51	平成26年4月2日	公共用地境界確定書	任意申出者	上技下 下水道技術センター 下水道管理課	平成26年4月11日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
52	平成26年4月2日	公共用地境界確定書	任意申出者	上技下 下水道技術センター 下水道管理課	平成26年4月11日	部分開示	第2号	未実施	-	-	
53	平成26年4月2日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業寺内排水区(9工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良工事(その1)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上技下 下水道技術センター 下水道建設課	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月14日	写し等の交付	-	
54	平成26年4月2日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業寺内排水区(12工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良工事(その4)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上技下 下水道技術センター 下水道建設課	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月14日	写し等の交付	-	
55	平成26年4月2日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(5工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その5)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上技下 下水道技術センター 下水道建設課	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月14日	写し等の交付	-	
56	平成26年4月2日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(6工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その6)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上技下 下水道技術センター 下水道建設課	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月14日	写し等の交付	-	
57	平成26年4月2日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(8工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その8)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上技下 下水道技術センター 下水道建設課	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月14日	写し等の交付	-	
58	平成26年4月3日	豊中市水道メーターの廃棄の料金(過去1年間)	市民	上技下 下水道技術センター 下水道管理課	平成26年4月14日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
59	平成26年4月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	上技下 下水道技術センター 下水道管理課	平成26年4月11日	部分開示	第1号、第2号	平成26年4月17日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
60	平成26年4月4日	支出負担行為決議書「勝部2丁目第2児童遊園施設撤去工事」のうち金入り設計書	事業者(団体)	環境園推 進	平成26年4月9日	全部開示	-	平成26年4月15日	写し等の交付	-	
61	平成26年4月4日	平成25年度 利倉第19号線外4路線補修工事 金入り設計図書	事業者(団体)	都市盤 道路セ 道維 持課	平成26年4月11日	全部開示	-	平成26年4月15日	写し等の交付	-	
62	平成26年4月4日	平成25年度 庄内西町歩第1号線外1路線補装工事 金入り設計図書	事業者(団体)	都市盤 道路セ 道維 持課	平成26年4月11日	全部開示	-	平成26年4月15日	写し等の交付	-	
63	平成26年4月4日	平成25年度公共下水道事業人孔蓋取替工事(その1) 金入設計書及び代価表	事業者(団体)	上下水道 技術セ 道管 理課	平成26年4月9日	全部開示	-	平成26年4月15日	写し等の交付	-	
64	平成26年4月4日	平成25年度公共下水道事業人孔蓋取替工事(その4) 金入設計書及び代価表	事業者(団体)	上下水道 技術セ 道管 理課	平成26年4月9日	全部開示	-	平成26年4月15日	写し等の交付	-	
65	平成26年4月7日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 課	平成26年4月11日	部分開示	第1号、第2号	平成26年4月17日	写し等の交付	-	
66	平成26年4月7日	経歴等(豊中市情報公開・個人情報保護審査会委員)	市民	総情 報公 開課	平成26年4月18日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
67 ～ 70	平成26年4月7日	支出負担行為兼支出命令書(平成25年度第2～5回豊中市情報公開・個人情報保護審査会、委員報酬)	市民	総情 報公 開課	平成26年4月18日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
71	平成26年4月8日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業原田中央幹線(その1)管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)、特記仕様書	任意申出者	上下水道 技術セ 道建 設課	平成26年4月21日	全部開示	-	平成26年4月28日	写し等の交付	-	
72	平成26年4月8日	支出負担行為決議書「平成20年度公共下水道事業桜塚排水区(3工区)管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)、特記仕様書	任意申出者	上下水道 技術セ 道建 設課	平成26年4月21日	全部開示	-	平成26年4月28日	写し等の交付	-	
73	平成26年4月8日	支出負担行為決議書「平成20年度公共下水道事業豊中排水区(2工区)管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)、特記仕様書	任意申出者	上下水道 技術セ 道建 設課	平成26年4月21日	全部開示	-	平成26年4月28日	写し等の交付	-	
74	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「利倉西緑地耐震性貯水槽設置工事」のうち金入り設計書	事業者(団体)	環境園推 進	平成26年4月16日	全部開示	-	平成26年4月21日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
75	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「原田中1丁目児童遊園施設撤去工事」のうち金入り設計書	事業者(団体)	環公推 園境進 市路 都道	部り 課 盤タ 一課	平成26年4月16日	全部開示	平成26年4月21日	写し等の交付	-	
76	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「平成25年度大塚熊野田織歩道改良工事」のうち設計書	事業者(団体)	都道 市路 都道	部一 課 盤タ 一課	平成26年4月16日	全部開示	平成26年4月21日	写し等の交付	-	
77	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「平成25年度住居地区ノリアフリー整備工事(北丘・西丘・南丘小学校区)のうち設計書	事業者(団体)	都道 市路 都道	部一 課 盤タ 一課	平成26年4月16日	全部開示	平成26年4月21日	写し等の交付	-	
78	平成26年4月10日	神崎川刀根山整備工事(その2) 金入り設計書	事業者(団体)	都道 市路 都道	部一 課 盤タ 一課	平成26年4月22日	全部開示	平成26年4月25日	写し等の交付	-	
79	平成26年4月10日	豊南町歩道橋改修工事 金入り設計書	事業者(団体)	都道 市路 都道	部一 課 盤タ 一課	平成26年4月22日	全部開示	平成26年4月25日	写し等の交付	-	
80	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.25庄内栄町4丁目)のうち設計書	事業者(団体)	上技水 水道 水道	局部 一課 道 道	平成26年4月22日	全部開示	平成26年4月25日	写し等の交付	-	
81	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.32走井3丁目)のうち設計書	事業者(団体)	上技水 水道 水道	局部 一課 道 道	平成26年4月22日	全部開示	平成26年4月25日	写し等の交付	-	
82	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.21小曾根1丁目)のうち設計書	事業者(団体)	上技水 水道 水道	局部 一課 道 道	平成26年4月22日	全部開示	平成26年4月25日	写し等の交付	-	
83	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.2新千里西町2丁目、No.5新千里南町1丁目)のうち設計書	事業者(団体)	上技水 水道 水道	局部 一課 道 道	平成26年4月22日	全部開示	平成26年4月25日	写し等の交付	-	
84	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道新田配水池(南池)耐震補強工事」のうち設計書	事業者(団体)	上技水 水道 水道	局部 一課 道 道	平成26年4月22日	全部開示	平成26年4月25日	写し等の交付	-	
85	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道船管改良工事(No.501永楽荘4丁目外)のうち設計書	事業者(団体)	上技水 水道 水道	局部 一課 道 道	平成26年4月22日	全部開示	平成26年4月25日	写し等の交付	-	
86	平成26年4月10日	豊中市水道配水管敷設工事(No.17中萩塚2丁目) 金入り設計書	事業者(団体)	上技水 水道 水道	局部 一課 道 道	平成26年4月11日	取下げ	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
87	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(7工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その7)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月21日	全部開示	-	平成26年4月25日	写し等の交付	-	
88	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(15工区)管渠改築工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月21日	全部開示	-	平成26年4月25日	写し等の交付	-	
89	平成26年4月10日	支出負担行為決議書(工事)「平成25年度猪名川流域下水道原田処理場3系場内整備工事」のうち設計書	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月22日	全部開示	-	平成26年4月25日	写し等の交付	-	
90	平成26年4月10日	公共用地境界確定書	任意申出者	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月14日	取下げ	-	-	-	-	
91	平成26年4月10日	公共用地境界確定書	任意申出者	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月14日	取下げ	-	-	-	-	
92	平成26年4月10日	豊中市情報公開・個人情報保護審査会の答申(平成26年3月31日付け豊情個管第43号)を豊中市ホームページに掲載することについての決議文書	市民	総務部 情報公開	平成26年4月18日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
93	平成26年4月10日	豊情個管第43号「豊中市情報公開条例に基づき行政文書部分開示決定処分について(答申)」のホームページ掲載への決裁に關与した職員4人分の人事記録及びその任命権者の氏名が分かるもの	市民	総務部 人材育成	平成26年4月18日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
94	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)立坑築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月21日	全部開示	-	平成26年4月24日	写し等の交付	-	
95	平成26年4月10日	支出負担行為決議書「平成23年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月21日	全部開示	-	平成26年4月24日	写し等の交付	-	
96	平成26年4月11日	公共用地境界確定書	任意申出者	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月18日	全部開示	-	平成26年5月1日	写し等の交付	-	
97・98	平成26年4月11日	公共用地境界確定書	任意申出者	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月18日	部分開示	第1号、第2号	平成26年5月1日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
99	平成26年4月11日	支出負担行為決議書「神崎刀根山線(旭ヶ丘橋)整備工事」のうち設計書(内訳書・明細書)	任意申出者	都市基盤建設部一課	平成26年4月21日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
100	平成26年4月14日	支出負担行為決議書「神崎刀根山線改良工事」のうち設計書(本工事費内訳書・内訳書・明細書・代価表)	任意申出者	都市基盤建設部一課	平成26年4月21日	全部開示	-	平成26年4月24日	写し等の交付	-	
101	平成26年4月14日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業原田中央幹線(その1)管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書・内訳書・明細書・代価表)	任意申出者	局水道技術センター建設課	平成26年4月21日	全部開示	-	平成26年4月24日	写し等の交付	-	
102	平成26年4月14日	公共用地境界確定書	任意申出者	局水道技術センター建設課	平成26年4月18日	部分開示	第1号、第2号	平成26年4月23日	写し等の交付	-	
103	平成26年4月14日	基礎単価一覧表(平成26年2月分)	任意申出者	局水道技術センター建設課	平成26年4月25日	全部開示	-	平成26年4月28日	写し等の交付	-	
104	平成26年4月14日	豊中市立第三中学校及び豊中市立第十七中学校の平成25年度(2013年度)の定期テストの全科目の問題用紙、解答用紙及び解答について	事業者(団体)	教育局委員会推進室	平成26年5月9日	不開示	第4号ア	-	-	-	11日間延長
105	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業庄内排水区(13工区)管渠改良工事」のうち設計書(本工事費内訳書・内訳書・明細書・代価表)	任意申出者	局水道技術センター建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
106	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成25年度公共下水道事業天竺川排水区(新千里南町2丁目)地内管渠改良工事」のうち設計書(本工事費内訳書・内訳書・明細書・代価表)	任意申出者	局水道技術センター建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
107	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業寺内排水区(9工区)管渠改良工事及び平成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良工事(その1)」のうち設計書(本工事費内訳書・内訳書・明細書・代価表)	任意申出者	局水道技術センター建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
108	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業寺内排水区(10工区)管渠改良工事及び平成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良工事(その2)」のうち設計書(本工事費内訳書・内訳書・明細書・代価表)	任意申出者	局水道技術センター建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
109	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業寺内排水区(12工区)管渠改良工事及び平成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良工事(その4)」のうち設計書(本工事費内訳書・内訳書・明細書・代価表)	任意申出者	局水道技術センター建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
110	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(1工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その1)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上下水道部 下水道技術建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
111	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(2工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その2)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上下水道部 下水道技術建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
112	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(3工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その3)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上下水道部 下水道技術建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
113	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(4工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その4)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上下水道部 下水道技術建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
114	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(5工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その5)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上下水道部 下水道技術建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
115	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(6工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その6)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上下水道部 下水道技術建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
116	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(7工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その7)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上下水道部 下水道技術建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
117	平成26年4月15日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(8工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その8)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上下水道部 下水道技術建設課	平成26年4月24日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
118	平成26年4月15日	平成25年度雨水渠土砂しゅんせつ工事に係る金入りの設計書	任意申出者	上下水道部 下水道技術管理課	平成26年4月28日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
119	平成26年4月15日	平成25年度公共下水道業人孔蓋取替工事(その2)に係る金入り設計書	任意申出者	上下水道部 下水道技術管理課	平成26年4月28日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
120・121	平成26年4月15日	不用量水器の売却処分 平成21・22年	市民	上経給排水客機セービス課 下水道センター	平成26年4月25日	全部開示	-	平成26年5月21日	閲覧及び写し等の交付	-	
122～133	平成26年4月15日	不用水道メーターの売却処分 平成22～26年	市民	上経給排水客機セービス課 下水道センター	平成26年4月25日	全部開示	-	平成26年5月21日	閲覧及び写し等の交付	-	
134	平成26年4月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	平成26年4月23日	部分開示	第1号、第2号	平成26年4月30日	写し等の交付	-	
135	平成26年4月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	平成26年4月24日	部分開示	第1号、第2号	平成26年4月24日	写し等の交付	-	
136	平成26年4月16日	基礎単価一覧表(平成25年11月分)	市民	上技水道課 下水道建設	平成26年4月25日	全部開示	-	平成26年4月28日	写し等の交付	-	
137	平成26年4月18日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	平成26年4月24日	全部開示	-	平成26年5月1日	写し等の交付	-	
138	平成26年4月18日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	平成26年4月24日	部分開示	第2号	平成26年5月1日	写し等の交付	-	
139	平成26年4月18日	平成25年度空港周辺緑地施設整備工事における平成26年4月1日付豊中市告示文とその資料	市民	環公推 公園	平成26年5月2日	全部開示	-	平成26年5月7日	写し等の交付	-	
140	平成26年4月18日	平成25年度空港周辺緑地施設整備工事における予定に無い10街区南のエル字フェンス内に工事終わり頃に突然設置された石の台座と御影石について作成された文書	市民	環公推 公園	平成26年5月2日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
141	平成26年4月18日	平成25年度空港周辺緑地施設整備工事における大阪府空港戦略課及び北部農と緑との協議の内容と日時がわかる文書とそれに伴う図面	市民	環公推 公園	平成26年5月2日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
142	平成26年4月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	平成26年4月24日	部分開示	第1号、第2号	平成26年4月28日	写し等の交付	-	
143	平成26年4月21日	支出負担行為決議書「平成25年度大塚熊野田線歩道改良工事」のうち設計書	事業者 (団体)	都道 道路	平成26年5月1日	全部開示	-	平成26年5月7日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
144	平成26年4月21日	豊中市水道配水管敷設工事(No.17中桜塚2丁目)金入り設計書及び代価表	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月22日	取下げ	-	-	-	-	
145	平成26年4月21日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.4新千里西町2丁目、No.33宮山町2丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年5月11日	全部開示	-	平成26年5月7日	写し等の交付	-	
146	平成26年4月21日	平成25年度下水管渠修繕工事(その3) 金入り設計書及び代価表	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月21日	取下げ	-	-	-	-	
147	平成26年4月21日	支出負担行為決議書「平成25年度公共下水道事業桜塚排水区(中桜塚2丁目)管内管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月24日	全部開示	-	平成26年5月7日	写し等の交付	-	
148	平成26年4月22日	公共用地境界確定書	事業者(個人)	資産地	平成26年4月28日	部分開示	第1号	平成26年5月2日	写し等の交付	-	
149	平成26年4月22日	土地売買契約の締結について	市民	資産地	平成26年4月28日	部分開示	第1号	平成26年5月2日	写し等の交付	-	
150	平成26年4月22日	平成25年度下水管渠修繕工事(その1) 金入設計書及び代価表	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月28日	全部開示	-	平成26年5月7日	写し等の交付	-	
151 ～ 153	平成26年4月22日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地	平成26年4月28日	部分開示	第1号、第2号	平成26年4月30日	写し等の交付	-	
154	平成26年4月23日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.2新千里西町2丁目、No.5新千里南町1丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年5月11日	全部開示	-	平成26年5月7日	写し等の交付	-	
155	平成26年4月25日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資産地	平成26年5月11日	部分開示	第1号、第2号	平成26年5月15日	写し等の交付	-	
156	平成26年4月28日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(3丁目)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その3)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	市民	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年4月30日	全部開示	-	平成26年5月7日	写し等の交付	-	
157	平成26年4月28日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地	平成26年5月13日	部分開示	第1号、第2号	平成26年5月16日	写し等の交付	-	



番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
158	平成26年4月28日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 活用	部 用 用 用 課	平成26年5月13日	部分開示	平成26年5月16日	写し等の 交付	-	
159 ・ 160	平成26年4月30日	廃材(ガードレール等)の売却処分について(依頼)(平成23年度1・2回目)	市民	都道 道路 市路 盤セ 盤セ 維持 維持	部 一 課 課	平成26年5月14日	全部開示	未実施	-	-	
161 ・ 162	平成26年4月30日	廃材(防護柵等)の売却処分について(依頼)(平成24・25年度)	市民	都道 道路 市路 盤セ 盤セ 維持 維持	部 一 課 課	平成26年5月14日	全部開示	未実施	-	-	
163	平成26年5月1日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 活用	部 用 用 用 課	平成26年5月13日	部分開示	平成26年5月19日	写し等の 交付	-	
164	平成26年5月2日	支出負担行為決議書「神崎刀根山線改良工事」のうち当初設計書	任意申出者	都道 道路 市路 盤セ 盤セ 建設	部 一 課 課	平成26年5月14日	全部開示	平成26年5月21日	写し等の 交付	-	
165	平成26年5月2日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業原田中央幹線(その1)管渠改良工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上技 下技 下水 水道 水道 建設	局 部 一 課 課	平成26年5月14日	全部開示	平成26年5月21日	写し等の 交付	-	
166	平成26年5月2日	支出負担行為決議書(工事)「平成25年度猪名川流域下水道原田処理場3系焼却炉設備撤去工事」のうち設計書	任意申出者	上猪 下猪 下水 水道 水道 建設	局 部 一 課 課	平成26年5月14日	全部開示	平成26年5月21日	写し等の 交付	-	
167 ・ 168	平成26年5月7日	平成24・25年度空港周辺緑地施設整備工事に係る打合せ概要	市民	都空 市計 市路 盤セ 盤セ 管理 推進	部 室 課	平成26年5月21日	全部開示	平成26年6月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
169 ～ 172	平成26年5月7日	上水道引込工事(市道)に伴う道路占用許可申請(平成23～26年度)	市民	都道 道路 市路 盤セ 盤セ 管理	部 一 課 課	平成26年5月21日	部分開示	平成26年5月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
173	平成26年5月7日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 活用	部 用 用 用 課	平成26年5月13日	部分開示	平成26年5月15日	写し等の 交付	-	
174	平成26年5月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 活用	部 用 用 用 課	平成26年5月14日	部分開示	平成26年5月16日	写し等の 交付	-	
175	平成26年5月12日	土壤汚染調査報告書(豊中市〇〇〇〇)	任意申出者	環境 産地 活活 活用 策	部 室 課	平成26年5月26日	部分開示	平成26年5月26日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
176	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「神崎刀根山線(旭ヶ丘橋)整備工事」のうち金入り変更設計書	任意申出者	都道 市路 都道 市路 建設 課	平成26年5月16日	全部開示	-	平成26年5月20日	写し等の交付	-	
177	平成26年5月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 課	平成26年5月19日	部分開示	第2号	未実施	-	-	
178	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「市内格公園維持管理業務(第2区)」のうち金入り設計書	市民	環公 園 境み 進 課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
179	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「駅前等草花管理業務(第2区)」のうち金入り設計書	市民	環公 園 境み 進 課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
180	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「空港周辺環境基盤整備施設児童遊園(第1区)」のうち金入り設計書	市民	環公 園 境み 進 課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
181	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「空港周辺環境基盤整備施設児童遊園(第2区)」のうち金入り設計書	市民	環公 園 境み 進 課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
182	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「市内各公園維持管理業務(第9区)」のうち金入り設計書	市民	環公 園 境み 進 課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
183	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「街路樹管理業務(第4区)」のうち金入り設計書	市民	環公 園 境み 進 課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
184	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「花しよぶ園育成管理業務」のうち金入り設計書	市民	環公 園 境み 進 課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
185	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「つばき公園外施設再整備工事」のうち金入り設計書	市民	環公 園 境み 進 課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
186	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「麻田公園外施設再整備工事」のうち金入り設計書	市民	環公 園 境み 進 課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
187	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「谷田公園外施設再整備工事」のうち金入り設計書	市民	環公 園 境み 進 課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
188	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「二葉北第2公園便所設置工事」のうち金入り設計書	市民	環境園 境み進 部り課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
189	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「松くい虫被害木伐採工事(第1区)」のうち金入り設計書	市民	環境園 境み進 部り課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
190	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「松くい虫被害木伐採工事(第2区)」のうち金入り設計書	市民	環境園 境み進 部り課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
191	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「西町2丁目第3公園外施設改修工事」のうち金入り設計書	市民	環境園 境み進 部り課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
192	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「豊島公園入口改修工事」のうち金入り設計書	市民	環境園 境み進 部り課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
193	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「街路樹植栽(補植)工事」のうち金入り設計書	市民	環境園 境み進 部り課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
194	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「原田南2丁目児童遊園樹木移植準備工事」のうち金入り設計書	市民	環境園 境み進 部り課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
195	平成26年5月12日	支出負担行為決議書「ふれあい緑地外施設改修工事」のうち金入り設計書	市民	環境園 境み進 部り課	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年6月2日	写し等の交付	-	
196	平成26年5月13日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.6上新田3丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	上下水道 技術センター 局部一課	平成26年5月20日	全部開示	-	平成26年5月23日	写し等の交付	-	
197	平成26年5月14日	平成25年に提出されたPCB届出書のうち、事業場及び届出者に係る情報(氏名又は名称、所在地、電話番号、責任者氏名、責任者役職名)並びにPCB廃棄物の種類及び数量が事業所ごとに分かるデータ	任意申出者	環境 境七 部一課	平成26年5月17日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
198	平成26年5月14日	支出負担行為決議書「神崎刀根山線(旭ヶ丘橋)整備工事」のうち設計書(代価表)	任意申出者	都市基盤 センター 局部一課	平成26年5月26日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
199	平成26年5月15日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.21小曾根1丁目)」のうち設計書	市民	上下水道 技術センター 局部一課	平成26年5月20日	全部開示	-	平成26年5月22日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
200	平成26年5月15日	平成25年度公共下水道事業 穂積ポンプ場No.2 雨水ポンプ設備更新工事の金入り設計書	任意申出者	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年5月22日	全部開示	-	平成26年5月26日	写し等の交付	-	
201 ・ 202	平成26年5月15日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地	平成26年5月20日	部分開示	第1号、第2号	平成26年5月23日	写し等の交付	-	
203	平成26年5月15日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地	平成26年5月20日	部分開示	第1号、第2号	平成26年5月27日	写し等の交付	-	
204 ～ 206	平成26年5月15日	公共用地境界確定書	市民	資産地	平成26年5月20日	部分開示	第1号、第2号	平成26年5月23日	写し等の交付	-	
207	平成26年5月15日	公共用地境界確定書	市民	資産地	平成26年5月20日	部分開示	第2号	平成26年5月23日	写し等の交付	-	
208	平成26年5月16日	確定通知書及び公共用地境界確定書	任意申出者	資産地	平成26年5月26日	部分開示	第1号、第2号	平成26年5月29日	写し等の交付	-	
209	平成26年5月19日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.21「小曽根1丁目」)のうち設計書	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年5月29日	写し等の交付	-	
210	平成26年5月19日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.32「走井3丁目」)のうち設計書	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年5月29日	写し等の交付	-	
211	平成26年5月19日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷工事(No.20「長興寺南1丁目」)のうち設計書	事業者(団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成26年5月26日	全部開示	-	平成26年5月29日	写し等の交付	-	
212	平成26年5月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地	平成26年5月27日	部分開示	第2号	平成26年5月27日	写し等の交付	-	
213	平成26年5月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地	平成26年5月27日	部分開示	第2号	平成26年6月4日	写し等の交付	-	
214	平成26年5月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地	平成26年5月27日	部分開示	第1号、第2号	平成26年6月4日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
215	平成26年5月21日	「豊中市北消防署新千里出張所移転改築工事」 工事費内訳書	任意申出者	施設 産設 活整 用備 部課	平成26年6月3日	全部開示	-	平成26年6月9日	写し等の 交付	-	
216	平成26年5月22日	豊中市上新田土地区画整理組合 第24回総会 議事録	事業者 (団体)	都市 計地 画推 進備 部課	平成26年5月30日	部分開示	第1号、第2号	平成26年6月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
217	平成26年5月22日	支出負担行為決議書「都市計画道路路明示測量 委託」のうち設計書	事業者 (団体)	都道 道基 路セ ン建 部一 課	平成26年5月29日	全部開示	-	平成26年5月29日	写し等の 交付	-	
218	平成26年5月22日	平成25年度 境界標復元測量委託 金入りの設計 書	事業者 (団体)	都道 道基 路セ ン維 部一 課	平成26年5月29日	全部開示	-	平成26年5月29日	写し等の 交付	-	
219	平成26年5月22日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年5月30日	部分開示	第2号	平成26年6月24日	写し等の 交付	-	
220	平成26年5月22日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年5月29日	部分開示	第1号、第2号	平成26年6月5日	写し等の 交付	-	
221	平成26年5月27日	神崎刀根山線整備工事(その2)金入りの設計書 (代価まで)、現場説明書	任意申出者	都道 道基 路セ ン維 部一 課	平成26年6月4日	全部開示	-	平成26年6月6日	写し等の 交付	-	
222	平成26年5月27日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道 新田配水池(南池)耐震補強工事」のうち設計書 および特記仕様書	任意申出者	上技 下水 道術 セ ン建 局部 一課	平成26年6月4日	全部開示	-	平成26年6月6日	写し等の 交付	-	
223	平成26年5月27日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年5月30日	部分開示	第1号	平成26年5月30日	写し等の 交付	-	
224	平成26年5月27日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年5月30日	部分開示	第1号、第2号	平成26年5月30日	写し等の 交付	-	
225	平成26年5月27日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道 事業寺内排水区(12工区)管渠改築工事及び平 成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良 工事(その4)のうち設計書(本工事費内訳書、内 訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上技 下水 道術 セ ン建 局部 一課	平成26年5月29日	全部開示	-	平成26年6月5日	写し等の 交付	-	
226	平成26年5月27日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道 事業寺内排水区(9工区)管渠改築工事及び平 成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良工 事(その1)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳 書、明細書、代価表)	任意申出者	上技 下水 道術 セ ン建 局部 一課	平成26年5月29日	全部開示	-	平成26年6月5日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
227	平成26年5月27日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(5工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その5)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上下水道技術センター建設課	平成26年5月29日	全部開示	-	平成26年6月5日	写し等の交付	-	
228	平成26年5月27日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(8工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その8)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上下水道技術センター建設課	平成26年5月29日	全部開示	-	平成26年6月5日	写し等の交付	-	
229	平成26年5月29日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業原田中央幹線(その1)管渠築造工事のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、代価表)	任意申出者	上下水道技術センター建設課	平成26年6月9日	全部開示	-	平成26年6月17日	写し等の交付	-	
230	平成26年5月29日	神崎刀根山線整備工事(その2)金入り設計書の写し	市民	都市基盤維持課	平成26年6月4日	全部開示	-	平成26年6月9日	写し等の交付	-	
231・232	平成26年5月30日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資産課	平成26年6月5日	部分開示	第1号、第2号	平成26年6月6日	写し等の交付	-	
233	平成26年6月2日	有限会社○○○用地 土壌汚染状況調査結果報告書	任意申出者	環境課	平成26年6月10日	部分開示	第1号	平成26年6月17日	写し等の交付	-	
234	平成26年6月6日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産課	平成26年6月11日	部分開示	第1号、第2号	平成26年6月13日	写し等の交付	-	
235	平成26年6月9日	有限会社○○○用地 土壌汚染状況調査結果報告書	任意申出者	環境課	平成26年6月13日	部分開示	第1号	平成26年6月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
236	平成26年6月9日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資産課	平成26年6月16日	全部開示	-	平成26年6月23日	写し等の交付	-	
237	平成26年6月9日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資産課	平成26年6月11日	全部開示	-	平成26年6月12日	写し等の交付	-	
238	平成26年6月9日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資産課	平成26年6月16日	部分開示	第2号	平成26年6月27日	写し等の交付	-	
239	平成26年6月9日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資産課	平成26年6月16日	部分開示	第1号、第2号	平成26年6月27日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
240	平成26年6月9日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	部 課	平成26年6月16日	部分開示	第1号、第2号	写し等の 交付	-	
241	平成26年6月9日	平成26年度公園の維持管理業務に係る最低制限価格の算出方法	市民	環 推	部 り 課	平成26年6月19日	全部開示	-	写し等の 交付	-	
242	平成26年6月10日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活活 用用	部 課	平成26年6月16日	部分開示	第1号	写し等の 交付	-	
243	平成26年6月11日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	部 課	平成26年6月19日	部分開示	第2号	写し等の 交付	-	
244	平成26年6月11日	開発行為変更許可申請書(許可番号 〇〇〇)	市民	都 土 調 開	部 用 一 課	平成26年6月25日	部分開示	第1号、第2号	閲覧及び 写し等の 交付	-	
245	平成26年6月11日	支出負担行為決議書「神崎刀根山線地中配管工事」のうち金入り設計書	任意申出者	都 道 道	部 一 課	平成26年6月16日	全部開示	-	写し等の 交付	-	
246	平成26年6月11日	支出負担行為決議書「神崎刀根山線暫定整備工事」のうち金入り設計書	任意申出者	都 道 道	部 一 課	平成26年6月16日	全部開示	-	写し等の 交付	-	
247	平成26年6月12日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(8工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その8)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)及び特記仕様書、設計図	任意申出者	上 下 道 道	局 部 一 課	平成26年6月24日	全部開示	-	閲覧及び 写し等の 交付	-	
248 ・ 249	平成26年6月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	部 課	平成26年6月19日	全部開示	-	写し等の 交付	-	
250	平成26年6月17日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	部 課	平成26年6月20日	部分開示	第1号、第2号	写し等の 交付	-	
251 ・ 252	平成26年6月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	部 課	平成26年6月26日	部分開示	第1号、第2号	写し等の 交付	-	
253	平成26年6月20日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	部 課	平成26年6月26日	部分開示	第2号	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
254	平成26年6月20日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用	平成26年6月26日	部分開示	第1号、第2号	平成26年6月30日	写し等の交付	-	
255	平成26年6月23日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用	平成26年6月27日	部分開示	第1号	平成26年7月1日	写し等の交付	-	
256	平成26年6月25日	平成25年度 支出負担行為決議書「駅前等草花管理業務(第1区)」のうち金入り設計書	市民	環公推 園境 み進	平成26年7月4日	全部開示	-	平成26年7月7日	写し等の交付	-	
257	平成26年6月25日	平成25年度 支出負担行為決議書「市民協同緑化業務」のうち金入り設計書	市民	環公推 園境 み進	平成26年7月4日	全部開示	-	平成26年7月7日	写し等の交付	-	
258	平成26年6月25日	平成26年度 支出負担行為決議書「空港周辺環境整備施設(徳穂緑道)の維持管理業務」のうち金入り設計書	市民	環公推 園境 み進	平成26年7月4日	全部開示	-	平成26年7月7日	写し等の交付	-	
259	平成26年6月25日	平成25年度 支出負担行為決議書「市内各公園維持管理業務(第1区)」のうち金入り設計書	市民	環公推 園境 み進	平成26年7月4日	全部開示	-	平成26年7月7日	写し等の交付	-	
260	平成26年6月25日	平成25年度 支出負担行為決議書「市内各公園維持管理業務(第10区)」のうち金入り設計書	市民	環公推 園境 み進	平成26年7月4日	全部開示	-	平成26年7月7日	写し等の交付	-	
261	平成26年6月25日	宅地造成等規制法第8条第1項の宅地造成に関する工事の許可申請書の内の図面一式(構造図を含む)(豊中指令都開 第〇〇〇号)	任意申出者	都土調開 市計画 地推 整七 発セ 審ン 査タ 査	平成26年7月3日	部分開示	第1号	平成26年7月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
262	平成26年6月25日	明示指令書及び公共用地境界確定図	任意申出者	資土 産地 活用	平成26年7月2日	部分開示	第1号、第2号	平成26年7月3日	写し等の交付	-	
263	平成26年6月25日	公益通報は以前は市役所職員からの通報しか受け付けなかったが現在は受けるのと事は、いつ変更になったのかわかる文書一切	市民	総務 務・コ ンプ ライ ア イ ン ス ス 室	平成26年7月2日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
264	平成26年6月26日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用	平成26年7月2日	部分開示	第1号、第2号	平成26年7月14日	写し等の交付	-	
265	平成26年6月26日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用	平成26年7月2日	部分開示	第1号、第2号	平成26年7月2日	写し等の交付	-	



番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
266	平成26年6月26日	水道引込管の給水申請者からの占用申請について 道路占用申請打合録	市民	上給排水客線下水管セクター課	平成26年7月10日	全部開示	-	平成26年7月15日	閲覧及び写し等の交付	-	
267	平成26年6月26日	豊中市水道局が水道局名で道路許可占有申請を個人名での申請書に変更した理由がわかる文書	市民	上給排水客線下水管セクター課	平成26年7月10日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
268	平成26年6月26日	豊中市上下水道局で道路占用許可申請を提出しない水道引込管の引替・修理等の費用(過去1年間)	市民	上水道技術維持課	平成26年6月27日	取下げ	-	-	-	-	
269	平成26年6月27日	豊中市水道局名での道路許可占有申請書以外の水道の引込管での水道局が公道上の負担した費用一切(年度別)	市民	上水道技術維持課	平成26年7月9日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
270	平成26年6月27日	平成25年度大字柴原ほか三大字財産区墓地委員会協議資料	任意申出者	健康福祉部	平成26年7月10日	部分開示	第1号	平成26年7月11日	写し等の交付	-	
271	平成26年6月27日	豊中市大字柴原ほか三大字財産区墓地パンフレット	任意申出者	健康福祉部	平成26年7月10日	全部開示	-	平成26年7月11日	写し等の交付	-	
272	平成26年6月27日	柴原霊園(改井谷共同墓地)に係る「墓地台帳」	任意申出者	健康福祉部	平成26年7月10日	全部開示	-	平成26年7月11日	写し等の交付	-	
273	平成26年6月30日	都市再生地籍調査事業(官民境界等先行調査)業務委託 平成24年度(金入り設計書)	市民	資産活用部	平成26年7月3日	全部開示	-	平成26年7月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
274	平成26年6月30日	都市再生地籍調査事業(官民境界等先行調査)業務委託 平成25年度(金入り設計書)	市民	資産活用部	平成26年7月3日	全部開示	-	平成26年7月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
275・276	平成26年6月30日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用部	平成26年7月4日	部分開示	第1号、第2号	平成26年7月8日	写し等の交付	-	
277	平成26年7月1日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用部	平成26年7月7日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
278	平成26年7月2日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用部	平成26年7月7日	部分開示	第2号	平成26年7月16日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
279	平成26年7月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成26年7月9日	部分開示	第2号	平成26年7月14日	写し等の交付	-	
280	平成26年7月4日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成26年7月9日	部分開示	第1号、第2号	平成26年7月9日	写し等の交付	-	
281	平成26年7月11日	宅地造成等規制法第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可申請書(許可番号○○○)	市民	都土調開 計地セ 画推利 進用一 査一課	平成26年7月25日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
282	平成26年7月11日	宅地造成等規制法第13条第1項の規定による宅地造成に関する工事の完了検査申請書(平成25年4月5日提出分)	市民	都土調開 計地セ 画推利 進用一 査一課	平成26年7月25日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
283	平成26年7月11日	柴原霊園(桜井谷共同墓地) 墓地区画図面	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成26年7月25日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
284	平成26年7月11日	柴原霊園(桜井谷共同墓地) 財産区予算決定及び収支一覧書類(平成20年度・平成21年度・平成22年度・平成23年度及び平成24年度)	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成26年7月25日	全部開示	-	平成26年7月30日	写し等の交付	-	
285	平成26年7月11日	柴原霊園(桜井谷共同墓地) 造成工事の完了検査済証	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成26年7月25日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
286	平成26年7月11日	柴原霊園(桜井谷共同墓地) 造成工事図面一式(建物含む)	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成26年7月25日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
287	平成26年7月11日	豊中市大字柴原ほか三大字財産区墓地委員会協議資料(平成21年度、平成22年度、平成23年度、平成24年度)	任意申出者	健地 康域 福福 祉祉	平成26年7月25日	部分開示	第1号	平成26年7月30日	写し等の交付	-	
288	平成26年7月11日	平成24年度豊中市大字柴原ほか三大字財産区墓地委員会協議資料	任意申出者	健地 康域 福福 祉祉	平成26年7月25日	部分開示	第1号	平成26年7月30日	写し等の交付	-	
289	平成26年7月11日	豊中市大字柴原ほか三大字財産区墓地条例に関する事務要領	任意申出者	健地 康域 福福 祉祉	平成26年7月25日	全部開示	-	平成26年7月30日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
290	平成26年7月11日	柴原霊園(桜井谷共同墓地)当初から現在までの墓地経営許可証(全て)	任意申出者	健康衛生部 保健課	平成26年7月25日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
291	平成26年7月11日	柴原霊園(桜井谷共同墓地)墓地許可範囲の実測図面(公図)	任意申出者	健康衛生部 保健課	平成26年7月25日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
292	平成26年7月11日	柴原霊園(桜井谷共同墓地)経営母体関係	任意申出者	健康衛生部 保健課	平成26年7月25日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
293	平成26年7月11日	柴原霊園(桜井谷共同墓地)建築計画概要及び検査済証	任意申出者	都市計画課	平成26年7月25日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
294	平成26年7月11日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産課	平成26年7月15日	部分開示	第2号	平成26年7月22日	写し等の交付	-	
295	平成26年7月11日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産課	平成26年7月15日	部分開示	第1号	平成26年7月16日	写し等の交付	-	
296	平成26年7月11日	平成25年度公民館活動交付金の精算について平成25年度(2013年度)公民館活動交付金清算書及び分館活動交付金出納簿	市民	教育委員会 公民館	平成26年7月25日	部分開示	第1号	平成26年7月30日	閲覧及び写し等の交付	-	
297	平成26年7月11日	平成25年度豊中市議会政務活動費収支報告書・会計帳簿・支払伝票簿 ※会派保管文書である出張届・出張報告書含む	市民	市議会議務課	平成26年7月25日	部分開示	第1号、第2号	平成26年8月18日	閲覧及び写し等の交付	-	
298	平成26年7月11日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資産課	平成26年7月16日	全部開示	-	平成26年7月22日	写し等の交付	-	
299	平成26年7月14日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産課	平成26年7月22日	部分開示	第1号、第2号	平成26年7月29日	写し等の交付	-	
300	平成26年7月14日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資産課	平成26年7月18日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
301	平成26年7月15日	漏水調査の範囲・漏水調査費用を当事者に請求しない事がわかる資料一切	市民	上下水道部 下水道課	平成26年7月29日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
302	平成26年7月15日	給水装置の漏水調査(公道部分除く(一次側)の費用(職員等給料・他費)のわかる文書一切)	市民	上経給 下客排 水道管七サ 局道管セービス課	平成26年7月29日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
303	平成26年7月15日	職歴・年齢・離職度	市民	上経給 下客排 水道管七サ 局道管セービス課	平成26年7月29日	不開示	第1号	-	-	-	
304	平成26年7月15日	漏水証明書(過去5年間のうち配管引替え分)	市民	上経給 下客排 水道管七サ 局道管セービス課	平成26年7月29日	部分開示	第1号	平成26年8月15日	閲覧	-	
305	平成26年7月15日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成26年7月18日	部分開示	第1号、第2号	平成26年7月23日	写し等の交付	-	
306	平成26年7月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成26年7月23日	部分開示	第2号	平成26年7月24日	写し等の交付	-	
307 ・ 308	平成26年7月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成26年7月23日	部分開示	第1号、第2号	平成26年7月25日	写し等の交付	-	
309	平成26年7月17日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活活 用用	平成26年7月23日	部分開示	第1号、第2号	平成26年8月4日	写し等の交付	-	
310	平成26年7月17日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成26年7月23日	全部開示	-	平成26年7月25日	写し等の交付	-	
311	平成29年7月17日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成26年7月23日	部分開示	第1号、第2号	平成26年7月30日	写し等の交付	-	
312 ～ 317	平成26年7月18日	公共用地境界確定書	市民	資土 産地 活活 用用	平成26年7月18日	全部開示	-	平成26年7月18日	写し等の交付	-	即時開示
318	平成26年7月22日	7月18日、水道局維持課との打合せの資料一切	市民	都道 下道 基セ 路路 盤管 管理 課	平成26年8月5日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
319	平成26年7月22日	7月18日、道路管理課との打合せの資料一切	市民	上技 下水 道道 術術 セセ ンン タタ 持持 課課	平成26年8月4日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
320	平成26年7月22日	平成26年度家庭系ごみ収集運搬指名競争入札入札結果(繕礼価格含)	任意申出者	環境七ヶ塔業務課	平成26年7月24日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
321	平成26年7月22日	第8期 第3回 豊中市廃棄物減量等推進審議会 案件2 資料3:家庭系ごみ収集運搬体制の変更について	任意申出者	環境七ヶ塔業務課	平成26年7月24日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
322	平成26年7月23日	有料老人ホーム事業変更届出書 ○○○(平成25年3月21日付)	在勤者	健康いきいき福祉センター施設課	平成26年7月29日	部分開示	第2号	平成26年8月4日	閲覧及び写し等の交付	-	
323	平成26年7月24日	道路占用許可申請(水道引込分)を水道局から個人の申請にした事が分かる資料	市民	都市基盤七ヶ塔管理課	平成26年8月5日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
324	平成26年7月24日	水質汚濁防止法に基づく特定工場・事業場一覧表	任意申出者	環境政策課	平成26年7月29日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
325・326	平成26年7月25日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成26年8月1日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月29日	写し等の交付	-	
327	平成26年7月25日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資産活用課	平成26年8月1日	部分開示	第2号	平成26年8月4日	写し等の交付	-	
328	平成26年7月28日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成26年8月1日	部分開示	第1号、第2号	平成26年8月4日	写し等の交付	-	
329	平成26年7月28日	防火対象物点検結果報告書(直近のもの)	任意申出者	消防予防課	平成26年7月30日	取下げ	-	-	-	-	
330	平成26年7月28日	消防用設備等点検結果報告書(直近のもの)	任意申出者	消防予防課	平成26年7月30日	取下げ	-	-	-	-	
331	平成26年7月29日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成26年8月1日	全部開示	-	平成26年8月4日	写し等の交付	-	
332	平成26年7月29日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資産活用課	平成26年8月1日	部分開示	第2号	平成26年8月1日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
333 ～ 337	平成26年7月30日	平成26年度豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書 第4・5・12～14区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書	任意申出者	環境七タタ課	平成26年8月5日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
338	平成26年7月30日	公共用地境界確定書	市民	環境七タタ課	平成26年8月6日	全部開示	-	平成26年8月11日	写し等の交付	-	
339	平成26年7月30日	公共用地境界確定書	市民	環境七タタ課	平成26年8月6日	全部開示	-	平成26年8月8日	写し等の交付	-	
340	平成26年7月30日	平成25年度見積り比較表	事業者(団体)	下水道七タタ課	平成26年8月11日	全部開示	-	平成26年8月12日	写し等の交付	-	
341	平成26年7月31日	平成25年度見積り比較表	市民	下水道七タタ課	平成26年8月11日	全部開示	-	平成26年8月12日	写し等の交付	-	
342	平成26年7月31日	在宅緩和ケアマニュアル 平成26年3月	市民	健康福祉七タタ課	平成26年8月6日	部分開示	第2号	平成26年8月7日	写し等の交付	-	
343	平成26年7月31日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業庄内排水区(13工区)管渠改築工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	下水道七タタ課	平成26年8月11日	全部開示	-	平成26年8月14日	写し等の交付	-	
344	平成26年7月31日	支出負担行為決議書「平成25年度公共下水道事業天竺川排水区(新千里東町1丁目地内外)管渠改築工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	下水道七タタ課	平成26年8月11日	全部開示	-	平成26年8月14日	写し等の交付	-	
345	平成26年7月31日	支出負担行為決議書「平成25年度公共下水道事業天竺川排水区(新千里南町2丁目地内外)管渠改築工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	下水道七タタ課	平成26年8月11日	全部開示	-	平成26年8月14日	写し等の交付	-	
346	平成26年7月31日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(5工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その5)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	下水道七タタ課	平成26年8月11日	全部開示	-	平成26年8月14日	写し等の交付	-	
347	平成26年7月31日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(6工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その6)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	下水道七タタ課	平成26年8月11日	全部開示	-	平成26年8月14日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
348	平成26年7月31日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(8工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その8)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上技 下水道 下	下 水道 下	平成26年8月11日	全部開示	平成26年8月14日	写し等の交付	-	
349	平成26年7月31日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業寺内排水区(9工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良工事(その1)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上技 下水道 下	下 水道 下	平成26年8月11日	全部開示	平成26年8月14日	写し等の交付	-	
350	平成26年7月31日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業寺内排水区(12工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良工事(その4)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上技 下水道 下	下 水道 下	平成26年8月11日	全部開示	平成26年8月14日	写し等の交付	-	
351	平成26年7月31日	水道の本管・配水管(水管)・下水道の配水管(水管)の占用の更新の資料一切(豊中市上下水道局所有管)	市民	都道 市基 市盤 市路 市理	都道 市基 市盤 市路 市理	平成26年8月12日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	
352	平成26年7月31日	水道の配水管及び水道引込管の占用の更新の資料一切	市民	上技 水道 水	上技 水道 水	平成26年8月11日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	
353	平成26年7月31日	下水道の本管・マンホール及び下水道引込管の占用の更新、更新資料一切	市民	上技 下水道 下	上技 下水道 下	平成26年8月11日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	
354	平成26年8月1日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	資土	平成26年8月11日	全部開示	平成26年8月18日	写し等の交付	-	
355	平成26年8月1日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.20長興寺南1丁目)のうち設計書」	市民	上技 水道 水	上技 水道 水	平成26年8月11日	全部開示	平成26年8月12日	写し等の交付	-	
356 ・ 357	平成26年8月4日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	資土	平成26年8月11日	部分開示	平成26年8月19日	写し等の交付	-	第1号
358 ・ 359	平成26年8月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	資土	平成26年8月11日	部分開示	平成26年8月18日	写し等の交付	-	第2号
360	平成26年8月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	資土	平成26年8月11日	部分開示	平成26年8月19日	写し等の交付	-	第1号、第2号

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
361	平成26年8月6日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部部 課課	平成26年8月12日	部分開示	第2号	平成26年8月19日	写し等の 交付	-	
362	平成26年8月6日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部部 課課	平成26年8月12日	全部開示	-	平成26年8月19日	写し等の 交付	-	
363	平成26年8月7日	「市宮新千里南第2住宅5棟外装改修工事」工事費内訳書	事業者 (団体)	資施 産設 活整 用備 部部 課課	平成26年8月11日	全部開示	-	平成26年8月14日	写し等の 交付	-	
364	平成26年8月7日	「市宮新千里第2住宅6棟外装改修工事」工事費内訳書	事業者 (団体)	資施 産設 活整 用備 部部 課課	平成26年8月11日	全部開示	-	平成26年8月14日	写し等の 交付	-	
365	平成26年8月8日	社会福祉法人〇〇〇の平成25年度資金収支計算書、資金収支決算内訳表、事業活動収支計算表、事業活動収支内訳表、貸借対照表	任意申出者	健福 社指 導監 査室 部部 課課	平成26年8月17日	取下げ	-	-	-	-	
366	平成26年8月11日	平成25年度豊中市大島町3丁目地内外測量業務委託金入設計書	事業者 (団体)	上技 下水 道道 管管 理理 部部 課課	平成26年8月19日	全部開示	-	平成26年8月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
367	平成26年8月11日	2013年8月～2014年7月末の間で、民間の保険会社と契約を締結している損害保険証券の写し。(年間保険料10万円以上、明細書も含む。) 但し、全国市長会などの公的機関との契約、自賠責・自動車保険、財団法人や独立行政法人との契約分は除く。	任意申出者	総情 務報 公開 部部 課課	平成26年8月11日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
368	平成26年8月13日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部部 課課	平成26年8月21日	部分開示	第1号	平成26年8月25日	写し等の 交付	-	
369	平成26年8月13日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部部 課課	平成26年8月21日	部分開示	第2号	平成26年8月25日	写し等の 交付	-	
370	平成26年8月14日	平成22年度 文教常任委員会視察報告書	市民	市事 務議 事 会 局 課課	平成26年8月25日	全部開示	-	平成26年9月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
371	平成26年8月14日	平成23年度 文教常任委員会視察報告書	市民	市事 務議 事 会 局 課課	平成26年8月25日	全部開示	-	平成26年9月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
372	平成26年8月14日	平成24年度 文教常任委員会視察報告書	市民	市事 務議 事 会 局 課課	平成26年8月25日	全部開示	-	平成26年9月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	



番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
373	平成26年8月14日	平成25年度 文教常任委員会視察報告書	市民	市議 務事	平成26年8月25日	全部開示	-	平成26年9月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
374	平成26年8月14日	平成25年度豊中市議会政務活動費収支報告書・会計帳簿・支払伝票簿 ※会派保管文書である出張届・出張報告書含む	市民	市議 務事	平成26年8月25日	部分開示	第1号、第2号	平成26年9月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
375	平成26年8月18日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資土 産地	平成26年8月21日	部分開示	第1号、第2号	平成26年8月26日	写し等の交付	-	
376	平成26年8月18日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地	平成26年8月21日	部分開示	第1号、第2号	平成26年8月25日	写し等の交付	-	
377 ・ 378	平成26年8月18日	明示指令書及び公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地	平成26年8月21日	部分開示	第1号、第2号	平成26年8月22日	写し等の交付	-	
379	平成26年8月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地	平成26年8月22日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
380	平成26年8月20日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地	平成26年8月26日	部分開示	第1号、第2号	平成26年8月29日	写し等の交付	-	
381	平成26年8月20日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地	平成26年8月26日	部分開示	第2号	平成26年9月2日	写し等の交付	-	
382	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成25年度公共下水道事業天竺川排水区(新千里南町2丁目地内)管渠改築工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上技下 水道技術センター 水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
383	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成25年度公共下水道事業天竺川排水区(新千里東町1丁目地内外)管渠改築工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上技下 水道技術センター 水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
384	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(2工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その2)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上技下 水道技術センター 水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
385	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(3工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その3)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上技下 水道技術センター 水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
386	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(4工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その4)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上下水道技術センター 下水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
387	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(5工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その5)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上下水道技術センター 下水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
388	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(6工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その6)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上下水道技術センター 下水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
389	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(7工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その7)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上下水道技術センター 下水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
390	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(8工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業天竺川排水区管渠改良工事(その8)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上下水道技術センター 下水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
391	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業庄内排水区(13工区)管渠改築工事のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上下水道技術センター 下水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
392	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(15工区)管渠改築工事のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上下水道技術センター 下水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
393	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業寺内排水区(9工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良工事(その1)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上下水道技術センター 下水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
394	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業寺内排水区(10工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良工事(その2)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上下水道技術センター 下水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
395	平成26年8月20日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業寺内排水区(12工区)管渠改築工事及び平成25年度公共下水道事業寺内排水区管渠改良工事(その4)のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)」	任意申出者	上下水道技術センター 下水道建設課	平成26年9月1日	全部開示	-	平成26年9月8日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
396	平成26年8月21日	管理協定書の締結について	任意申出者	都道道路 市基盤管理 セメント	平成26年8月28日	取下げ	-	-	-	-	
397	平成26年8月21日	昭和55年3月31日 千里丘陵住宅地区道路及び道路施設の譲渡契約について	任意申出者	都道道路 市基盤管理 セメント	平成26年8月28日	取下げ	-	-	-	-	
398	平成26年8月21日	平成23年度 豊基管第〇〇〇号 千里中央地区整備事業に伴う協定書及び合意書の締結について	任意申出者	都道道路 市基盤管理 セメント	平成26年8月28日	取下げ	-	-	-	-	
399 ・ 400	平成26年8月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用	平成26年8月28日	取下げ	-	-	-	-	
401	平成26年8月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用	平成26年8月28日	部分開示	第2号	平成26年9月2日	写し等の交付	-	
402	平成26年8月22日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活用	平成26年9月1日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
403	平成26年8月22日	公共用地境界確定書	市民	資土 産地 活用	平成26年9月1日	部分開示	第1号	平成26年9月1日	写し等の交付	-	
404	平成26年8月22日	宅地造成等規制法第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可申請書(許可番号〇〇〇)	市民	都土調開 市計画推進 地セメント 整備発査	平成26年9月5日	部分開示	第1号	平成26年9月8日	閲覧及び写し等の交付	-	
405	平成26年8月25日	公共用地境界確定書	市民	資土 産地 活用	平成26年8月28日	全部開示	-	平成26年9月4日	写し等の交付	-	
406 ～ 408	平成26年8月25日	平成24～26年度 豊中市水道局の市道の道路占用許可申請書	市民	都道道路 市基盤管理 セメント	平成26年9月22日	部分開示	第1号	平成26年9月29日	閲覧及び写し等の交付	-	14日間延長
409 ～ 411	平成26年8月25日	平成24～26年度 道路占用申請許可書(国・府道)	市民	上技水道 水術建設 局道セメント 局道建設	平成26年9月8日	部分開示	第1号	平成26年9月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
412	平成26年8月25日	平成24年度 工事等契約決議書のうち業務委託契約書、工事請負等契約原簿、現場説明書、設計書、設計委託仕様書	市民	上技水道 水術建設 局道セメント 局道建設	平成26年9月8日	部分開示	第2号	平成26年9月11日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
413	平成26年8月25日	平成25年度 工事等契約決議書のうち業務委託契約書、工事請負等契約原簿、現場説明書、設計書、設計委託仕様書	市民	上水道技術課 下水道技術課	平成26年9月8日	部分開示	第2号	平成26年9月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
414	平成26年8月25日	平成26年度 工事等契約決議書のうち業務委託契約書、工事請負等契約原簿、現場説明書、設計書、設計委託仕様書	市民	上水道技術課 下水道技術課	平成26年9月8日	部分開示	第2号、第4号-I	平成26年9月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
415	平成26年8月27日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成26年9月3日	部分開示	第1号、第2号	平成26年9月3日	写し等の交付	-	
416	平成26年8月28日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成26年9月4日	部分開示	第1号、第2号	平成26年9月8日	閲覧及び写し等の交付	-	
417	平成26年9月1日	この切温水プールの直近の指定管理者公募時の提案書及び事業計画書、収支報告書(現指定管理者の内容)	任意申出者	教育委員会 教育委員会 教育委員会 教育委員会	平成26年9月3日	取下げ	-	-	-	-	
418	平成26年9月1日	豊島体育館の直近の指定管理者公募時の提案書及び事業計画書、収支報告書(現指定管理者の内容)	任意申出者	教育委員会 教育委員会 教育委員会 教育委員会	平成26年9月3日	取下げ	-	-	-	-	
419	平成26年9月1日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資産活用課	平成26年9月8日	部分開示	第1号、第2号	平成26年9月8日	写し等の交付	-	
420	平成26年9月1日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成26年9月8日	部分開示	第1号	平成26年9月11日	写し等の交付	-	
421	平成26年9月1日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成26年9月8日	部分開示	第1号	平成26年9月12日	写し等の交付	-	
422	平成26年9月2日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成26年9月8日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
423	平成26年9月2日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成26年9月8日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の交付	-	郵送
424	平成26年9月2日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成26年9月8日	部分開示	第2号	平成26年9月11日	写し等の交付	-	
425	平成26年9月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成26年9月17日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
426	平成26年9月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用	平成26年9月8日	部分開示	第2号	平成26年9月10日	写し等の 交付	-	
427	平成26年9月3日	公共用地境界確定書	市民	資土 産地 活用	平成26年9月10日	部分開示	第1号、第2号	平成26年9月12日	写し等の 交付	-	
428	平成26年9月4日	平成21年度 三国住宅 自治会役員名簿	市民	都 ま ち づ く り 計 画 推 進 部 室	平成26年9月12日	部分開示	第1号	平成26年9月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
429	平成26年9月4日	平成21年度 三国住宅自治会 共益費 会計報告書	市民	都 ま ち づ く り 計 画 推 進 部 室	平成26年9月12日	部分開示	第1号	平成26年9月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
430	平成26年9月5日	道路不法占有物の撤去について(平成26年(2014年)豊基管第〇〇〇号)	市民	都 道 道 基 盤 セ ン タ ー 管 理 部 一 課	平成26年9月11日	部分開示	第1号	平成26年9月16日	写し等の 交付	-	
431	平成26年9月5日	教科書選定に関わる教育委員会の議事録全て	市民	教 育 委 員 会 総 務 部 局 室	平成26年9月6日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
432	平成26年9月5日	教科用図書採択事務日程	市民	教 育 委 員 会 推 進 部 局 室	平成26年9月19日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
433	平成26年9月5日	調査員の名簿	市民	教 育 委 員 会 推 進 部 局 室	平成26年9月19日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
434	平成26年9月5日	選定委員の名簿	市民	教 育 委 員 会 推 進 部 局 室	平成26年9月19日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
435	平成26年9月5日	選定委員会申全文	市民	教 育 委 員 会 推 進 部 局 室	平成26年9月19日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
436	平成26年9月5日	調査委員会の議事録	市民	教 育 委 員 会 推 進 部 局 室	平成26年10月31日	不開示 (文書不存)	-	-	-	-	42日間延長
437	平成26年9月5日	豊中市小、中学校教科用図書選定委員会 配布資料	市民	教 育 委 員 会 推 進 部 局 室	平成26年10月31日	部分開示	第1号、第3号	平成26年11月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	42日間延長

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
438	平成26年9月5日	豊中市小・中学校教科用図書選定委員会 議事録	市民	教育委員会推進部	平成26年10月31日	全部開示	-	平成26年11月7日	閲覧及び写し等の交付	-	42日間延長
439	平成26年9月5日	豊中市小・中学校教科用図書選定委員会 学校所見	市民	教育委員会推進部	平成26年10月31日	部分開示	第1号、第3号	平成26年11月7日	閲覧及び写し等の交付	-	42日間延長
440	平成26年9月5日	豊中市小・中学校教科用図書選定委員会 市教育研究所見(豊中市小・中学校教育研究協議会部会所見)	市民	教育委員会推進部	平成26年10月31日	部分開示	第1号、第3号	平成26年11月7日	閲覧及び写し等の交付	-	42日間延長
441	平成26年9月5日	教科書採択に関わる法定・法定外展示会におけるパブリックコメント	市民	教育委員会推進部	平成26年10月30日	取下げ	-	-	-	-	41日間延長 情報提供
442	平成26年9月5日	教科書採択に関わる各団体の申し入れ書について	市民	教育委員会推進部	平成26年10月31日	部分開示	第1号、第3号	平成26年11月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
443 ～ 449	平成26年9月5日	平成17～23年度 豊中市水道局の市道の道路占用許可申請書	市民	都市基盤管理課	平成26年9月22日	部分開示	第1号	平成26年9月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
450	平成26年9月5日	道路使用許可書 施工業者の申請分資料一切 25年度、26年度分	市民	上下水道局	平成26年9月18日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
451	平成26年9月5日	豊中市上下水道局の市道・府道・国道の道路使用許可申請書 現在より過去10年間	市民	上下水道局	平成26年9月18日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
452	平成26年9月8日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用部	平成26年9月11日	部分開示	第1号、第2号	平成26年9月11日	写し等の交付	-	
453 ・ 454	平成26年9月9日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用部	平成26年9月12日	部分開示	第2号	平成26年9月17日	写し等の交付	-	
455	平成26年9月10日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用部	平成26年9月18日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の交付	-	郵送
456	平成26年9月10日	平成26年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査依頼について	市民	健康福祉センター支援部	平成26年9月19日	全部開示	-	平成26年9月22日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
457	平成26年9月11日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 委員推 進	平成26年9月18日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月14日	写し等の 交付	-	
458	平成26年9月11日	豊中市立小・中学校教科図書選定委員会 学校 所見	任意申出者	教育 委員推 進	平成26年11月10日	部分開示	第1号、第3号	平成26年11月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
459	平成26年9月11日	豊中市立小・中学校教科図書選定委員会 配布 資料	任意申出者	教育 委員推 進	平成26年11月10日	部分開示	第1号、第3号	平成26年11月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
460	平成26年9月11日	豊中市立小・中学校教科図書選定委員会 議事 録	任意申出者	教育 委員推 進	平成26年11月10日	全部開示	-	平成26年11月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
461	平成26年9月11日	調査員会の調査日程	任意申出者	教育 委員推 進	平成26年11月10日	不開示 (文書不存任)	-	-	-	-	
462	平成26年9月11日	平成27年度 小学校教科図書採択に係る選定 委員会の名簿	任意申出者	教育 委員推 進	平成26年9月11日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
463	平成26年9月11日	平成27年度 小学校教科図書採択に係る専門 調査委員会の名簿	任意申出者	教育 委員推 進	平成26年9月11日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
464	平成26年9月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 委員推 進	平成26年9月19日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月11日	写し等の 交付	-	
465	平成26年9月12日	2015年度に向けた市の機構改革に関わる一連の 文書(会議録、会議資料、照会に対する各部局か らの回答)	市民	総行 務総 務	平成26年9月22日	不開示	第3号	-	-	平成26年9月25日	
466	平成26年9月12日	平成27年度(2015年度)使用豊中市立小学校教科 図書採択事務日程	任意申出者	教育 委員推 進	平成26年11月10日	全部開示	-	平成26年11月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
467	平成26年9月12日	豊中市小・中学校教科図書選定委員会 国語 及び書写に係る配布資料	任意申出者	教育 委員推 進	平成26年11月10日	部分開示	第1号、第3号	平成26年11月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
468	平成26年9月12日	平成27年度使用小学校教科図書採択に係る文書 調査員名簿	任意申出者	教育 委員推 進	平成26年11月10日	取下げ	-	-	-	-	情報提供

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	教育委員会の推進	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
469	平成26年9月12日	平成27年度使用小学校教科書採択に係る文書 教科書展示アンケート結果	任意申出者	教育委員会の推進	教育局員事務局推進室	平成26年11月10日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
470	平成26年9月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	部課	平成26年9月19日	取下げ	-	-	-	-	
471	平成26年9月12日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土	部課	平成26年9月19日	部分開示	第2号	平成26年9月19日	写し等の交付	-	
472	平成26年9月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	部課	平成26年9月19日	全部開示	-	平成26年9月24日	写し等の交付	-	
473	平成26年9月16日	豊中市立克明小学校校舎南校舎耐震補強給排水衛生設備工事 工事費内訳書	任意申出者	施設	部課	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
474	平成26年9月16日	豊中市立東泉丘小学校校舎冷房設備設置工事 工事費内訳書	任意申出者	施設	部課	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
475	平成26年9月16日	豊中市立熊野田小学校校舎冷房設備設置工事 工事費内訳書	任意申出者	施設	部課	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
476	平成26年9月16日	豊中市立南桜塚小学校校舎冷房設備設置工事 工事費内訳書	任意申出者	施設	部課	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
477	平成26年9月16日	豊中市立特別養護老人ホームほづみ空調設備 改修工事 工事費内訳書	任意申出者	施設	部課	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
478	平成26年9月16日	豊中市立北緑丘小学校校舎暖房設備設置工事 工事費内訳書	任意申出者	施設	部課	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
479	平成26年9月16日	豊中市立島田保育所空調設備改修工事 工事 費内訳書	任意申出者	施設	部課	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
480	平成26年9月16日	豊中市立高川保育所空調設備改修工事その2 工事費内訳書	任意申出者	施設	部課	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	



番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
481	平成26年9月16日	豊中市立南桜塚小学校校舎改築空調設備工事(第一期)工事費内訳書	任意申出者	資産施設 活産 整備 用備	平成26年9月30日	不開示	第4号イ	-	-	-	
482	平成26年9月16日	豊中市立第五中学校校舎改築給排水衛生設備工事(第二期)その2 工事費内訳書	任意申出者	資産施設 活産 整備 用備	平成26年9月30日	不開示	第4号イ	-	-	-	
483	平成26年9月16日	支出負担行為決議書「利倉西緑地耐震性貯水槽設備工事」のうち金入り設計書	任意申出者	環公推 園 境み進 ど	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
484	平成26年9月16日	支出負担行為決議書「麻田公園外施設再整備工事」のうち金入り設計書	任意申出者	環公推 園 境み進 ど	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
485	平成26年9月16日	支出負担行為決議書「つばき公園外施設再整備工事」のうち金入り設計書	任意申出者	環公推 園 境み進 ど	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
486	平成26年9月16日	支出負担行為決議書「二葉北第2公園便所設置工事」のうち金入り設計書	任意申出者	環公推 園 境み進 ど	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
487	平成26年9月16日	支出負担行為決議書「原田中1丁目児童遊園施設撤去工事」のうち金入り設計書	任意申出者	環公推 園 境み進 ど	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
488	平成26年9月16日	支出負担行為決議書「轟公園外電気設備改修工事」のうち金入り設計書	任意申出者	環公推 園 境み進 ど	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
489	平成26年9月16日	支出負担行為決議書「ふれあい緑地外施設改修工事」のうち金入り設計書	任意申出者	環公推 園 境み進 ど	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
490	平成26年9月16日	支出負担行為決議書「街路樹植栽(補植)工事」のうち金入り設計書	任意申出者	環公推 園 境み進 ど	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
491	平成26年9月16日	支出負担行為決議書「松くい虫被害木伐採工事(第1区)」のうち金入り設計書	任意申出者	環公推 園 境み進 ど	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	
492	平成26年9月16日	平成25年度千里中央歩路橋外改修工事その2 金入り設計書	任意申出者	都市基盤 七路 維持 盤 持 路 道	平成26年9月24日	全部開示	-	平成26年10月1日	写し等の交付	-	



番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
505	平成26年9月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 委員 会 総務 課	平成26年9月19日	部分開示	第1号、第2号	平成26年9月25日	写し等の交付	-	
506	平成26年9月17日	「豊中市立西丘小学校建て替え事業説明会」に係る説明資料	市民	教育 委員 会 総務 課	平成26年10月1日	全部開示	-	平成26年10月10日	写し等の交付	-	
507	平成26年9月17日	明示指令書及び公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 課	平成26年9月26日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
508	平成26年9月18日	桜塚区画整理(第1区)	任意申出者	資土 産地 活用 課	平成26年9月24日	全部開示	-	平成26年9月30日	写し等の交付	-	
509	平成26年9月18日	支出負担行為決議書(工事)「平成23年度猪名川流域下水道原田処理場3系A-No.2消化タンク設備更新工事」のうち設計書	任意申出者	上 猪下 建 局 道 流 務 課	平成26年9月29日	全部開示	-	平成26年10月3日	写し等の交付	-	
510	平成26年9月18日	平成25年度公共下水道事業庄内下水道処理場水処理最終沈殿池設備更新工事の金入り設計書	任意申出者	上 技下 局 道 流 務 課	平成26年9月29日	全部開示	-	平成26年10月3日	写し等の交付	-	
511	平成26年9月24日	平成25年度豊中市議会政務活動費収支報告書・会計帳簿・支払伝票簿 ※会派保管文書である出張届・出張報告書含む	市民	市 事 総 務 課	平成26年10月3日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
512・513	平成26年9月24日	「居住実態が把握できない児童」に関する詳細な状況の確認について(回答)(平成26年7月25日、9月8日分)	任意申出者	こ ど も 未 政 策 部 室	平成26年10月8日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
514	平成26年9月26日	平成25年度豊中市議会政務活動費収支報告一覽(使途別による各会派一覽)	市民	市 事 総 務 課	平成26年10月1日	全部開示	-	平成26年10月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
515	平成26年9月26日	平成25年度豊中市議会政務活動費収支報告書・会計帳簿・支払伝票簿 ※会派保管文書である出張届・出張報告書含む	市民	市 事 総 務 課	平成26年10月3日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
516	平成26年9月29日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資土 産地 活用 課	平成26年10月3日	部分開示	第2号	平成26年10月3日	写し等の交付	-	
517	平成26年9月29日	豊中市〇〇〇株式会社〇〇〇水質汚濁防止法特定施設に関する届出書について 廃止第〇〇〇	任意申出者	環 境 政 策 部 室	平成26年10月7日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月8日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
518	平成26年9月29日	豊中市〇〇〇株式会社〇〇〇水質汚濁防止法特定施設に関する届出書について使用第〇〇〇	任意申出者	環境部 環境政策室	平成26年10月7日	部分開示	第2号	平成26年10月8日	写し等の交付	-	
519・520	平成26年9月29日	特定施設設置届出書の受理及び大阪府への通知について(平成24年度 〇〇〇)	任意申出者	下水道局 下水道技術センター 下水道管理課	平成26年10月7日	部分開示	第2号	平成26年10月8日	写し等の交付	-	
521	平成26年9月29日	特定施設使用届出書の受理について(平成元年度 〇〇〇)	任意申出者	下水道局 下水道技術センター 下水道管理課	平成26年10月7日	部分開示	第2号	平成26年10月8日	写し等の交付	-	
522	平成26年9月30日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産部 活用地	平成26年10月3日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月7日	写し等の交付	-	
523	平成26年9月30日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産部 活用地	平成26年10月3日	部分開示	第2号	平成26年10月6日	写し等の交付	-	
524	平成26年9月30日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産部 活用地	平成26年10月3日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月6日	写し等の交付	-	
525	平成26年9月30日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産部 活用地	平成26年10月3日	部分開示	第1号	平成26年10月6日	写し等の交付	-	
526	平成26年9月30日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産部 活用地	平成26年10月3日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月6日	写し等の交付	-	
527	平成26年9月30日	平成25年度豊中市議会政務活動費収支報告書・会計帳簿・支払伝票簿 ※会派保管文書である出張届・出張報告書含む	市民	議事総務部 議務課	平成26年10月2日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
528	平成26年9月30日	平成24年度豊中市議会政務調査費収支報告書・会計帳簿・支払伝票簿 ※会派保管文書である出張届・出張報告書含む	市民	議事総務部 議務課	平成26年10月10日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
529	平成26年9月30日	平成26年度豊都計第〇〇〇号「景観計画区域内における行為の届出書について」	事業者(団体)	都市計画推進部 計画課	平成26年10月3日	部分開示	第2号	平成26年10月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
530	平成26年10月1日	公共用地境界確定書	市民	資産部 活用地	平成26年10月3日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月10日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
531	平成26年10月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 部課	平成26年10月9日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月10日	写し等の交付	-	
532 ～ 537	平成26年10月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 部課	平成26年10月9日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月16日	写し等の交付	-	
538	平成26年10月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 部課	平成26年10月9日	部分開示	第1号	平成26年10月16日	写し等の交付	-	
539	平成26年10月6日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活用 部課	平成26年10月10日	全部開示	-	平成26年10月14日	写し等の交付	-	
540	平成26年10月6日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活用 部課	平成26年10月10日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月14日	写し等の交付	-	
541 ・ 542	平成26年10月6日	平成24年度議員報酬支給明細書	市民	市事 議務 会局課	平成26年10月16日	部分開示	第1号	平成26年10月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
543 ・ 544	平成26年10月6日	平成24・25年度豊中市議会政務調査費収支報告書・会計帳簿・支払伝票簿 ※会派保管文書である出張届・出張報告書含む	市民	市事 議務 会局課	平成26年10月16日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
545	平成26年10月7日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活用 部課	平成26年10月10日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月14日	写し等の交付	-	
546	平成26年10月7日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活用 部課	平成26年10月10日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月10日	写し等の交付	-	
547 ～ 549	平成26年10月7日	平成24・24・26年度 政策会議の審議資料(借 上り営住宅に関する部分)	任意申出者	政企 策画 企画 部室	平成26年10月20日	全部開示	-	平成26年10月24日	写し等の交付	-	
550	平成26年10月7日	平成26年5月政策会議案件の提出について	任意申出者	都ま ちづ く り 推 進 部 務 室	平成26年10月20日	全部開示	-	平成26年10月24日	写し等の交付	-	
551	平成26年10月7日	第1・2回豊中市営住宅長寿命化計画検討会議 の出席について	任意申出者	都ま ちづ く り 推 進 部 務 室	平成26年10月20日	全部開示	-	平成26年10月24日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
563	平成26年10月7日	第3回豊中市営住宅長寿命化計画検討会議の開催について	任意申出者	都まちづくり総務部	平成26年10月20日	全部開示	-	平成26年10月24日	写し等の交付	-	
564	平成26年10月7日	豊中市営住宅長寿命化計画の策定について	任意申出者	都まちづくり総務部	平成26年10月20日	全部開示	-	平成26年10月24日	写し等の交付	-	
565	平成26年10月8日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地活用部	平成26年10月10日	部分開示	第2号	平成26年10月15日	写し等の交付	-	
566	平成26年10月14日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地活用部	平成26年10月17日	全部開示	-	平成26年10月21日	写し等の交付	-	
567	平成26年10月14日	公共用地境界確定書	市民	資土地活用部	平成26年10月17日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月20日	写し等の交付	-	
568	平成26年10月14日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地活用部	平成26年10月17日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月17日	写し等の交付	-	
569	平成26年10月14日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資土地活用部	平成26年10月20日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月21日	写し等の交付	-	
560	平成26年10月14日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資土地活用部	平成26年10月20日	全部開示	-	平成26年10月21日	写し等の交付	-	
561	平成26年10月15日	株式会社〇〇〇〇の変更届出書(平成24年3月12日付)、指定に係る記載事項	任意申出者	健康いき高福祉センター	平成26年10月22日	取下げ	-	-	-	-	
562	平成26年10月15日	株式会社〇〇〇〇の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者(開設許可)申請書、申請書、指定に係る記載事項、管理者経歴書、組織体制図	任意申出者	健康いき高福祉センター	平成26年10月22日	取下げ	-	-	-	-	
563	平成26年10月15日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地活用部	平成26年10月20日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月23日	写し等の交付	-	
564	平成26年10月15日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地活用部	平成26年10月20日	部分開示	第2号	平成26年10月21日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
565	平成26年10月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年10月21日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月24日	写し等の 交付	-	
566	平成26年10月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年10月21日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月22日	写し等の 交付	-	
567	平成26年10月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年10月21日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月22日	写し等の 交付	-	
568	平成26年10月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年10月21日	全部開示	-	平成26年10月22日	写し等の 交付	-	
569	平成26年10月17日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年10月21日	全部開示	-	平成26年10月23日	写し等の 交付	-	
570 ・ 571	平成26年10月20日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年10月23日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月27日	写し等の 交付	-	
572	平成26年10月21日	支出負担行為決議書「羽鷹池公園施設改修工 事」のうち金入り設計書	事業者 (団体)	環公推 園 境み進 ど り 課	平成26年11月4日	全部開示	-	平成26年11月10日	写し等の 交付	-	
573	平成26年10月21日	支出負担行為決議書「大塚公園施設再整備工 事」のうち金入り設計書	事業者 (団体)	環公推 園 境み進 ど り 課	平成26年11月4日	全部開示	-	平成26年11月10日	写し等の 交付	-	
574	平成26年10月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年10月24日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月29日	写し等の 交付	-	
575	平成26年10月22日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年10月24日	部分開示	第1号、第2号	平成26年10月29日	写し等の 交付	-	
576	平成26年10月23日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年10月28日	部分開示	第2号	平成26年11月4日	写し等の 交付	-	
577	平成26年10月23日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年10月28日	全部開示	-	平成26年10月31日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
578	平成26年10月24日	公共用地境界確定書	市民	資土地 活用地 部課	平成26年10月28日	部分開示	第2号	平成26年10月31日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
579	平成26年10月27日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土地 活用地 部課	平成26年10月31日	部分開示	第2号	平成26年10月31日	写し等の 交付	-	
580	平成26年10月27日	平成27年度(2015年度)大阪府豊能地区公立 小・中学校教職員採用 第2次選考アシストの問題 と解答(小学校以外)	教育委員会 任意申出者	教育局 委員事務局 職員室 部課	平成26年10月27日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
581	平成26年10月28日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 活用地 部課	平成26年11月4日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月6日	写し等の 交付	-	
582	平成26年10月29日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 活用地 部課	平成26年11月4日	部分開示	第2号	平成26年11月11日	写し等の 交付	-	
583	平成26年10月30日	平成25年度基準点測量(作業委託)その2 金入り 設計書	事業者 (団体)	都道 七路 盤基 管理 部一課	平成26年11月4日	全部開示	-	平成26年11月10日	写し等の 交付	-	
584	平成26年10月30日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 活用地 部課	平成26年11月4日	部分開示	第2号	平成26年11月4日	写し等の 交付	-	
585	平成26年10月31日	公共用地境界確定協議申込書全部、明示指令 書及び公共用地境界確定書	市民	資土地 活用地 部課	平成26年11月11日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月14日	写し等の 交付	-	
586	平成26年10月31日	確認申請図書内の意匠図と設備図(第〇〇〇号) 変更確認申請図書内の意匠図と設備図(第〇〇 〇号)	任意申出者	都市計画 土地調査 推進課 利便課 七路 建築 審査 部一課	平成26年11月12日	部分開示	第1号	平成26年11月12日	写し等の 交付	-	
587	平成26年11月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 活用地 部課	平成26年11月11日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月11日	写し等の 交付	-	
588	平成26年11月5日	公共用地境界確定書及び平面図	市民	資土地 活用地 部課	平成26年11月11日	部分開示	第1号	平成26年11月14日	写し等の 交付	-	
589	平成26年11月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 活用地 部課	平成26年11月11日	部分開示	第2号	平成26年11月17日	写し等の 交付	-	



番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
590	平成26年11月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用	平成26年11月12日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
591	平成26年11月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用	平成26年11月12日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月17日	写し等の交付	-	
592	平成26年11月6日	開発行為等協議申出書(受付番号〇〇〇〇)の内 の予定建築物立面図	事業者 (団体)	都市計 画推 進 利 用 一 等 地 区 セ ン タ ー 調 査 審 査 課	平成26年11月13日	部分開示	第1号	平成26年11月20日	写し等の交付	-	
593	平成26年11月6日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用	平成26年11月12日	部分開示	第1号	平成26年11月13日	写し等の交付	-	
594	平成26年11月6日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用	平成26年11月12日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月14日	写し等の交付	-	
595 ・ 596	平成26年11月7日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資産地 活用	平成26年11月14日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月21日	写し等の交付	-	
597 ・ 598	平成26年11月7日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用	平成26年11月14日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月17日	写し等の交付	-	
599	平成26年11月10日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資産地 活用	平成26年11月14日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月17日	写し等の交付	-	
600	平成26年11月10日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用	平成26年11月14日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月14日	写し等の交付	-	
601	平成26年11月10日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資産地 活用	平成26年11月14日	部分開示	第2号	平成26年11月21日	写し等の交付	-	
602	平成26年11月10日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用	平成26年11月14日	部分開示	第2号	平成26年11月17日	写し等の交付	-	
603	平成26年11月10日	寺内会館の図面	任意申出者	資産地 活用	平成26年11月10日	取下げ	-	-	-	-	情報提供

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
604	平成26年11月11日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 策	平成26年11月14日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月18日	写し等の交付	-	
605 ～ 607	平成26年11月13日	保有する携帯にかかるとの請求書(平成24年11月～平成26年10月分)	市民	政秘 策 企 画 部 課	平成26年11月27日	部分開示	第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
608	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録、過去2年間	市民	政秘 策 企 画 部 課	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
609	平成26年11月13日	株式会社NTT FOMAサービス契約申込書(お客様控え)	市民	政広 策 報 部 課	平成26年11月27日	部分開示	第1号、第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
610	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録、過去2年間	市民	政広 策 報 部 課	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
611	平成26年11月13日	「ビジネス割50」申込書(3台)	市民	環 境 策 部 課	平成26年11月27日	部分開示	第1号	平成27年2月3日	閲覧	-	
612	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録、過去2年間	市民	環 境 策 部 課	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
613 ～ 615	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の契約申込書(平成24年11月～平成26年10月利用分)	市民	環 境 策 部 課	平成26年11月27日	部分開示	第1号、第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
616	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録、過去2年間	市民	環 境 策 部 課	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
617 ～ 619	平成26年11月13日	保有携帯電話に係る請求書(平成24年11月～平成26年10月分)	市民	環 境 策 部 課	平成26年11月27日	全部開示	-	平成27年2月3日	閲覧	-	
620	平成26年11月13日	保有携帯電話に係る平成24年11月から平成26年10月分の通話記録	市民	環 境 策 部 課	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
621 ～ 623	平成26年11月13日	携帯電話料金明細内訳書(平成24年11月～平成26年10月分)	市民	環 境 策 部 課	平成26年11月27日	部分開示	第1号、第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
624 ～ 626	平成26年11月13日	携帯電話料金請求書(平成24年11月～平成26年10月分)	市民	健康地域 福祉部	平成26年11月27日	部分開示	第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
627	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録、過去2年間	市民	健康地域 福祉部	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
628 ～ 630	平成26年11月13日	携帯電話番号料金請求書(平成24年11月～平成26年10月分)	市民	健康福祉 福祉部	平成26年11月27日	部分開示	第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
631	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録、過去2年間	市民	健康福祉 福祉部	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
632 ～ 634	平成26年11月13日	携帯電話番号料金請求書(平成24年11月～平成26年10月分)	市民	健康福祉 福祉部	平成26年11月27日	部分開示	第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
635 ～ 637	平成26年11月13日	みのり園における携帯電話番号通話料明細書(平成24年11月～平成26年10月分)	市民	健康福祉 福祉部	平成26年11月27日	部分開示	第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
638	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録(みのり園 平成26年3月分～平成26年8月分)	市民	健康福祉 福祉部	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
639	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録、過去2年間(障害福祉課相談支援係、障害福祉センター・ひまわり、たちはな園、みずは、あおぞら園)	市民	健康福祉 福祉部	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
640 ～ 642	平成26年11月13日	携帯電話番号料金請求書(平成24年11月～平成26年10月分)	市民	健康福祉 福祉部	平成26年11月27日	部分開示	第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
643	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録、過去2年間	市民	健康福祉 福祉部	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
644	平成26年11月13日	FOMAサービス 契約申込書(お客様控え)	市民	健康福祉 福祉部	平成26年11月27日	部分開示	第1号、第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
645	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録、過去2年間	市民	健康福祉 福祉部	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
646	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録、過去2年間	市民	健康保険課 保健予防課	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
647 ・ 648	平成26年11月13日	携帯電話料金請求書(平成26年2月～平成26年10月分)	市民	健康保険課 保健予防課	平成26年11月27日	部分開示	第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
649 ～ 651	平成26年11月13日	平成24年11月～平成26年10月分 保育幼稚園(保有携帯電話の請求書)	市民	こども園 保育課	平成26年11月27日	部分開示	第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
652	平成26年11月13日	豊中市の保有する携帯電話の通話記録(2年間)	市民	こども園 保育課	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
653 ～ 655	平成26年11月13日	KDDI株式会社 通話明細(平成24～26年度分) 2012年11月～2014年10月分	市民	都市基盤課 土木総務	平成26年11月27日	部分開示	第1号	平成27年2月3日	閲覧	-	
656 ～ 658	平成26年11月13日	KDDI株式会社 通話明細(平成24～26年度分) 2012年11月～2014年10月分	市民	都市基盤課 土木総務	平成26年11月27日	部分開示	第1号	平成27年2月3日	閲覧	-	
659 ～ 661	平成26年11月13日	KDDI株式会社 通話明細(平成24～26年度分) 2012年11月～2014年10月分	市民	都市基盤課 土木総務	平成26年11月27日	部分開示	第1号	平成27年2月3日	閲覧	-	
662 ～ 664	平成26年11月13日	KDDI株式会社 通話明細(平成24～26年度分) 2012年11月～2014年10月分	市民	都市基盤課 土木総務	平成26年11月27日	部分開示	第1号	平成27年2月3日	閲覧	-	
665 ～ 667	平成26年11月13日	KDDI株式会社 通話明細(平成24～26年度分) 2012年11月～2014年10月分	市民	都市基盤課 土木総務	平成26年11月27日	部分開示	第1号	平成27年2月3日	閲覧	-	
668	平成26年11月13日	消防本部保有の携帯電話番号一覧	市民	消防総務課	平成26年11月27日	部分開示	第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
669	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録(過去2年間)	市民	消防総務課	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
670 ～ 672	平成26年11月13日	スポーツ振興課の保有している携帯電話の利用料金のお知らせ(平成24年11月～平成26年10月分)	市民	教育委員会 振興課	平成26年11月27日	部分開示	第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
673	平成26年11月13日	スポーツ振興課の保有している携帯電話の通話記録、過去2年間	市民	教育局 教育委員会事務課 振興課	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
674	平成26年11月13日	学校で働く皆さまの安全&衛生ニュース	市民	教育局 教育委員会推進課	平成26年11月27日	不開示	第4号	-	-	-	
675	平成26年11月13日	豊中市の保有している携帯電話の通話記録 過去2年間	市民	教育局 教育委員会推進課	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
676 ～ 678	平成26年11月13日	セブタイムト通話記録 平成24年11月～平成26年10月分	市民	教育局 教育委員会推進課	平成26年11月27日	部分開示	第4号	平成27年2月3日	閲覧	-	
679 ～ 681	平成26年11月13日	支出負担行為兼支出命令書 携帯電話使用料 平成24年10月～平成26年9月分	市民	市立豊中病院 院務課	平成26年11月27日	部分開示	第4号、第6号	平成27年2月3日	閲覧	-	
682	平成26年11月13日	市立豊中病院の保有している携帯電話の通話記録 過去2年間	市民	市立豊中病院 院務課	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
683 ～ 685	平成26年11月13日	保有している携帯電話に係る請求書 平成24年11月～平成26年10月	市民	上経経 下営企	平成26年11月27日	全部開示	-	平成27年2月3日	閲覧	-	
686	平成26年11月13日	保有している携帯電話の通話記録 過去2年間	市民	上経経 下営企	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
687 ～ 689	平成26年11月13日	保有している携帯電話に係る請求書 平成24年11月～平成26年10月	市民	上経経 下営企	平成26年11月27日	全部開示	-	平成27年2月3日	閲覧	-	
690	平成26年11月13日	保有している携帯電話の通話記録 過去2年間	市民	上経経 下営企	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
691 ～ 693	平成26年11月13日	保有している携帯電話に係る請求書 平成24年11月～平成26年10月	市民	上経経 下営企	平成26年11月27日	全部開示	-	平成27年2月3日	閲覧	-	
694	平成26年11月13日	保有している携帯電話の通話記録 過去2年間	市民	上経経 下営企	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
695 ～ 697	平成26年11月13日	保有している携帯電話に係る請求書 平成24年11月～平成26年10月	市民	上水道技術建設局 下水道技術建設局 水道技術建設局 下水道技術建設局	平成26年11月27日	全部開示	-	平成27年2月3日	閲覧	-	
698	平成26年11月13日	保有している携帯電話の通話記録 過去2年間	市民	上水道技術建設局 下水道技術建設局 水道技術建設局 下水道技術建設局	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
699 ～ 701	平成26年11月13日	保有している携帯電話に係る請求書 平成24年11月～平成26年10月	市民	上水道技術建設局 下水道技術建設局 水道技術建設局 下水道技術建設局	平成26年11月27日	全部開示	-	平成27年2月3日	閲覧	-	
702	平成26年11月13日	保有している携帯電話の通話記録 過去2年間	市民	上水道技術建設局 下水道技術建設局 水道技術建設局 下水道技術建設局	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
703 ～ 705	平成26年11月13日	保有している携帯電話に係る請求書 平成24年11月～平成26年10月	市民	上水道技術建設局 下水道技術建設局 水道技術建設局 下水道技術建設局	平成26年11月27日	全部開示	-	平成27年2月3日	閲覧	-	
706	平成26年11月13日	保有している携帯電話の通話記録 過去2年間	市民	上水道技術建設局 下水道技術建設局 水道技術建設局 下水道技術建設局	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
707 ～ 709	平成26年11月13日	保有している携帯電話に係る請求書 平成24年11月～平成26年10月	市民	上水道技術建設局 下水道技術建設局 水道技術建設局 下水道技術建設局	平成26年11月27日	全部開示	-	平成27年2月3日	閲覧	-	
710	平成26年11月13日	保有している携帯電話の通話記録 過去2年間	市民	上水道技術建設局 下水道技術建設局 水道技術建設局 下水道技術建設局	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
711 ～ 713	平成26年11月13日	保有している携帯電話に係る請求書 平成24年11月～平成26年10月	市民	上水道技術建設局 下水道技術建設局 水道技術建設局 下水道技術建設局	平成26年11月27日	全部開示	-	平成27年2月3日	閲覧	-	
714	平成26年11月13日	保有している携帯電話の通話記録 過去2年間	市民	上水道技術建設局 下水道技術建設局 水道技術建設局 下水道技術建設局	平成26年11月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
715	平成26年11月13日	公共用地境界確定書	任意申出者	水道技術管理課	平成26年11月19日	部分開示	第2号	平成26年11月21日	写し等の交付	-	
716	平成26年11月14日	公共用地境界確定書	任意申出者	水道技術管理課	平成26年11月19日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月25日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
717	平成26年11月14日	確定通知書及び公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年11月19日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月25日	写し等の 交付	-	
718	平成26年11月14日	給水装置工事台帳	市民	上経給 客水 管セ ービス 課	平成26年11月28日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
719 ～ 722	平成26年11月14日	給排水相談業務指令書(平成23年4月1日～平成26年11月14日)	市民	上経給 客水 管セ ービス 課	平成26年11月28日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
723 ～ 726	平成26年11月14日	給排水相談受付簿(平成23年4月1日～平成26年11月14日)	市民	上経給 客水 管セ ービス 課	平成26年11月28日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
727	平成26年11月14日	水道局(上下)に市民から宅内の漏水・排水設備の不具合等を記録した資料一切(平成21年11月15日～平成23年3月31日)	市民	上経給 客水 管セ ービス 課	平成26年11月28日	不開示 (文書不存任)	-	-	-	-	
728	平成26年11月17日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年11月20日	部分開示	第2号	平成26年11月20日	写し等の 交付	-	
729	平成26年11月17日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年11月20日	部分開示	第1号	平成26年11月20日	写し等の 交付	-	
730	平成26年11月17日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年11月20日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月20日	写し等の 交付	-	
731 ・ 732	平成26年11月17日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年11月21日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月21日	写し等の 交付	-	
733 ・ 734	平成26年11月17日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年11月21日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月25日	写し等の 交付	-	
735	平成26年11月18日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年11月21日	部分開示	第2号	平成26年11月21日	写し等の 交付	-	
736	平成26年11月18日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年11月21日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月21日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
737	平成26年11月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用地 用課	平成26年11月21日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月28日	写し等の交付	-	
738・739	平成26年11月19日	事務局に設置しているコピー機の議員利用にか かる廃入命令書(平成25年11月20日から平成2 6年11月19日まで)	市民	市議務 務課	平成26年11月26日	全部開示	-	平成26年11月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
740	平成26年11月19日	豊中市宮住宅事業計画書(近鉄住宅管理株式会 社)	任意申出者	都市計 画推進 課	平成26年12月2日	部分開示	第2号	-	写し等の 交付	-	郵送
741	平成26年11月20日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用地 用課	平成26年11月26日	全部開示	-	平成26年11月27日	写し等の 交付	-	
742	平成26年11月20日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用地 用課	平成26年11月26日	全部開示	-	平成26年12月3日	写し等の 交付	-	
743	平成26年11月20日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用地 用課	平成26年11月26日	部分開示	第1号、第2号	平成26年11月27日	写し等の 交付	-	
744	平成26年11月20日	平成21年1月1日から平成26年11月18日までの 期間に行った、指定就労継続支援(A型)事業所 を運営する事業者に対する行政処分もしくは不正 請求等の重大な案件についての行政指導に ついて、その処分及び指導内容、並びに事業所 の改善状況及び結果がわかる文書	任意申出者	健康福 祉指導 課	平成26年12月1日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
745	平成26年11月20日	生活保護法指定医療機関の個別指導に関する 文書	任意申出者	健康福 祉事務 課	平成26年12月1日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
746・747	平成26年11月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用地 用課	平成26年11月26日	部分開示	第1号、第2号	平成26年12月1日	写し等の 交付	-	
748	平成26年11月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用地 用課	平成26年11月26日	部分開示	第1号	平成26年12月3日	写し等の 交付	-	
749	平成26年11月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用地 用課	平成26年11月26日	部分開示	第1号	平成26年12月16日	写し等の 交付	-	
750	平成26年11月28日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資産地 活用地 用課	平成26年12月5日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	



番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
751 ・ 752	平成26年11月28日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年12月5日	部分開示	第1号、第2号	平成26年12月8日	写し等の交付	-	
753 ・ 754	平成26年11月28日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年12月5日	部分開示	第1号、第2号	平成26年12月9日	写し等の交付	-	
755 ・ 756	平成26年12月1日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年12月9日	部分開示	第1号、第2号	平成26年12月10日	写し等の交付	-	
757	平成26年12月2日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年12月9日	部分開示	第1号、第2号	平成26年12月10日	写し等の交付	-	
758 ・ 759	平成26年12月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年12月11日	部分開示	第1号、第2号	平成26年12月12日	写し等の交付	-	
760	平成26年12月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年12月11日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の交付	-	郵送
761	平成26年12月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年12月10日	部分開示	第2号	平成26年12月11日	写し等の交付	-	
762 ～ 764	平成26年12月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年12月10日	部分開示	第1号、第2号	平成26年12月11日	写し等の交付	-	
765	平成26年12月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年12月11日	部分開示	第1号、第2号	平成26年12月16日	写し等の交付	-	
766	平成26年12月5日	支出負担行為決議書「上野新池護岸改修工事」のうち計画平面図・構造図(1)・構造図(4)・横断面図(変更)	任意申出者	都道 市路 七基 セシ ン建 設	平成26年12月11日	全部開示	-	平成26年12月16日	写し等の交付	-	
767	平成26年12月11日	支出負担行為決議書「上野新池護岸改修工事」のうち計画平面図・構造図(1)・構造図(3)・構造図(4)・横断面図(変更)	事業者 (団体)	都道 市路 七基 セシ ン建 設	平成26年12月16日	全部開示	-	平成26年12月16日	写し等の交付	-	
768	平成26年12月11日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成26年12月16日	部分開示	第2号	平成26年12月16日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
769	平成26年12月11日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年12月16日	部分開示	第1号、第2号	平成27年1月6日	写し等の交付	-	
770	平成26年12月11日	公共用地境界確定書	在勤者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年12月16日	部分開示	第1号、第2号	平成26年12月16日	写し等の交付	-	
771	平成26年12月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年12月16日	部分開示	第1号、第2号	平成26年12月17日	写し等の交付	-	
772	平成26年12月12日	平成25年度 下水道改築工事(1工区)の金入り設計書及び内訳、明細書	任意申出者	上 技 下 水道 技術センター 水道建設 局部課	平成26年12月12日	取下げ	-	-	-	-	
773	平成26年12月12日	平成25年度 下水道改築工事(2工区)の金入り設計書及び内訳、明細書	任意申出者	上 技 下 水道 技術センター 水道建設 局部課	平成26年12月12日	取下げ	-	-	-	-	
774 ・ 775	平成26年12月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年12月16日	部分開示	第1号、第2号	平成26年12月17日	写し等の交付	-	
776	平成26年12月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年12月16日	部分開示	第1号、第2号	平成27年1月23日	写し等の交付	-	
777	平成26年12月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年12月16日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の交付	-	郵送
778	平成26年12月15日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年12月19日	部分開示	第2号	平成26年12月24日	写し等の交付	-	
779	平成26年12月16日	市立北条小学校における平成26年9月～12月及び平成25年9月～12月のゴミ排出量のわかる資料	市民	教 育 委 員 会 推 進 室 部課	平成26年12月26日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
780	平成26年12月17日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年12月22日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
781	平成26年12月17日	公共用地境界確定書	市民	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年12月26日	部分開示	第1号、第2号	平成26年12月26日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
782	平成26年12月18日	公共用地境界確定書及び明示指令書	任意申出者	資土地 産地 活用 用部	平成26年12月24日	部分開示	第1号	平成26年12月26日	写し等の 交付	-	
783	平成26年12月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 産地 活用 用部	平成26年12月26日	部分開示	第2号	未実施	-	-	
784	平成26年12月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 産地 活用 用部	平成26年12月26日	部分開示	第1号、第2号	平成27年1月16日	写し等の 交付	-	
785 ・ 786	平成26年12月22日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 産地 活用 用部	平成26年12月26日	部分開示	第1号、第2号	平成26年1月6日	写し等の 交付	-	
787	平成26年12月24日	支出負担行為決議書「神崎刀根山線改良工事」 の立ち位置図および計画平面図(1)(変更)	任意申出者	都道 市路 盤セ 基ン 路建 設 部一 課	平成26年1月6日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
788 ・ 789	平成26年12月25日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 産地 活用 用部	平成27年1月5日	部分開示	第1号、第2号	平成27年1月7日	写し等の 交付	-	
790	平成27年1月7日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 産地 活用 用部	平成27年1月15日	全部開示	-	平成27年1月21日	写し等の 交付	-	
791	平成27年1月7日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 産地 活用 用部	平成27年1月15日	部分開示	第2号	平成27年1月21日	写し等の 交付	-	
792	平成27年1月7日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 産地 活用 用部	平成27年1月15日	部分開示	第1号、第2号	平成27年1月21日	写し等の 交付	-	
793	平成27年1月8日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 産地 活用 用部	平成27年1月14日	部分開示	第1号、第2号	平成27年1月14日	写し等の 交付	-	
794	平成27年1月8日	公共用地境界確定書	市民	資土地 産地 活用 用部	平成27年1月14日	部分開示	第1号、第2号	平成27年1月19日	写し等の 交付	-	
795	平成26年1月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 産地 活用 用部	平成26年1月21日	部分開示	第1号、第2号	平成27年1月21日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
796	平成27年1月19日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活活 用用	平成27年1月22日	部分開示	第1号、第2号	平成27年1月23日	写し等の 交付	-	
797	平成26年1月19日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活活 用用	平成27年1月22日	部分開示	第1号	平成27年1月23日	写し等の 交付	-	
798	平成26年1月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成26年1月22日	部分開示	第2号	平成27年2月4日	写し等の 交付	-	
799	平成27年1月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成27年1月22日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月4日	写し等の 交付	-	
800	平成27年1月19日	平成25年度 豊中市水道配水管敷設工事(No.6 02担丘)の金額入りの設計図書(内訳書、代価表、 単価表)	市民	上技水道 水道 下道 道	平成27年1月19日	取下げ	-	-	-	-	
801	平成27年1月19日	平成25年度 豊中市水道配水管敷設工事(No.6 04庄内栄町4丁目)の金額入りの設計図書(内訳 書、代価表、単価表)	市民	上技水道 水道 下道 道	平成27年1月19日	取下げ	-	-	-	-	
802	平成27年1月19日	平成25年度 豊中市水道配水管敷設工事(No.6 01新千里南町3丁目)の金額入りの設計図書(内訳 書、代価表、単価表)	市民	上技水道 水道 下道 道	平成27年1月19日	取下げ	-	-	-	-	
803	平成27年1月19日	平成25年度 豊中市水道配水管敷設工事(No.6 03東寺内町)の金額入りの設計図書(内訳書、代価 表、単価表)	市民	上技水道 水道 下道 道	平成27年1月19日	取下げ	-	-	-	-	
804	平成27年1月22日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成27年1月26日	部分開示	第1号、第2号	平成27年1月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
805	平成27年1月22日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成27年1月26日	全部開示	-	平成27年1月28日	写し等の 交付	-	
806	平成27年1月23日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成27年1月28日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月5日	写し等の 交付	-	
807	平成27年1月26日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道 給管改良工事(No.502緑丘4丁目外)」のうち設計 書	市民	上技水道 水道 下道 道	平成27年2月3日	全部開示	-	平成27年2月5日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
808	平成27年1月26日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.12曾根東町3丁目)のうち設計書」	市民	上水道技術セクター 下水道技術セクター 水道建設課	平成27年2月3日	全部開示	-	平成27年2月5日	写し等の交付	-	
809	平成27年1月26日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.25庄内栄町4丁目)のうち設計書」	市民	上水道技術セクター 下水道技術セクター 水道建設課	平成27年2月3日	全部開示	-	平成27年2月5日	写し等の交付	-	
810	平成27年1月26日	豊中市水道配水管敷設工事(No.17中核塚2丁目)平成25年度(金入り)設計書	市民	上水道技術セクター 下水道技術セクター 水道建設課	平成27年2月3日	取下げ	-	-	-	-	
811	平成27年1月26日	支出負担行為決議書「平成25年度豊中市水道配水管敷設工事(No.16中核塚3丁目)のうち設計書」	市民	上水道技術セクター 下水道技術セクター 水道建設課	平成27年2月3日	全部開示	-	平成27年2月5日	写し等の交付	-	
812・813	平成27年1月26日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成27年1月28日	部分開示	第1号、第2号	平成27年1月29日	写し等の交付	-	
814～817	平成27年1月26日	平成26年度 環状福祉・建設水道・文教・総務常任委員会視察報告書	任意申出者	市議事課	平成27年2月4日	全部開示	-	平成27年2月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
818	平成27年1月26日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成27年1月28日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月4日	写し等の交付	-	
819	平成27年1月26日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成27年1月28日	部分開示	第2号	-	写し等の交付	-	郵送
820	平成27年1月27日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成27年1月30日	部分開示	第2号	平成27年2月3日	写し等の交付	-	
821・822	平成27年1月27日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用課	平成27年1月30日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月2日	写し等の交付	-	
823	平成27年1月28日	平成26年度 家屋課税台帳	任意申出者	財務課	平成27年2月3日	不開示	第1号	-	-	-	
824	平成27年1月28日	平成26年度 土地課税台帳	任意申出者	財務課	平成27年2月3日	不開示	第1号	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
825	平成27年1月29日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活活 用用 部課	平成27年2月4日	部分開示	第1号	平成27年2月12日	写し等の 交付	-	
826	平成27年1月29日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活活 用用 部課	平成27年2月4日	部分開示	第2号	平成27年2月12日	写し等の 交付	-	
827	平成27年1月29日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成27年2月4日	部分開示	第2号	平成27年2月10日	写し等の 交付	-	
828	平成27年1月30日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成27年2月4日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月17日	写し等の 交付	-	
829	平成27年1月30日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成27年2月4日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月12日	写し等の 交付	-	
830	平成27年1月30日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成27年2月4日	部分開示	第2号	平成27年3月24日	写し等の 交付	-	
831	平成27年1月30日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成27年2月4日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月24日	写し等の 交付	-	
832	平成27年2月2日	1. 産業廃棄物処理施設設置許可申請書(規則様式第118号) ※昭和52年3月15日から平成4年度までに施行されていた届出制に該当する施設についてはその届出書 2. 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(規則様式第24号) 3. 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書(規則様式第25号) 4. 産業廃棄物最終処分場跡地 指定区域台帳(規則様式第34号) 注:上記すべての様式における個人情報に関する項目、および図面や計画書等の別紙資料は除く。	任意申出者	環境 産地 推進 部 課	平成27年2月19日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
833	平成27年2月3日	宅地造成等規制法第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可申請書(許可番号豊中市指令都開第〇〇〇号)	任意申出者	都市 計 画 推 進 部 課	平成27年2月6日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
834	平成27年2月3日	条例第8条第1項及び同条例施行規程第8条第1項の「軽微な工事」の解釈について	市民	上 給 水 部 課	平成27年2月17日	全部開示	-	平成27年2月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
835	平成27年2月3日	排水設備工事計画確認申請書(平成24年2月4日から平成24年7月30日までの分)	市民	上給排水管下客用水道	平成27年4月2日	部分開示	第1号、第2号	平成27年4月7日	閲覧	-	特例延長 (59日間延長)
836	平成27年2月3日	排水設備工事計画確認申請書(平成24年7月31日から平成27年2月3日までの分)	市民	上給排水管下客用水道	未決定	-	-	-	-	-	特例延長
837 ～ 839	平成27年2月4日	桜井谷ポンプ場 月報・年報(平成23～25年度)	市民	上水道技術センター	平成27年2月17日	全部開示	-	平成27年2月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
840	平成27年2月4日	汚濁負荷量測定結果報告書(平成25年度)	市民	上水道技術センター	平成27年2月17日	全部開示	-	平成27年2月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
841	平成27年2月4日	庄内下水処理場精密試験成績書(平成25年度)	市民	上水道技術センター	平成27年2月17日	全部開示	-	平成27年2月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
842 ・ 843	平成27年2月6日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	平成27年2月16日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
844 ・ 845	平成27年2月6日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	平成27年2月16日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月18日	写し等の 交付	-	
846	平成27年2月6日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	平成27年2月16日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月17日	写し等の 交付	-	
847	平成27年2月9日	公共用地境界確定書	在勤者	資土	平成27年2月17日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月19日	写し等の 交付	-	
848	平成27年2月9日	公共用地境界確定書	在勤者	資土	平成27年2月17日	部分開示	第2号	平成27年2月19日	写し等の 交付	-	
849 ・ 850	平成27年2月9日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	平成27年2月17日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月20日	写し等の 交付	-	
851	平成27年2月9日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土	平成27年2月17日	部分開示	第2号	平成27年2月20日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
852	平成27年2月12日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活用 用課	平成27年2月18日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月23日	写し等の 交付	-	
853	平成27年2月13日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土 産地 活用 用課	平成27年2月18日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月20日	写し等の 交付	-	
854 ～ 856	平成27年2月13日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用課	平成27年2月18日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月20日	写し等の 交付	-	
857	平成27年2月13日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用課	平成27年2月18日	部分開示	第1号、第2号	平成27年2月19日	写し等の 交付	-	
858 ・ 859	平成27年2月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用課	平成27年2月24日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月24日	写し等の 交付	-	
860	平成27年2月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用課	平成27年2月24日	部分開示	第1号	未実施	-	-	
861	平成27年2月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用課	平成27年2月27日	部分開示	第2号	未実施	-	-	
862	平成27年2月19日	給水装置工事台帳(平成9年4月1日から平成9年9月30日までの分)	市民	上給排水 経路客 お排 給水	平成27年4月17日	部分開示	第1号、第2号	平成27年5月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	特例延長 (57日間延長)
863	平成27年2月19日	給水装置工事台帳(平成9年10月1日から平成27年2月19日までの分)	市民	上給排水 経路客 お排 給水	平成27年5月14日	取下げ	-	-	-	-	特例延長 (70日間延長)
864	平成27年2月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用課	平成27年2月27日	部分開示	第2号	平成27年3月11日	写し等の 交付	-	
865 ・ 866	平成27年2月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用課	平成27年2月27日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月11日	写し等の 交付	-	
867	平成27年2月24日	障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について	任意申出者	健康 いさ 障害 障害 福祉 センター ひまわり	平成27年3月2日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送



番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
868 ・ 869	平成27年2月24日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 産地 活活 用用	平成27年2月27日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月2日	写し等の 交付	-	
870 ・ 871	平成27年2月24日	指令書及び公共用地境界確定書	任意申出者	資土地 産地 活活 用用	平成27年2月27日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月2日	写し等の 交付	-	
872	平成27年2月25日	豊中駅西自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定書(変更協定書含む)【豊中駅西自転車駐車場】	市民	都道 市路 盤七 管理	平成27年3月6日	部分開示	第2号	平成27年3月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
873	平成27年2月25日	自転車駐車場施設の設置に関する協定書(増設部含む)【豊中駅東第2自転車駐車場】	市民	都道 市路 盤七 管理	平成27年3月6日	部分開示	第2号	平成27年3月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
874	平成27年2月25日	自転車駐車場施設の設置に関する協定書(変更協定書・増設部含む)【豊中駅東第1自転車駐車場】	市民	都道 市路 盤七 管理	平成27年3月6日	部分開示	第2号	平成27年3月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
875	平成27年2月25日	「都市計画法」第29条第1項の開発行為許可申請書(計可番号 〇〇〇)	市民	都土 計画 整地 推利 進用	平成27年3月11日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
876	平成27年2月25日	公共用地境界確定書	市民	資土地 産地 活活 用用	平成27年3月11日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
877	平成27年2月26日	平成25年度 支出負担行為決議書「バウ園管理業務」のうち金入り設計書	市民	環公 園推 境み 進進	平成27年3月10日	全部開示	-	平成27年3月12日	写し等の 交付	-	
878	平成27年2月26日	平成25年度 支出負担行為決議書「市民協同緑化業務」のうち金入り設計書	市民	環公 園推 境み 進進	平成27年3月10日	全部開示	-	平成27年3月12日	写し等の 交付	-	
879	平成27年2月26日	平成25年度 支出負担行為決議書「街路樹管理業務(第1区)」のうち金入り設計書	市民	環公 園推 境み 進進	平成27年3月10日	全部開示	-	平成27年3月12日	写し等の 交付	-	
880	平成27年2月26日	平成25年度 支出負担行為決議書「市内各公園維持管理業務(第6区)」のうち金入り設計書	市民	環公 園推 境み 進進	平成27年3月10日	全部開示	-	平成27年3月12日	写し等の 交付	-	
881	平成27年2月26日	確認申請書(工・作物)(第〇〇〇号)	任意申出者	都土 計画 整地 推利 進用	平成27年3月10日	部分開示	第1号	平成27年3月17日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	健康いき高上	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
882	平成27年2月27日	有料老人ホーム○○○重要事項説明書	任意申出者	健康いき高上	福祉センター 施設課	平成27年3月6日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
883	平成27年2月27日	支出負担行為協議書「平成24年度公共下水道事業原田中央幹線(その1)管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	下水道	下水道建設局 下水道課	平成27年3月9日	全部開示	-	平成27年3月12日	写し等の交付	-	
884	平成27年2月27日	公共用地境界確定書	市民	資産	用地課	平成27年3月5日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月9日	写し等の交付	-	
885	平成27年3月2日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産	用地課	平成27年3月9日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月13日	写し等の交付	-	
886	平成27年3月2日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産	用地課	平成27年3月9日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月16日	写し等の交付	-	
887	平成27年3月2日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産	用地課	平成27年3月9日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月13日	写し等の交付	-	
888	平成27年3月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産	用地課	平成27年3月9日	部分開示	第2号	平成27年3月12日	写し等の交付	-	
889	平成27年3月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産	用地課	平成27年3月9日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月18日	写し等の交付	-	
890	平成27年3月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産	用地課	平成27年3月9日	部分開示	第2号	平成27年4月14日	写し等の交付	-	
891	平成27年3月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産	用地課	平成27年3月9日	部分開示	第2号	-	写し等の交付	-	郵送
892	平成27年3月4日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産	用地課	平成27年3月12日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月17日	写し等の交付	-	
893	平成27年3月4日	排水設備工事に係る契約書(平成26年4月1日～平成27年3月4日分)	市民	資産	施設課	平成27年5月7日	部分開示	第1号、第2号	平成27年5月14日	閲覧	-	特例延長 (50日間延長)

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
894	平成27年3月4日	排水設備工事に係る契約書(～平成26年3月31日分)	市民	資産施設 活産 整備 用部	平成27年5月14日	取下げ	-	-	-	-	特例延長 (57日間延長)
895	平成27年3月4日	排水設備工事に係る支出負担行為同兼決定書(平成26年4月1日～平成27年3月4日分)	市民	資産施設 活産 整備 用部	平成27年5月7日	部分開示	第1号、第2号	平成27年5月14日	閲覧	-	特例延長 (50日間延長)
896	平成27年3月4日	排水設備工事に係る支出負担行為同兼決定書(～平成26年3月31日分)	市民	資産施設 活産 整備 用部	平成27年5月14日	取下げ	-	-	-	-	特例延長 (57日間延長)
897	平成27年3月4日	排水設備工事に係る支出負担行為決議書(平成26年4月1日～平成27年3月4日分)	市民	資産施設 活産 整備 用部	平成27年5月7日	部分開示	第1号、第2号	平成27年5月14日	閲覧	-	特例延長 (50日間延長)
898	平成27年3月4日	排水設備工事に係る支出負担行為決議書(～平成26年3月31日分)	市民	資産施設 活産 整備 用部	平成27年5月14日	取下げ	-	-	-	-	特例延長 (57日間延長)
899	平成27年3月4日	排水設備工事に係る計画確認申請書(平成21年4月1日～平成27年3月4日分)	市民	資産施設 活産 整備 用部	平成27年5月7日	部分開示	第1号、第2号	平成27年5月14日	閲覧	-	特例延長 (50日間延長)
900	平成27年3月4日	排水設備工事に係る計画確認申請書(～平成21年3月31日分)	市民	資産施設 活産 整備 用部	平成27年5月14日	取下げ	-	-	-	-	特例延長 (57日間延長)
901	平成27年3月5日	排水設備工事に係る(修繕)に関する支出負担行為同兼決定書(平成26年4月1日～平成27年3月31日分)	市民	教育委員 会 委員 会 総務 室	平成27年5月7日	部分開示	第1号、第2号	平成27年5月14日	閲覧	-	特例延長 (49日間延長)
902	平成27年3月5日	排水設備工事に係る(修繕)に関する支出負担行為同兼決定書(～平成26年3月31日分)	市民	教育委員 会 委員 会 総務 室	平成27年5月14日	取下げ	-	-	-	-	特例延長 (56日間延長)
903	平成27年3月5日	排水設備工事に係る(修繕)に関する支出負担行為同兼決定書(平成26年4月1日～平成27年3月31日分)	市民	教育委員 会 委員 会 総務 室	平成27年5月7日	部分開示	第1号、第2号	平成27年5月14日	閲覧	-	特例延長 (49日間延長)
904	平成27年3月5日	排水設備工事に係る(修繕)に関する支出負担行為同兼決定書(～平成26年3月31日分)	市民	教育委員 会 委員 会 総務 室	平成27年5月14日	取下げ	-	-	-	-	特例延長 (56日間延長)
905	平成27年3月5日	排水設備工事に係る(修繕)に関する工事報告書(写真)(平成26年4月1日～平成27年3月31日分)	市民	教育委員 会 委員 会 総務 室	平成27年5月7日	部分開示	第1号、第2号	平成27年5月14日	閲覧	-	特例延長 (49日間延長)

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
906	平成27年3月5日	排水設備工事(修繕)に関する工事報告書(写真)(～平成26年3月31日分)	市民	教育委員会総務課 教育局員事務室	平成27年5月14日	取下げ	-	-	-	-	特例延長 (56日間延長)
907	平成27年3月5日	排水設備工事計画確認申請書(平成22年4月1日～平成27年3月31日分)	市民	教育委員会総務課 教育局員事務室	平成27年5月7日	全部開示	-	平成27年5月14日	閲覧	-	特例延長 (49日間延長)
908	平成27年3月5日	排水設備工事計画確認申請書(～平成22年3月31日分)	市民	教育委員会総務課 教育局員事務室	平成27年5月14日	取下げ	-	-	-	-	特例延長 (56日間延長)
909	平成27年3月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	産地活用部	平成27年3月12日	部分開示	第2号	平成27年3月23日	写し等の交付	-	
910	平成27年3月6日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	産地活用部	平成27年3月12日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月13日	写し等の交付	-	
911	平成27年3月6日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	産地活用部	平成27年3月12日	部分開示	第2号	平成27年3月13日	写し等の交付	-	
912	平成27年3月6日	公共用地境界確定書	任意申出者	産地活用部	平成27年3月12日	部分開示	第2号	平成27年3月12日	写し等の交付	-	
913	平成27年3月6日	平成27年1月1日～3月4日までに新規で許可された施術所(あはき柔)の「営業所名、営業所所在地、営業所電話番号、申請者名、営業の種類、許可年月日。なお申請者が法人の場合、代表者名とその役職、申請者住所、申請者電話番号」の一覧。但し、飲食店営業のうち、自動車、臨時、仕出し、給食、自動販売機を除き、施術所営業のうち、出張は除く。	任意申出者	健康保健課 健康保健社画面	平成27年3月11日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
914	平成27年3月6日	平成27年1月1日～3月4日までに新規で許可された飲食店、理美容所の「営業所名、営業所所在地、営業所電話番号、申請者名、営業の種類、許可年月日。なお申請者が法人の場合、代表者名とその役職、申請者住所、申請者電話番号」の一覧。但し、飲食店営業のうち、自動車、臨時、仕出し、給食、自動販売機を除き、施術所営業のうち、出張は除く。	任意申出者	健康保健課 健康保健社画面	平成27年3月11日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
915	平成27年3月9日	公共用地境界確定書	任意申出者	産地活用部	平成27年3月16日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月19日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
916 ・ 917	平成27年3月11日	明示指令書及び公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用地	平成27年3月16日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月18日	写し等の 交付	-	
918	平成27年3月11日	排水設備工事(道路占用許可申請に関するもの)に関する特記仕様書(平成26年6月1日～平成27年3月11日)	市民	資施 産設 活用 用備	平成27年3月11日	部分開示	第1号、第2号	平成27年5月14日	閲覧	-	特例延長 (47日間延長)
919	平成27年3月11日	排水設備工事(道路占用許可申請に関するもの)に関する特記仕様書	市民	資施 産設 活用 用備	平成27年3月14日	取下げ	-	-	-	-	特例延長 (50日間延長)
920	平成27年3月13日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用備	平成27年3月19日	部分開示	第2号	平成27年3月20日	写し等の 交付	-	
921	平成27年3月13日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 用備	平成27年3月19日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月20日	写し等の 交付	-	
922	平成27年3月13日	平成26年度介護保険事業者等監査結果の通知 について	市民	健福 産地 活用 指 導 査 査 室	平成27年3月25日	不開示	第2号、第4号 了	-	-	-	
923	平成27年3月16日	公共用地境界確定図	事業者 (団体)	資土 産地 活用 用備	平成27年3月23日	部分開示	第2号	平成27年3月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
924	平成27年3月16日	公共用地境界確定図	事業者 (団体)	資土 産地 活用 用備	平成27年3月23日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
925	平成27年3月16日	平成25年度 支出負担行為決議書「市内各公園 維持管理業務(第10区)」のうち金入り設計書	事業者 (団体)	環公推 園 境み 進 進	平成27年3月26日	全部開示	-	平成27年3月30日	写し等の 交付	-	
926	平成27年3月16日	平成25年度 支出負担行為決議書「空港周辺環 境基盤整備施設児童公園維持管理業務(第2 区)」のうち金入り設計書	事業者 (団体)	環公推 園 境み 進 進	平成27年3月26日	全部開示	-	平成27年3月30日	写し等の 交付	-	
927	平成27年3月16日	平成25年度 支出負担行為決議書「市内各公園 維持管理業務(第2区)」のうち金入り設計書	事業者 (団体)	環公推 園 境み 進 進	平成27年3月26日	全部開示	-	平成27年3月30日	写し等の 交付	-	
928	平成27年3月16日	平成25年度 支出負担行為決議書「市内各公園 維持管理業務(第9区)」のうち金入り設計書	事業者 (団体)	環公推 園 境み 進 進	平成27年3月26日	全部開示	-	平成27年3月30日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
929	平成27年3月16日	平成25年度 支出負担行為決議書「街路樹管理業務(第4区)」のうち金入り設計書	事業者(団体)	環境園推 境み進 ど	平成27年3月26日	全部開示	-	平成27年3月30日	写し等の交付	-	
930	平成27年3月17日	公共用地境界確定図	任意申出者	資土 産地	平成27年3月23日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
931・932	平成27年3月20日	市民の声	市民	総行 務総務	平成27年3月31日	部分開示	第1号	平成27年4月3日	閲覧及び写し等の交付	-	
933	平成27年3月20日	国旗・市旗の掲揚にかかる実態調査について	市民	総行 務総務	平成27年3月31日	全部開示	-	平成27年4月3日	閲覧及び写し等の交付	-	
934	平成27年3月20日	国旗及び市旗の取扱いについて	市民	総行 務総務	平成27年3月31日	全部開示	-	平成27年4月3日	閲覧及び写し等の交付	-	
935	平成27年3月20日	公共用地境界確定図	任意申出者	資土 産地	平成27年3月25日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月27日	写し等の交付	-	
936	平成27年3月23日	摂津国豊島郡熊野田村地区	市民	資土 産地	平成27年4月2日	全部開示	-	平成27年4月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
937	平成27年3月23日	公共用地境界確定図	事業者(団体)	資土 産地	平成27年3月30日	部分開示	第1号、第2号	平成27年3月30日	写し等の交付	-	
938	平成27年3月26日	公共用地境界確定図	任意申出者	資土 産地	平成27年4月2日	部分開示	第1号、第2号	平成27年4月9日	写し等の交付	-	
939	平成27年3月26日	公共用地境界確定図	任意申出者	資土 産地	平成27年4月2日	部分開示	第1号、第2号	平成27年4月2日	写し等の交付	-	
940	平成27年3月26日	公共用地境界確定図	任意申出者	資土 産地	平成27年4月2日	部分開示	第2号	平成27年4月2日	写し等の交付	-	
941～948	平成27年3月26日	財務諸表(資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表) 平成25年度 ○○○保育園	任意申出者	こ保 ども幼 稚園	平成27年4月9日	全部開示	-	平成27年4月13日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
949	平成27年3月27日	公共用地境界確定図	在勤者	資土 産地 活活 用用 部課	平成27年4月2日	部分開示	第1号、第2号	平成27年4月3日	写し等の交付	-	
950	平成27年3月30日	公共用地境界確定図	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成27年4月8日	部分開示	第1号、第2号	平成27年4月17日	写し等の交付	-	
951	平成27年3月31日	公共用地境界確定図	事業者(団体)	資土 産地 活活 用用 部課	平成27年4月7日	部分開示	第1号、第2号	平成27年4月16日	写し等の交付	-	
952	平成27年3月31日	支出負担行為決議書「平成13年度公共下水道事業随積排水区(野田町地内)管渠築造工事(之の1)」	市民	上技下 水道技 術道建 設課	平成27年4月10日	全部開示	-	平成27年4月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
953	平成27年3月31日	支出負担行為決議書「平成13年度公共下水道事業随積排水区(野田町地内)管渠築造工事(之の2)」	市民	上技下 水道技 術道建 設課	平成27年4月10日	全部開示	-	平成27年4月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
954	平成27年3月31日	支出負担行為決議書「平成13年度公共下水道事業随積排水区(野田町地内)管渠築造工事(之の3)」	市民	上技下 水道技 術道建 設課	平成27年4月10日	全部開示	-	平成27年4月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
955	平成27年3月31日	支出負担行為決議書「平成12年度公共下水道事業随積排水区(野田町地内)管渠築造工事(之の1)」	市民	上技下 水道技 術道建 設課	平成27年4月10日	全部開示	-	平成27年4月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
956	平成27年3月31日	支出負担行為決議書「平成12年度公共下水道事業随積排水区(野田町地内)管渠築造工事(之の2)」	市民	上技下 水道技 術道建 設課	平成27年4月10日	全部開示	-	平成27年4月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
957	平成27年3月31日	支出負担行為決議書「平成12年度公共下水道事業随積排水区(野田町地内)管渠築造工事(之の3)」	市民	上技下 水道技 術道建 設課	平成27年4月10日	全部開示	-	平成27年4月17日	閲覧及び写し等の交付	-	





## Ⅱ . 個人情報保護制度の運用状況

## Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

### (1) 個人情報保護制度の運用の経過

区 分		25年度まで	26年度	合 計
請 求 件 数		1,014 件	99 件	1,113 件
請 求 者 数		768 人	62 人	830 人
処 理 状 況	承 諾 (全部開示)	685 件	58 件	743 件
	一部承諾 (部分開示)	174 件	31 件	205 件
	全部拒否 (不開示)	60 件	4 件	64 件
	全部拒否 (文書不存在)	43 件	4 件	47 件
	取下げ	50 件	2 件	52 件
	却 下	2 件	0 件	2 件
不服申立て件数		48 件	0 件	48 件

- 平成26年度は、99件の請求があり、すべて自己に関する情報の開示請求でした。  
開示請求のうち、住民票・戸籍・印鑑登録に関する文書が56件、介護認定に関する文書が13件、診療報酬に関する文書が10件ありました。

制度化以来では延べ830人から1,113件の請求があり、その内訳として、自己に関する情報の開示請求1,070件、目的外利用等の中止請求21件、削除請求21件、訂正請求1件となっています。

なお、平成18年度からは、「市立豊中病院の診療録(カルテ)(担当:医療安全管理室)」の開示請求については豊中市個人情報保護条例第29条に規定する開示請求の特例によることとしましたが、平成26年度は48件の請求があり、すべて開示されました。

平成18年度からの合計は353件で、全部開示346件、文書不存在による不開示7件です。

## (2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	25年度まで（※）	26年度	合 計
請 求 件 数	971	99	1,070
全部拒否（不開示・文書不存在） 又は一部承諾（部分開示）件数	238	35	273

内訳

本人情報	0	0	0
第三者の個人情報	116	26	142
法人等情報	18	2	20
審議検討等情報	13	0	13
事務事業情報	37	5	42
任意提供情報	5	0	5
公共安全等情報	1	4	5
法令秘等情報	0	0	0
文書不存在	31	4	35

旧条例に基づく不開示理由の内訳（※）

法令秘情報	2		2
評価・診断等情報	19		19
事務事業執行情報	55		55
文書不存在（H13年から）	12		12

\* 不開示理由には、一つの決定で複数の理由による場合がある。

※ 不開示理由の内訳は、新条例施行（平成17年10月1日）以後に決定を行ったものについては新条例の区分により、それ以前に決定を行ったものは旧条例の区分による。

- 自己情報の開示請求については、平成26年度は延べ62人から99件の請求があり、その処理状況は、全部開示58件、部分開示31件、不開示4件、文書不存在4件、取下げ2件でした。

制度化以来の通算では、1,070件（取下げ49件を含む。）の請求に対して全部拒否（不開示・文書不存在）又は一部承諾（部分開示）の決定となったものは273件で、新条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、第三者の個人情報142件、事務事業情報42件、法人等情報20件、審議検討等情報13件、任意提供情報5件、公共安全等情報5件、旧条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、事務事業執行情報55件、評価・診断等情報19件、法令秘情報2件となっています。

## (3) 部局別開示等請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部 局 名	担 当 課	請求件数	小計
1	市 長	資 産 活 用 部	土 地 活 用 課	1	93
		人 権 文 化 部	人 権 政 策 室	1	
		市 民 協 働 部	市 民 窓 口 セ ン タ ー 市 民 課	27	
			市 民 窓 口 セ ン タ ー 庄 内 出 張 所	28	
			市 民 窓 口 セ ン タ ー 新 千 里 出 張 所	1	
		健 康 福 祉 部	福 祉 事 務 所	4	
			い き い き セ ン タ ー 障 害 福 祉 課	2	
			い き い き セ ン タ ー 高 齢 施 策 課	3	
			い き い き セ ン タ ー 高 齢 者 支 援 課	12	
			保 健 所 地 域 保 健 課	1	
			保 険 窓 口 セ ン タ ー 保 険 給 付 課	10	
		こ ども 未 来 部	こ ども 政 策 室	1	
		都 市 計 画 推 進 部	土 地 利 用 調 整 セ ン タ ー 建 築 審 査 課	1	
都 市 基 盤 部	道 路 セ ン タ ー 道 路 管 理 課	1			
2	上下水道事業管理者	上下水道局 経営部	経 営 企 画 課	1	1
3	消 防 長	消 防 本 部	救 急 救 命 課	1	3
			北 消 防 署 予 防 広 報 課	1	
			南 消 防 署 予 防 広 報 課	1	
4	教 育 委 員 会	教 育 委 員 会 事 務 局	教 職 員 室	1	2
			第 九 中 学 校	1	
4 実施機関		10 部局	19 課	99	99

○ 平成26年度は、4実施機関10部局に対して99件の請求があり、その内訳は、市民協働部56件、健康福祉部32件、消防本部3件、教育委員会事務局2件、資産活用部、人権文化部、こども未来部、都市計画推進部、都市基盤部、上下水道局が1件となっています。

制度化以来の通算では、5実施機関に対して1,113件の請求があり、市長951件、教育委員会103件、消防長が28件、上下水道事業管理者が21件、監査委員10件となっています。

(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	平成25年度まで	平成26年度	合 計
閲 覧 の み	25	7	32
閲覧と写し等の交付	540	65	605
写し等の交付のみ	275（58）	16（2）	291（60）
聴取又は視聴	0	0	0
未 実 施	18	1	19
合 計	858（58）	89（2）	947（60）

\*（ ）内の数字は、郵送の件数（内数）

- 実施機関の決定が承諾（全部開示）又は一部承諾（部分開示）の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成26年度は、閲覧のみが7件、閲覧と写し等の交付が65件、写し等の交付のみが16件、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが1件でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが32件（3.4%）、閲覧と写し等の交付が605件（63.9%）、写し等の交付のみが291件（30.7%）、これまでに請求者が来庁しなかったため、開示できなかったものが19件（2.0%）となっています。

(5) 自己情報開示等請求  
① 自己情報開示請求

(不開示等の根拠は、個人情報保護条例第20条各号)

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当	課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成26年4月7日	診療報酬明細書(平成26年2月分 ○○○病院)	開示請求	任意代理人	健康保険 保険給付	福祉 センター 課	平成26年4月11日	全部開示	-	平成26年4月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
2	平成26年4月24日	「建築基準法第42条第2項で指定した道路の取消しについて」に関する書類のうち、異議申し立て書及び証明書(別紙を含む)	開示請求	相続人等	都市計画 地籍 調査	都市 推進 課	平成26年4月30日	部分開示	第2号	平成26年5月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
3	平成26年5月7日	住民票副本	開示請求	本人	市民協 働	市民 課	平成26年5月14日	全部開示	-	平成26年5月20日	閲覧	-	
4	平成26年5月13日	要介護認定申請に係る認定申請選択一覧	開示請求	相続人等	健康 福祉 支援	福祉 センター 課	平成26年5月15日	部分開示	第5号	平成26年5月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
5	平成26年5月19日	要介護認定に係る認定調査結果、特記事項、主治医意見書	開示請求	相続人等	健康 福祉 支援	福祉 センター 課	平成26年5月22日	全部開示	-	平成26年5月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
6	平成26年5月20日	要介護認定申請に係る認定調査結果、特記事項、主治医意見書、審査会の議事録	開示請求	任意代理人	健康 福祉 支援	福祉 センター 課	平成26年5月20日	全部開示	-	平成26年5月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
7	平成26年5月27日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市民協 働	市民 課	平成26年5月30日	部分開示	第2号	平成26年5月30日	閲覧	-	
8	平成26年5月27日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民協 働	市民 課	平成26年6月2日	全部開示	-	平成26年6月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
9	平成26年5月28日	警戒等報告書(平成24年 警戒本部番号○○○)	開示請求	本人	消防 予	消防 課	平成26年6月11日	部分開示	第2号	平成26年6月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
10	平成26年6月17日	診療報酬明細書(平成20年4月～直近受診日 ○○○歯科)	開示請求	本人	健康 保険 給付	福祉 センター 課	平成26年6月23日	全部開示	-	平成26年6月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
11	平成26年7月8日	障害程度区分認定にかかる医師意見書	開示請求	任意代理人	健康 福祉 障	福祉 センター 課	平成26年7月14日	全部開示	-	平成26年7月17日	写し等の交 付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	担当者	担当部署	課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
12	平成26年7月11日	株式会社〇〇〇の運営する訪問介護事業所〇〇〇の届の内、申請者がサービス提供責任者から退任した旨と従業者の常勤換算数の人数を記載した変更届	開示請求本	健康いきいき高齢者	福祉センター	一部課	平成26年7月18日	部分開示	第2号第3号	—	写し等の交付	—	郵送
13	平成26年7月11日	株式会社〇〇〇の運営する訪問介護事業所〇〇〇の新規事業所指定申請書の内、申請者が訪問介護・介護予防訪問介護事業者の指定に係るサービス提供責任者と従業者の常勤換算数の人数を記載した申請届	開示請求本	健康いきいき高齢者	福祉センター	一部課	平成26年7月18日	部分開示	第2号第3号	—	写し等の交付	—	郵送
14	平成26年7月24日	平成22年度から26年度にかけて請求された市民の声の資料一式	開示請求本	上経	水道営企	局部課	平成26年8月5日	全部開示	—	平成26年8月20日	閲覧及び写し等の交付	—	
15	平成26年7月30日	生活支援資金借用書	開示請求本	健康福祉	福祉事務	部所	平成26年8月8日	全部開示	—	平成26年8月11日	写し等の交付	—	
16	平成26年7月30日	生活支援資金借受申込書	開示請求本	健康福祉	福祉事務	部所	平成26年8月8日	全部開示	—	平成26年8月11日	写し等の交付	—	
17	平成26年8月12日	印鑑登録関係書類(平成20年から現在まで)	開示請求本	市民窓口	市民協働センター	部一課	平成26年8月14日	不開示(文書不存在)	—	—	—	—	
18	平成26年8月15日	ほっぺ心理カウンセリングの記録、児童記録	開示請求本	子ども	未来政策	部室	平成26年8月22日	取下げ	—	—	—	—	
19	平成26年8月15日	すてっぷ相談室相談記録	開示請求本	人権	文化政策	部室	平成26年8月26日	取下げ	—	—	—	—	
20	平成26年8月18日	戸籍関係証明書交付請求書	開示請求本	市民窓口	市民協働センター	部一課	平成26年8月29日	全部開示	—	平成26年9月5日	閲覧及び写し等の交付	—	
21・22	平成26年8月18日	住民票の写し等交付請求書	開示請求本	市民窓口	市民協働センター	部一課	平成26年8月29日	部分開示	第2号	平成26年9月5日	閲覧及び写し等の交付	—	
23	平成26年8月18日	戸籍関係証明書交付請求書	開示請求本	市民窓口	市民協働センター	部一課	平成26年8月29日	全部開示	—	平成26年9月5日	閲覧及び写し等の交付	—	
24	平成26年8月18日	住民票の写し等交付請求書	開示請求本	市民窓口	市民協働センター	部一課	平成26年8月29日	部分開示	第2号	平成26年9月5日	閲覧及び写し等の交付	—	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当	部 課	決 定 日	決定内容	不開示等 根拠条項	開 示 実 施 日	開示方法	不服申立日	備 考
25	平成26年8月21日	診療報酬明細書(平成21年1月～平成26年6月分)	開示請求	法定代理人	健康保険窓険給保	福祉センター付 部 課	平成26年9月4日	全部開示	-	平成26年9月11日	写し等の交付	-	
26	平成26年8月21日	診療報酬明細書(平成21年1月～平成26年6月分)	開示請求	本人	健康保険窓険給保	福祉センター付 部 課	平成26年9月4日	全部開示	-	平成26年9月11日	写し等の交付	-	
27	平成26年8月27日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民窓内出張	協働福祉センター 部 課	平成26年9月8日	部分開示	第2号	平成26年9月10日	写し等の交付	-	
28	平成26年8月27日	要介護認定申請に係る認定調査結果、特記事項、主治医意見書	開示請求	法定代理人	健康保険窓険給保	福祉センター付 部 課	平成26年8月28日	全部開示	-	平成26年9月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
29	平成26年8月28日	診療報酬明細書(平成26年6、7月分 ○○○○療科医院)	開示請求	本人	健康保険窓険給保	福祉センター付 部 課	平成26年9月9日	全部開示	-	平成26年9月12日	写し等の交付	-	
30	平成26年9月3日	救急報告書	開示請求	本人	消防予	消防本部 部 課	平成26年9月16日	全部開示	-	平成26年9月24日	閲覧及び写し等の交付	-	
31	平成26年9月5日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民窓内出張	協働福祉センター 部 課	平成26年9月10日	部分開示	第2号	平成26年9月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
32	平成26年9月17日	戸籍全部事項証明、改製原戸籍、公用請求	開示請求	本人	市民窓内出張	協働福祉センター 部 課	平成26年10月1日	全部開示	-	平成26年10月21日	閲覧	-	
33 ・ 34	平成26年9月17日	戸籍謄本等職務上請求書	開示請求	本人	市民窓内出張	協働福祉センター 部 課	平成26年10月1日	部分開示	第2号	平成26年10月21日	閲覧	-	
35	平成26年9月17日	戸籍附票の写し交付請求書	開示請求	本人	市民窓内出張	協働福祉センター 部 課	平成26年10月1日	部分開示	第2号	平成26年10月21日	閲覧	-	
36	平成26年9月24日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民窓内出張	協働福祉センター 部 課	平成26年10月1日	全部開示	-	平成26年10月3日	閲覧及び写し等の交付	-	
37	平成26年9月24日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民窓内出張	協働福祉センター 部 課	平成26年10月1日	部分開示	第2号	平成26年10月3日	閲覧及び写し等の交付	-	



番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当	部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
38	平成26年9月29日	印鑑登録申込書	開示請求本	市市民協働部 市市民協働部 市市民協働部	市民窓口センター 市民窓口センター 市民窓口センター	市民協働部 市民協働部 市民協働部	平成26年9月30日	不開示(文書不 存在)	-	-	-	-	
39	平成26年9月29日	印鑑登録申込書、印鑑登録証明書交付請求書	開示請求本	市市民協働部 市市民協働部	市民窓口センター 市民窓口センター	市民協働部 市民協働部	平成26年9月30日	全部開示	-	平成26年10月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
40	平成26年9月30日	住民票の写し等交付請求書	開示請求本	市市民協働部 市市民協働部	市民窓口センター 市民窓口センター	市民協働部 市民協働部	平成26年10月6日	部分開示	第2号	平成26年10月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
41	平成26年10月2日	火災原因調査報告書(平成25年 火災番号〇〇 〇号)	開示請求本	市市民協働部 市市民協働部	消防情報 市民窓口センター	市民協働部 市民協働部	平成26年10月15日	部分開示	第2号	平成26年10月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
42	平成26年10月9日	住民票の写し等交付請求書	開示請求本	市市民協働部 市市民協働部	市民窓口センター 市民窓口センター	市民協働部 市民協働部	平成26年10月14日	全部開示	-	平成26年10月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
43	平成26年10月15日	住民票の写し等交付請求書	開示請求本	市市民協働部 市市民協働部	市民窓口センター 市民窓口センター	市民協働部 市民協働部	平成26年10月20日	部分開示	第2号	平成26年10月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
44	平成26年10月17日	住民票の写し等交付請求書	開示請求本	市市民協働部 市市民協働部	市民窓口センター 市民窓口センター	市民協働部 市民協働部	平成26年10月31日	部分開示	第2号	平成26年11月11日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
45	平成26年10月17日	戸籍関係証明書交付請求書	開示請求本	市市民協働部 市市民協働部	市民窓口センター 市民窓口センター	市民協働部 市民協働部	平成26年10月31日	不開示	第7号	-	-	-	
46 ～ 48	平成26年10月17日	戸籍関係証明書交付請求書	開示請求本	市市民協働部 市市民協働部	市民窓口センター 市民窓口センター	市民協働部 市民協働部	平成26年10月31日	不開示	第7号	-	-	-	
49	平成26年10月17日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	開示請求本	市市民協働部 市市民協働部	市民窓口センター 市民窓口センター	市民協働部 市民協働部	平成26年10月31日	部分開示	第2号	平成26年11月11日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
50	平成26年10月17日	戸籍関係証明書交付請求書	開示請求本	市市民協働部 市市民協働部	市民窓口センター 市民窓口センター	市民協働部 市民協働部	平成26年10月31日	全部開示	-	平成26年11月11日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
51 ・ 52	平成26年10月17日	戸籍関係証明書交付請求書	開示請求本	市市民協働部 市市民協働部	市民窓口センター 市民窓口センター	市民協働部 市民協働部	平成26年10月31日	部分開示	第2号	平成26年11月11日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当	部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
53	平成26年10月17日	戸籍謄本等送付依頼書	開示請求本	市市民協働部 市民窓口センター	市民協働部 市民窓口センター	課	平成26年10月31日	部分開示	第2号	平成26年11月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
54	平成26年10月29日	要介護認定申請に係る認定申請選択一覧	開示請求相続本	健康いきいき高齢者支援課	健康いきいき高齢者支援課	課	平成26年10月31日	部分開示	第5号	未実施	-	-	
55	平成26年11月10日	要介護認定申請に係る認定申請選択一覧	開示請求相続本	健康いきいき高齢者支援課	健康いきいき高齢者支援課	課	平成26年11月14日	部分開示	第5号	平成26年11月19日	閲覧及び写し等の交付	-	
56	平成26年11月17日	前土地所有者である関西地販有有限会社が受けた道路占有許可書(許可番号 〇〇〇)	開示請求法定代理人	都市基盤センター 道路管理	都市基盤センター 道路管理	課	平成26年11月20日	全部開示	-	平成26年11月27日	写し等の交付	-	
57	平成26年11月25日	診療報酬明細書(平成22年6月24日～平成24年1月17日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)	開示請求相続本	健康保険センター 健康保険給付	健康保険センター 健康保険給付	課	平成26年12月1日	全部開示	-	平成26年12月3日	閲覧及び写し等の交付	-	
58	平成26年11月19日	生活保護の記録票	開示請求本	健康福祉課	健康福祉課	課	平成26年12月3日	部分開示	第2号	平成26年12月10日	写し等の交付	-	
59	平成26年12月9日	指導要録 様式1及び様式2	開示請求法定代理人	教育委員会 教育推進	教育委員会 教育推進	室	平成26年12月22日	全部開示	-	平成26年12月24日	閲覧及び写し等の交付	-	
60	平成26年12月22日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求本	市民協働部 市民窓口センター 出張内	市民協働部 市民窓口センター 出張内	課	平成26年12月26日	部分開示	第2号	平成27年1月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
61	平成26年12月25日	生活保護の相談記録(保護申請の受付から却下決定までの経過)、ケース診断会議記録票、調査依頼起案書	開示請求本	健康福祉課	健康福祉課	課	平成27年1月8日	全部開示	-	平成26年1月8日	写し等の交付	-	
62	平成26年12月26日	要介護認定申請に係る認定申請選択一覧	開示請求相続本	健康いきいき高齢者支援課	健康いきいき高齢者支援課	課	平成26年12月26日	部分開示	第5号	平成26年12月26日	写し等の交付	-	
63	平成27年1月7日	印鑑登録申込書	開示請求本	市民協働部 市民窓口センター	市民協働部 市民窓口センター	課	平成27年1月8日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
64	平成27年1月7日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求本	市民協働部 市民窓口センター	市民協働部 市民窓口センター	課	平成27年1月7日	全部開示	-	平成27年1月9日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当	部	課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
65	平成27年1月7日	要介護認定申請に係る認定申請選択一覧	開示請求	相続人等	健康いきいき高齢者支援課	福祉センター	一部	平成27年1月9日	部分開示	第5号	平成27年1月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
66	平成27年1月7日	要介護認定申請に係る認定調査結果、特記事項、主治医意見書	開示請求	相続人等	健康いきいき高齢者支援課	福祉センター	一部	平成27年1月9日	全部開示	-	平成27年1月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
67	平成27年1月8日	診療報酬明細書(平成20年1月1日～平成21年1月31日) ○○○歯科、○○○口腔外科)	開示請求	本人	健康保険給付	福祉センター	一部	平成27年1月16日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
68	平成27年1月8日	診療報酬明細書(平成21年2月～平成26年11月) ○○○歯科、○○○口腔外科)	開示請求	本人	健康保険給付	福祉センター	一部	平成27年1月16日	全部開示	-	平成27年1月20日	写し等の交付	-	
69	平成27年1月9日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	本人	市民窓口	労働センター	一部	平成27年1月13日	全部開示	-	平成27年1月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
70	平成27年1月13日	開取りメモ 平成26年度いじめ及び暴力行為の状況調査 いじめの取組状況の具体について 2.3	開示請求	法定代理人	豊中市立第九中学校			平成27年2月10日	部分開示	第2号	平成27年2月18日	閲覧及び写し等の交付	-	14日間延長
71	平成27年1月14日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市民窓口	労働センター	一部	平成27年1月19日	全部開示	-	平成27年1月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
72	平成27年1月19日	戸籍関係証明書交付請求書	開示請求	本人	市民窓口	労働センター	一部	平成27年1月21日	全部開示	-	平成27年1月23日	閲覧及び写し等の交付	-	
73	平成27年1月23日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民窓口	労働センター	一部	平成27年2月3日	全部開示	-	平成27年2月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
74・75	平成27年2月2日	戸籍謄本等職務上請求書	開示請求	法定代理人	市民窓口	労働センター	一部	平成27年2月13日	全部開示	-	平成27年2月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
76	平成27年2月2日	戸籍謄本等職務上請求書	開示請求	本人	市民窓口	労働センター	一部	平成27年2月13日	全部開示	-	平成27年2月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
77・78	平成27年2月2日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	法定代理人	市民窓口	労働センター	一部	平成27年2月13日	全部開示	-	平成27年2月17日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当	部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
79	平成27年2月2日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求本	人	市民協働部 窓内出張	労働部 出張	平成27年2月13日	全部開示	-	平成27年2月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
80	平成27年2月5日	豊中市精検結果報告書(一次医療機関照会分)、 豊中市乳がん検診記録票、マンモグラフィ所見用紙	開示請求本	人	健康保健地域保地	福祉部 健康課	平成27年2月13日	全部開示	-	平成27年2月20日	写し等の交付	-	
81	平成27年2月5日	診療報酬明細書(平成26年10月～平成26年12月分 ○○○外科内科)	開示請求本	人	健康保険給付	福祉部 健康課	平成27年2月13日	全部開示	-	平成27年2月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
82	平成27年2月23日	障害支援区分認定に係る調査票等	開示請求本	人	健康障害	福祉部 健康課	平成27年2月27日	全部開示	-	平成27年3月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
83	平成27年2月27日	○○○に入所中の転倒事故についての事故報告書	開示請求相続人等	人	健康高齢者支援	福祉部 健康課	平成27年3月11日	全部開示	-	平成27年3月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
84	平成27年3月6日	要介護認定区分変更申請に係る認定調査結果	開示請求相続人等	人	健康高齢者支援	福祉部 健康課	平成27年3月11日	全部開示	-	平成27年3月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
85	平成27年3月12日	診療報酬明細書(平成26年8月～平成27年1月分 ○○○整形外科クリニック)	開示請求本	人	健康保険給付	福祉部 健康課	平成27年3月19日	全部開示	-	平成27年3月26日	閲覧	-	
86	平成27年3月16日	土地売買契約書締結について(同)	開示請求本	人	資産活用	福祉部 健康課	平成27年3月23日	全部開示	-	平成27年3月30日	閲覧及び写し等の交付	-	
87	平成27年3月24日	要介護認定申請に係る主治医意見書	開示請求相続人等	人	健康高齢者支援	福祉部 健康課	平成27年3月26日	全部開示	-	平成27年3月30日	写し等の交付	-	
88 ・ 89	平成27年3月26日	戸籍謄本等職務上請求書	開示請求法定代理人	人	市民協働部 窓内出張	労働部 出張	平成27年3月31日	全部開示	-	平成27年4月3日	閲覧及び写し等の交付	-	
90	平成27年3月26日	戸籍謄本等職務上請求書	開示請求本	人	市民協働部 窓内出張	労働部 出張	平成27年3月31日	全部開示	-	平成27年4月3日	閲覧及び写し等の交付	-	
91	平成27年3月27日	事実確認調査結果報告書	開示請求本	人	健康高齢者支援	福祉部 健康課	平成27年5月13日	部分開示	第2号	平成27年5月25日	閲覧及び写し等の交付	-	33日間延長

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当	部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
92	平成27年3月30日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	市市民窓口等	市民協働センター	市民協働センター	平成27年4月13日	全部開示	-	平成27年4月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
93	平成27年3月30日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	市市民窓口等	市民協働センター	市民協働センター	平成27年4月13日	全部開示	-	平成27年4月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
94	平成27年3月30日	戸籍関係証明書交付請求書分	開示請求	市市民窓口等	市民協働センター	市民協働センター	平成27年4月13日	全部開示	-	平成27年4月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
95	平成27年3月30日	戸籍関係証明書交付請求書(戸籍附票の全部写し)	開示請求	市市民窓口等	市民協働センター出張所	市民協働センター出張所	平成27年4月13日	全部開示	-	平成27年4月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
96	平成27年3月30日	戸籍関係証明書交付請求書(戸籍の全部事項証明)	開示請求	市市民窓口等	市民協働センター出張所	市民協働センター出張所	平成27年4月13日	全部開示	-	平成27年4月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
97	平成27年3月30日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	市市民窓口等	市民協働センター出張所	市民協働センター出張所	平成27年4月13日	全部開示	-	平成27年4月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
98	平成27年3月30日	印鑑登録廃止届、印鑑登録証亡失届書	開示請求	市市民窓口等	市民協働センター出張所	市民協働センター出張所	平成27年4月13日	全部開示	-	平成27年4月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
99	平成27年3月30日	印鑑登録申込書	開示請求	市市民窓口等	市民協働センター出張所	市民協働センター出張所	平成27年4月13日	全部開示	-	平成27年4月16日	閲覧及び写し等の交付	-	

### Ⅲ．不服申立ての処理状況

### Ⅲ. 不服申立ての処理状況

#### (1) 処理の経過

(単位：件)

区 分		平成25年度まで	平成26年度	合 計	
申 立 て 件 数	行政文書	101	1	102	
	個人情報	48	0	48	
	計	149	1	150	
処 理 状 況	却 下	行政文書	3	0	3
		個人情報	1	0	1
		計	4	0	4
	全部認容	行政文書	7	0	7
		個人情報	5	0	5
		計	12	0	12
	部分認容	行政文書	14	1	15
		個人情報	9	0	9
		計	23	1	24
棄 却	行政文書	58	0	58	
	個人情報	25	3	28	
	計	83	3	86	
取下げ	行政文書	18	1	19	
	個人情報	4	1	5	
	計	22	2	24	
合 計	行政文書	100	2	102	
	個人情報	44	4	48	
	計	144	6	150	

\* 却下の4件は、不適法なものとして審査会に諮問せず却下したもの。また「平成25年度まで」の行政文書に係る不服申立てに対して全部認容したもののうち3件は、審査会に諮問せず実施機関限りで認容したものと諮問を取り下げて認容したもの。

- 平成26年度の不服申立ては、行政文書に関するものが1件ありましたが、不服申立人により取り下げられました。なお、前年度から審理を繰り越していた行政文書に関するもの1件、個人情報に関するもの4件は、行政文書に関するものは不服申立人により取り下げられ、個人情報に関するものは、棄却したものが3件、不服申立人により取り下げられたものが1件でした。

豊情個審答申第44号  
平成26年(2014年)11月11日

豊中市教育委員会委員長  
奥田至蔵様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 佐野久美子

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報不訂正等決定処分について(答申)

平成25年12月12日付け豊教総1026号で諮問を受けた審査請求については、別添のとおり答申します。



## 第一 審査会の結論

豊中市教育委員会が行った、審査請求人に係る授業アンケートを削除しないとの決定は、妥当である。

## 第二 審査請求の経過

### 1 削除請求

審査請求人〇〇〇〇、〇〇〇〇、及び〇〇〇〇（以下「審査請求人ら」という。）は、平成 25 年 11 月 1 日、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 43 条第 1 項の規定に基づき豊中市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「校長が収集した本人に係る授業アンケート」は、条例第 7 条に違反して本人外収集されたものであるため削除を求めるとして、自己情報の削除請求（以下「本件削除請求」という。）をした。

### 2 豊中市教育委員会教育長の決定

豊中市教育委員会教育長は、同年 11 月 28 日、本件削除請求に対し、本件個人情報は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 46 条に規定する『都道府県委員会の計画』として大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が定めた『教職員の評価・育成システム』の一部であり、当該アンケートにより収集した請求者の職務に関する情報は、条例第 7 条第 2 項第 2 号に規定する、法令等に定めがあるときに該当する」との理由を付して自己情報不訂正等決定（以下「本件処分」という。）をし、審査請求人らに通知した。

### 3 審査請求

審査請求人らは、〇〇〇〇を代理人とし、同年 12 月 4 日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

### 4 審査会への諮問

実施機関は、同年 12 月 12 日、条例第 52 条の規定に基づいて豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

### 5 併合審査

審査請求人らの審査請求の趣旨は同じであり、また、同一の代理人に委任していることから、併合して審査した。

## 第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、審査請求人らに係る授業アンケートを削除することを求める。

## 第四 審査請求人らの主張の要旨

審査請求人らの主張は、審査請求書、反論書、再反論書の記載内容及び口頭意見陳述

の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 地教行法第 46 条には、個人情報をも本人以外から収集するとは規定されていない。同条の趣旨は、地方公務員法第 40 条においては「任命権者が」勤務成績の評定を行うところ、県費負担教職員については都道府県委員会の計画に基づき、市町村委員会が評定を行うことを明確にしたものであり、個人情報の本人外収集ができることを定めたものであるはずがない。
- 2 府教育委員会が定めた規則・要領は、条例第 7 条第 2 項第 2 号の「法令」には含まれない。勤務成績の評定のために府教育委員会が規則や要領を定めることはできるとしても、これらの規則や要領を根拠に個人情報の本人外収集ができるわけがない。
- 3 府教育委員会が定めた「府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則（平成 16 年大阪府教育委員会規則第 13 号。以下「府教育委員会規則」という。）第 6 条第 4 項では「授業に関する評価は、生徒又は保護者による評価を踏まえるものとする。」と規定しているのみで「授業アンケート」の実施を定めたものではない。授業アンケートの実施は、府教育委員会が定めた「評価・育成システム実施要領（平成 16 年 4 月 16 日制定。以下「府実施要領」という。）」において定められている。府教育委員会規則は、条例の委任を受けた規則ではなく、ましてや要領で定めた授業アンケートの実施が法令に基づくものにはなりえない。
- 4 現在行われている人事評価制度は、評価者と被評価者との間のコミュニケーションを通じて、組織内の意思の共有化や業務改善等にも寄与するものであり、評価者が被評価者の業務の達成状況を評価基準に照らして絶対評価で評価するものである。生徒・保護者による評価は、評価基準もなく、個々人の印象に任せられる客観性に欠けるものであり、現行の人事制度で想定されているものではない。
- 5 人事評価について裁量権があるとしても、授業アンケートを実施したことは裁量権の濫用であり、違法である。裁量により、プライバシー権を制限したり、不利益を課すことはできない。
- 6 授業アンケートにより得られる情報を職務に関する情報であるとするには飛躍があり、妥当性がない。また、強い秘匿性がないことをもって本人外収集ができるとはならない。
- 7 勤務評定を行うことに個人情報の保護を上回る公益性があるとの主張は根拠がなく、公益性を理由として本人外収集は認められない。
- 8 授業アンケートを実施しなくても、校長が自ら授業観察をすることで勤務成績の評定は可能であり、個人の権利利益を制限してまで授業アンケートを実施する理由がない。
- 9 2012 年に大阪府から授業アンケートの試行を求められたときには、実施しなかったが、その後、実施機関の担当者が変わった途端に授業アンケートの実施が決まった。現在の担当者は、条例を理解しておらず、個人情報の取扱いも杜撰であるから、誤っ

た判断をしたものである。

- 10 よって、授業アンケートは法令に基づく個人情報の本人外収集にはあたらず、条例に違反して収集された個人情報は削除すべきである。

## 第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書の記載内容及び口頭説明の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 府費負担教職員の勤務成績の評定は、地教行法第 46 条において「都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行う」と定められている。このことから、府教育委員会が定めた計画に基づき、授業アンケートを実施したのであり、法令に基づくものである。
- 2 府教育委員会は、地教行法第 46 条に規定する「都道府県委員会の計画」として教職員の「評価・育成システム」を定めている。「評価育成システム」は、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動等の充実及び学校の活性化に資することを目的とし、教職員が学校の目的達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を受けながら目標の達成に取り組み、自己点検と校長等による評価、取り組みの改善を行うものである。
- 3 府教育委員会規則第 6 条第 4 項では、「前項の授業に関する評価は、生徒又は保護者による評価を踏まえるものとする。」と規定しており、府実施要領の「第 3 手続き」の 4 では「生徒又は保護者による評価は、授業アンケートにより把握するものとする。」と規定されている。
- 4 府教育委員会が地教行法第 46 条に規定する勤務成績の評定に関する「計画」を策定するにあたっては、自ずと詳細な設計を行わなければならない、「評価育成システム」の実施にあたっては府教育委員会規則及び府実施要領を含めて実施することで機能するのであるから、授業アンケートの実施を含めて地教行法第 46 条の「計画」に該当する。
- 5 勤務成績の評定の方法として、評価者が評価を受ける者の申告のみならず、様々な情報を基に、多角的かつ共通の観点に基づき評価することは、地教行法第 46 条の趣旨に反するものではない。
- 6 授業アンケートは、府費負担教職員の勤務成績の評定にあたり、一つの参考とするものではあるが、授業アンケートを踏まえつつ、校長等が授業観察を通じ、指導・助言を行い、そのうえで数ある評価要素のひとつである授業力に対する最終的な評価を行うものである。
- 7 授業アンケートは、教員が職務として行った授業に関するものであり、学校教育活動の中心である授業について、子どもたちでないと気づかない要素が多く含まれていることから、魅力的な授業・わかる授業になっていたかどうかを評価するためのツールであり、個人のプライバシーを侵害するものではない。

- 8 よって、審査請求人らに係る授業アンケートを削除しないとした本件決定に誤りは無い。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方

条例は、第 1 条において「自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。」と定め、市民の個人情報の収集、目的外利用、外部提供に当たっての一定のルールを規定し、行政における事務事業の適正な執行を図りつつ、個人の権利利益を保護し、市民自身が自己に関する情報の流れを管理する権利を保障するものである。

条例第 7 条第 1 項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない」ことを定め、同条第 2 項では、この例外として、本人の同意があるとき、法令等に定めがあるときなど同項各号に定める場合には、「本人以外のものから個人情報を収集することができる」ことを定めている。

条例第 42 条第 1 項は、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が、「第 6 条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第 7 条の規定に違反して収集されているとき又は第 12 条の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしている」と思料するときには、当該自己情報の削除を請求することができる旨を定めている。

### 2 本件審査請求について

授業アンケートは、地教行法第 46 条に規定する「都道府県委員会の計画」として大阪府教育委員会が策定した「評価育成システム」において定められたものであり、府教育委員会規則及び府実施要領に授業アンケートの実施が規定されている。

審査請求人らは、府教育委員会規則及び府実施要領は、条例第 7 条第 2 項第 2 号の「法令等」には該当しないから、条例第 7 条第 2 項第 2 号に基づく本人外収集にあたらぬと主張するが、地教行法第 46 条において「県費負担教職員の勤務成績の評定は、（中略）都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行う」と規定されていることからすると、実施機関である豊中市教育委員会は、府教育委員会が定めた「計画」に基づいて勤務成績の評定を行う法的義務があると考えられる。

地教行法第 46 条においては、「都道府県委員会の計画」をどのような形式で定めるかについての規定はなく、府教育委員会が教育委員会規則及び要領で授業アンケートの実施を規定しているとしても、これが地教行法第 46 条の「都道府県委員会の計画」に含まれないということにはならない。

以上のことから、実施機関が府教育委員会が定めた「評価育成システム」に従って勤務成績の評定を行うことは、地教行法第 46 条に基づくものであるから、授業アンケートにより審査請求人らの情報を収集したことは条例に違反した個人情報の収集ではない。

よって、審査請求人らの個人情報を削除しないとした決定に誤りはなく、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会は、府教育委員会が定める計画の是非について審査する機関ではなく、上記は、「評価育成システム」の妥当性について判断したものではない。

平成 26 年（2014 年）11 月 11 日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

豊情個審答申第45号  
平成26年(2014年)12月12日

豊中市教育委員会委員長  
奥田至蔵様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 佐野久美子

豊中市情報公開条例に基づく行政文書不開示決定処分について  
(答申)

平成25年8月22日付け豊教総561号で諮問を受けた審査請求については、別添のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

豊中市教育委員会が行った、「内部公益通報に係る調査の実施について（報告）」を不開示とした決定は妥当ではなく、別紙に記載した部分を除き開示すべきである。

## 第二 審査請求の経過

### 1 開示請求

審査請求人は、平成25年7月17日、豊中市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき豊中市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「内部公益通報に係る調査の実施について（報告）」（以下「本件報告書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

### 2 豊中市教育委員会教育長の決定

豊中市教育委員会教育長は、同年7月29日、本件開示請求について、本件報告書は、内部公益通報事案に関して、豊中市内部公益通報処理委員会からの指示を受けて、教育次長が実施した調査結果に関する情報であり、調査対象者及び関係者の氏名、住所等の個人に関する情報が含まれるため、また、この調査は、強制調査ではなく、調査対象者、関係者等の協力が事実上必要不可欠であり、調査結果が開示されることになるとすれば、調査対象者、関係者等が真実を述べることを躊躇し、又は協力を控える結果になるなど、今後の同種事案の調査に支障が出るおそれがあり、本件報告書を開示することは、内部公益通報処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第1号及び第4号アに該当するとの理由を付して行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）をし、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、同年8月7日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

### 4 審査会への諮問

実施機関は、同年8月22日、条例第18条の規定に基づいて豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

## 第三 審査請求の趣旨

本件報告書に係る内部公益通報（以下「本件内部公益通報」という。）においては通報者は保護を期待しておらず、調査対象者等は職務上調査に応じる義務があるから、不開示の理由がない。また本件報告書は、公益に関するものであるから、不開示情報が記録されている場合であっても開示されるべきであるので、本件処分を取り消し、全部開示することを求める。

## 第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、審査請求書、反論書、再反論書等の記載内容及び口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 内部公益通報処理委員会の本件内部公益通報に係る処理には、明らかな事実誤認があるが、これは、教育次長の作成にかかる本件報告書に虚偽及び事実の隠ぺいがあることが原因であり、調査が公正に行われていれば、内部公益通報処理委員会の判断も違ったものとなっていたはずである。
- 2 本件報告書に虚偽及び事実の隠ぺいがないと主張するのであれば、本件報告書を開示すべきである。
- 3 本件内部公益通報は、公益に関わる重大な事案であり、不開示情報が含まれているとしても、公益上の理由による裁量的開示をすべきである。
- 4 本件内部公益通報は、〇〇〇〇と豊中市教育委員会との間で数年来の懸案事項として協議してきた案件であり、本件報告書が開示されることによって団体名が特定されるとしても、通報者が特定されることは考えられない。また、本件内部公益通報に係る通報者は、内部公益通報制度による保護を期待しておらず、実施機関の主張には理由がない。
- 5 実施機関は、服務監督権に基づいて調査を行い、調査対象者である職員は、職務上の義務として調査に応じなければならないものであるから、任意の協力がなければ調査ができないとする実施機関の主張には理由がない。
- 6 本件報告書が開示されなければ、真実を隠ぺいし、虚偽の陳述を容認することとなり、真実の究明が阻害されて、内部公益通報処理事務の遂行に多大な支障が生じる。
- 7 内部公益通報の処理は内部公益通報処理委員会が行うものであり、実施機関は内部公益通報の適正な処理について判断する立場にはない。

## 第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書等の記載内容及び口頭説明の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 内部公益通報は、組織の内部において、職員等が違法であると思料する行為等に関する情報を当該組織が設けた窓口に通報することを通して不正防止の自浄作用を促し、通報した職員等の保護を図り、適正な職務遂行を確保することを目的とするものであって、調査の詳細な内容が外部に対して公表されることを前提とした制度ではない。
- 2 本件報告書は、内部公益通報に係る調査報告書であり、調査対象者及び関係者等の個人情報が含まれる。また、本件報告書の内容は、すべて通報者が特定され、又はそのおそれがある情報であり、部分的にであっても開示することはできない。
- 3 内部公益通報に係る調査は、「豊中市内部公益通報に関する事務要領」に基づいて行うが、調査部局が行う調査は、強制力があるものではなく、また、限られた調査体制であることなどから、関連部局の職員及び関係者の協力が事実上不可欠である。もし、



調査結果が開示されることとなるとすれば、職員及び関係者が事実を述べることを躊躇し、又は限定的な陳述等となってしまうおそれがあることは明らかである。

- 4 本件内部公益通報の処理について、審査請求人の主張と内部公益通報処理委員会の処理が異なることをもって、公益上の理由による裁量的開示をしなければならない理由にはならず、また、条例に基づく開示請求は、市民として行うものであり、本件内部公益通報の関係者であることをもって、不開示情報を開示することはできない。
- 5 このことから、本件処分に誤りはない。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市が説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

また、条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること、及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第1号では、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書きにおいては、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は、不開示情報に該当しないと規定している。

条例第7条第3号では、「市の機関並びに国、独立行政法人等（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」を不開示情報と規定している。

条例第7条第4号では、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

条例第9条では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定しており、対象行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを規定している。

## 2 当審査会の考え方

### (1) 内部公益通報に係る情報についての基本的な認識

豊中市における内部公益通報制度は、市としてのコンプライアンス（法令遵守）を機能させるため、職員等が法令違反や適正な職務を妨げる行為などがあると思料する場合に、組織内に設けられた通報相談窓口に通報又は相談等を行い、内部公益通報処理責任者又は内部公益通報処理委員会が必要に応じて是正措置等の指示を行うものである。

また、「豊中市内部公益通報に関する事務要領（以下「事務要領」という。）」には、通報者が特定されることがないように十分配慮することや、通報の処理に関与する職員は通報に関する秘密を漏らしてはならないことが規定されており、これは、通報者が不利益な取扱いを受けることがないように、また、内部公益通報制度の適正かつ円滑な運用のためには秘密の保持に配慮することが必要であることから、内部公益通報に係る情報については、原則として非公開としたものと考えられる。なお、事務要領においては、内部公益通報に係る是正措置等を公表するなどの規定はなく、豊中市では、これまで内部公益通報の処理件数を除き、通報内容や処理結果に関する情報は公表されていない。

しかしながら、国の機関や他の自治体においては必要と認める事項を適宜公表すると定めているところもあり、内部公益通報の概要等を公表することは、内部公益通報制度が有効に機能していることや適正に運用されていることを示し、内部公益通報制度に対する信頼の向上につながるものと考えられることから、内部公益通報に係る情報について、一切公表ができないものではないと考える。

### (2) 本件審査請求について

本件は、内部公益通報の処理に際して作成された「調査報告書」の開示を求めるものである。

前述のとおり、豊中市においては、処理件数を除き、内部公益通報に関する情報を公表していないが、内部公益通報に係る文書ということのみをもって全部不開示とすることは適当ではなく、また、条例に基づく行政文書開示請求に対する決定にあたっては、開示することによる具体的な支障をもって、条例に規定する不開示情報に該当するかどうかを判断すべきであるから、本件報告書の具体的内容に即して開示又は部分開示の可否を検討することとする。

なお、審査請求人は、実質的な通報者として本件報告書の開示を求めている旨を述べ、本件内部公益通報の処理結果に疑義があると主張するが、条例に基づく行政文書開示制度は、市民からの請求に基づき行政文書を開示する制度であって、開示請求者が内部公益通報の通報者等であることや、内部公益通報の処理結果に疑義を抱いていることをもって、不開示情報の範囲が変わるものではない。また、当審査会は、実施機関が行った不開示等決定に対する不服申立てについて審査する機関であって、内部公益通報の処理について意見を述べる立場にはない。

### (3) 本件報告書について

本件報告書は、内部公益通報処理委員会からの指示に基づき、教育次長が行った調査の結果をまとめた文書である。内部公益通報処理委員会が教育次長に調査を求めた内容としては、「①通報内容が事実であるかどうか、②①と判断した理由、③他の市立小中学校における本件通報事案の類似事案の有無について、④今後の対応について」の4点であり、本件内部公益通報に係る処理は、本件報告書を基に内部公益通報処理委員会が最終的な判断を行ったものである。

### (7) 教育次長が確認した事実並びに関係者への聴き取り調査の内容及び添付書類について

本件報告書には、本件内部公益通報に係る事実について、教育次長が確認した内容及び事実確認のために関係者に対して行った聴き取り調査の内容及び添付資料等が含まれる。

教育次長による調査は、内部公益通報の処理の一過程であるが、内部公益通報処理委員会は教育次長の調査・報告によるほかに本件内部公益通報に係る事実を確認する手段がないことからすると、本件報告書のうち教育次長が確認した事実については、内部公益通報処理委員会の認定事実といえることができる。

このことから、本件報告書のうち本件内部公益通報に係る事実を記載した部分については最終的な判断がなされたものといえることができ、また、通報者や関係者が特定される情報は条例第7条第1号に該当するとともに、開示することにより内部公益通報制度の運用に支障がある情報は条例第7条第4号に該当するから、不開示が相当であるが、本件報告書において、これらを除いた部分については不開示とすべき理由はなく、開示が相当である。

本件報告書において「開示することにより内部公益通報制度の運用に支障がある情報」とは、開示することにより内部公益通報に係る調査が円滑に実施できなくなるおそれがある情報であり、具体的には、教育次長が事実確認のために関係者に対して行った聴き取り調査の内容及び添付資料等がこれにあたる。

審査請求人は、事務要領において職員は内部公益通報に関する調査に誠実に協力するものと規定されているから、本件報告書を開示しても内部公益通報に関する調査に支障がない旨を主張するが、内部の自浄作用を促すという内部公益通報制度の趣旨か

らは、強制力を伴う調査権限が付与されているとまではいえず、また、通報者の保護を図りつつ、円滑に調査を実施するためには、関係者の協力が必要不可欠であるから、本件報告書を開示することによって関係者が事実を述べることを躊躇し、また限定的な陳述等となるおそれがあるとの実施機関の主張には理由がある。

このため、本件報告書においても、開示することによって内部公益通報に係る事実の把握が困難になるおそれがあり、内部公益通報制度の適正かつ円滑な実施に支障があるといえる部分の情報は不開示が相当である。

#### (イ) 教育次長による意見等について

本件報告書には、本件内部公益通報に係る教育次長の意見等が述べられている部分があるが、これらは、本件内部公益通報の処理に係る内部公益通報処理委員会の判断ではない。内部公益通報の処理にあたって、調査担当部局が意見を述べるものが妨げられるものではないが、処理の過程における意見等を全て開示することは、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、内部公益通報の処理に支障を生じるおそれがあるから、条例第7条第3号の審議検討等情報に該当し、不開示が相当である。

#### (4) 公益上の理由による裁量的開示に対する判断

審査請求人は、実質的な通報者として本件報告書の開示を求めている旨を述べ、本件内部公益通報の処理に疑義があると主張しているが、前述のとおり、条例に基づく行政文書開示制度においては、請求者の属性によって判断が変わるものではない。また、内部公益通報制度は、組織内の違法行為や不正行為について自浄作用を働かせることで自律的に解決を図るものであるから、審査請求人において内部公益通報処理委員会の調査結果に明らかな事実誤認があり、誤った判断がなされた疑いがあると主張するのであれば、別の方法によって解決を図るべきものであり、当該主張をもって本件報告書を開示すべき公益上の理由があるとは認められない。

### 3 結論

以上に述べたように、内部公益通報の処理結果等の概要については、公表することで内部公益通報制度に対する信頼を向上させるとともに、コンプライアンス（法令遵守）の推進につながることも考えられることから、必要に応じて公表することが望ましい。

したがって、内部公益通報に係る文書であるということをもって全部不開示とすることは相当ではなく、本件報告書についても、通報者や関係者が特定される情報（条例第7条第1号）、開示することで事実の把握を困難にするおそれがあり、内部公益通報制度の適正かつ円滑な運用に支障がある情報（条例第7条第4号）又は審議、検討等に関する情報（条例第7条第3号）に該当する部分、具体的には、本答申第六・2(3)で不開示と判断した部分を除き、開示することが相当である。

よって、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成26年(2014年)12月12日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子



## IV . 情 報 提 供 の 運 用 状 況

## IV. 情報提供の運用状況

### (1) 情報提供の運用の経過

#### ①利用者の推移

(人)

区 分	平成25年度まで	平成26年度	合 計
利 用 者 数	119,385	2,406 (-17)	121,791

\* ( ) 内の数字は、前年比を示す。以下の表についても同様。

○ 市政情報コーナーは、平成元年10月の公文書開示等制度（現行政文書開示制度）と個人情報保護制度の実施にあわせて設置され、これらの制度の総合窓口として開示請求の受付などを行うとともに、各主管課で作成し、当コーナーへ送付された市政に関する資料や、当コーナーで収集した刊行物等を中心として市民の皆さまに情報提供を行っています。また、車椅子等でお越しになる方にとっても利用しやすいよう書架等を配置しています。

設置当時は、その保有する行政資料等が少なかったことや当コーナーがあまり知られていなかったため利用者は限られていましたが、広報誌、CATVのコミュニティチャンネル等を通じた広報活動や行政資料等収集資料の充実（市政資料4,076冊、他の行政資料等6,568冊保有）により、市民の皆さまのご利用も増えてきました。

市政情報コーナーのほか、図書館など市内17ヶ所の施設に設置する市政資料展示コーナーや、市ホームページにおいても情報提供を行っています。

最近では、市ホームページに掲載する情報の充実などにより、市政情報コーナーの利用者数は減少傾向にあり、平成26年度の利用者数は、2,406人（1ヶ月当たり約201人で前年比1人の減）となっています。

#### ②利用内容の推移

(件)

区 分	平成25年度まで	平成26年度	合 計
閲 覧	97,814	1,936 (-115)	99,750
視 聴	2,663	23 (16)	2,686
複 写	48,456	1,733 (5)	50,189
提 供	54,565	641 (50)	55,206
相 談	17,599	12 (-129)	17,611
販 売	3,829	48 (-41)	3,877
合 計	224,926	4,393 (-214)	229,319

\* 視聴、販売は、7年度から分類。

○ 市政情報コーナーでは、保有資料の閲覧や複写、提供のほか、市政に関する情報の相談や案内も行っています。また、市が制作したビデオやCATVのコミュニティチャンネル等の映像情報の視聴、豊中市をはじめ国や他の地方公共団体等のホームページも閲覧できます。そのほか、市の統計書や都市計画等の地図、市史資料集等有料頒布資料の販売も行っています。



(2) 利用内容と利用者の内訳

月	利用内容 (件)							利用者 (人)		
	閲覧	視聴	複写	提供	相談	販売	計	個人	法人	計
4	189	1	148	85	4	4	431	96	160	256
5	186	1	165	45	3	15	415	52	106	158
6	152	1	142	50	0	4	349	83	118	201
7	153	4	132	75	0	4	368	76	143	219
8	169	0	151	40	2	4	366	73	133	206
9	163	2	146	50	0	2	363	71	138	209
10	205	2	176	62	2	4	451	93	159	252
11	190	4	178	54	1	2	429	88	141	229
12	113	3	106	56	0	3	281	60	109	169
1	110	0	100	33	0	2	245	47	92	139
2	124	2	122	47	0	2	297	67	100	167
3	182	3	167	44	0	2	398	63	138	201
計	1,936	23	1,733	641	12	48	4,393	869	1,537	2,406

(3) 保有資料の複写状況 (行政文書開示等によるものを含む。)

月	取扱件数 (件)	複写枚数 (枚)	収入額 (円)
4	148	11,100	118,828
5	153	3,595	52,274
6	138	4,080	50,800
7	122	821	15,394
8	150	1,302	20,280
9	146	784	14,222
10	176	3,952	53,034
11	170	1,807	29,069
12	106	594	12,975
1	97	455	11,816
2	122	1,428	22,605
3	163	1,367	24,891
計	1,594	31,285	426,188

月	数量 (個)	収入額 (円)
4	9	1,530
5	6	1,020
6	4	680
7	2	340
8	4	680
9	1	170
10	3	510
11	1	170
12	3	510
1	2	340
2	3	510
3	3	510
計	41	6,970

(電磁的記録)

## (4) 有料頒布資料の販売状況

No.	資料名	主管課名	単価(円)	販売数(冊)	金額(円)
1	市史研究とよなか(第1・2号)	情報公開課	1,000	0	0
2	豊中市史資料集	〃	1,200	0	0
3	豊中市史(集落・都市)	〃	7,500	0	0
4	豊中市史(自然)	〃	9,000	2	18,000
5	豊中市史(古文書・古記録)	〃	7,800	0	0
6	豊中市史(学校教育)	〃	8,800	0	0
7	豊中市史(民俗)	〃	7,900	0	0
8	豊中市史(社会教育)	〃	7,300	0	0
9	豊中市史(社会経済)	〃	8,500	0	0
10	豊中市史(考古)	〃	7,800	2	15,600
11	豊中市史(美術)	〃	8,000	0	0
12	豊中市史(通史1)	〃	9,200	0	0
13	豊中市史(通史2)	〃	8,500	1	8,500
14	豊中市統計書(平成19年～)	〃	1,500	0	0
15	豊中市統計書(平成24年～)	〃	750	3	2,250
16	豊中の工業	〃	100	0	0
17	豊中の商業	〃	300	0	0
18	豊中の事業所	〃	300	0	0
19	第3次豊中市総合計画 後期基本計画	企画調整室	1,300	2	2,600
20	とよなかまっぷ	広報広聴課	200	33	6,600
21	アーバンデザインマニュアル第一部(公共空間編)	都市計画室	3,000	0	0
22	アーバンデザインマニュアル第二部(建築指針編)	〃	3,000	0	0
23	アーバンデザインマニュアル第三部(屋外造形編)	〃	3,000	0	0
24	都市計画マスタープラン	〃	1,600	1	1,600
25	豊中都市景観形成マスタープラン(推進編)	〃	1,200	0	0
26	豊中都市景観形成マスタープラン(計画編)	〃	1,300	0	0
27	まちなみづくりの手引き(建築物・工作物・開発行為編)	〃	400	0	0
28	まちなみづくりの手引き(公共施設編)	〃	200	0	0
29	まちなみづくりの手引き(屋外広告物編)	〃	200	0	0
30	とよなか歴史・文化財ガイドブック	地域教育振興室	500	10	5,000
小計				54	60,150

No.	資 料 名	主管課名	単価(円)	販売数(冊)	金額(円)
31	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 14	とよなか都市 創造研究所	1,000	1	1000
32	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 15	〃	1,000	1	1000
33	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 16	〃	1,000	1	1000
34	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 17	〃	1,000	2	2000
35	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 18		1,000	0	0
36	データブック とよなか	〃	500	0	0
37	基礎自治体の自律性に関する研究Ⅲ	〃	500	0	0
38	豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究(Ⅰ)	〃	500	2	1000
39	豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究(Ⅱ)	〃	500	3	1500
40	豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究(Ⅲ)	〃	500	1	500
41	若年層の地域活動への参加促進と地域コミュニティ活動化の考察(Ⅱ)	〃	500	0	0
42	若年層の地域活動への参加促進と地域コミュニティ活動化の考察(Ⅲ)	〃	500	1	500
43	都市情報の運用に関する研究Ⅲ—地域における情報ニーズの分析—	〃	500	0	0
44	道路整備に伴う居住者特性の変化の調査—庄内駅西部地区を事例として—	〃	500	3	1500
45	道路整備に伴う居住者特性の変化の調査(Ⅱ)	〃	500	2	1000
46	少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究	〃	500	3	1500
47	少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究(Ⅱ)	〃	500	4	2000
48	豊中市における地域コミュニティ組織に関する基礎調査	〃	400	0	0
49	地域コミュニティ構築に向けた基礎調査 —先行事例研究と豊中市の地域資本調査—	〃	500	0	0
小 計				24	14,500
合 計				78	74,650

## (5) 情報提供されている主な資料と利用状況

(単位：件)

分類	主な資料名	25年度まで	26年度	合計
行政一般	各市統計書、国勢調査結果報告書、総合計画、人口等各種統計、とよなかの現況、市政概要、アーバンデザインマニュアル、広報、市政年鑑、地域情報化計画、審議会等一覧表、審議会等会議録	( 41.2% ) 92,589	( 25.1% ) 1,105	( 40.9% ) 93,694
人権・文化	女性の意識調査報告書、国際化・文化化に関する意識調査報告書、文化振興ビジョン、女性問題審議会答申、女性政策実施計画、女性政策基本方針	( 2.3% ) 5,073	( 0.1% ) 6	( 2.2% ) 5,079
公害	公害のあらまし、環境の現状と課題、自然環境ガイド、大阪国際空港公害問題の概要、環境配慮指針	( 0.8% ) 1,797	( 0.0% ) 0	( 0.8% ) 1,797
税・財務	予算・決算説明書、予算の概要、議案、議案参考資料、施政方針、市税ガイド、市税概要、地番参考図、固定資産路線価図	( 13.2% ) 29,783	( 23.8% ) 1,048	( 13.5% ) 30,831
産業・労働 市民生活	消費者買物行動調査結果報告書、くらしの豆知識、国民健康保険疾病統計、商工概要、くらしから提案	( 1.9% ) 4,237	( 0.0% ) 0	( 1.8% ) 4,237
福祉・保健	老人福祉計画、保健計画、市民健康づくり読本、ふれあいガイドマップ、老人保健事業概要、病院年報	( 3.9% ) 8,851	( 2.9% ) 129	( 3.9% ) 8,980
環境・衛生	古紙・ごみ減量マニュアル、環境にやさしいリサイクルリング都市とよなか、とよなかのごみ施策	( 4.5% ) 10,117	( 3.4% ) 148	( 4.4% ) 10,265
土木・建築	都市計画、庄内の各地区住環境整備計画、都市計画図、道路現況平面図、認定道路網図、緑のガイドブック、公園緑地、豊中市の自転車対策	( 15.6% ) 35,043	( 35.8% ) 1,575	( 16.0% ) 36,618
上・下水道	豊中市の下水道、水道事業年報、ほたるの飼育記録、猪名川流域下水道資料、水道70年史	( 2.4% ) 5,144	( 5.2% ) 230	( 2.3% ) 5,374
教育・文化	研究紀要、教育史資料、教育研究双書、フィールドガイドとよなか、豊中の文化財、教育要覧、豊中の社会体育、各遺跡資料、豊中の公民館、小・中学校校区図、豊中の学校保健・学校体育	( 4.8% ) 10,867	( 2.0% ) 86	( 4.8% ) 10,953
消防・交通	消防年報、とよなかの消防、豊中の交通事故、交通量調査委託報告書	( 0.8% ) 1,747	( 0.3% ) 15	( 0.8% ) 1,762
議会	議会提要、市議会のうごき、市議会会議録、市政のしおり、ミニ概要、議員名簿	( 1.8% ) 4,158	( 1.2% ) 53	( 1.8% ) 4,211
その他	新聞、法律書、雑誌その他	( 6.9% ) 15,520	( 0.0% ) 0	( 6.8% ) 15,520
合計		224,926	4,395	229,321

6) 配架されている主な資料

区 分	主 な 資 料 名
①市の刊行物	統計書、総合計画等各種計画書、市政年鑑、広報とよなか、市議会会議録、教育委員会会議録、各種審議会会議録、市政概要、市勢要覧、市政のしおり、新修豊中市史、豊中市史・市史資料、豊中市議会史、豊中市公告、予算書、決算書、予算の概要、予算説明書、議案、議案参考資料、施政方針、一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、年齢別男女別人口（1歳、5歳、小・中学校区、町丁目別、町目別）、町丁目別人口・世帯、推計人口、地域防災計画、各種調査報告書・年報、市機構図、小・中学校区図、地形図、固定資産路線価図、都市計画図、住居表示図、アーバンデザイン等各種指針、市税概要、教育研究紀要・教育史資料・教育研究双書、郷土史資料、とよなかまっぷ
②国の刊行物	国勢調査報告書（昭和30年から）、統計で見る県のすがた、地価公示、住宅統計調査報告書、事業所統計調査報告書、家計調査年報、社会生活統計指標、小売物価統計調査年報、官報、日本統計年鑑、工業統計表、商業統計表
③府の刊行物	大阪府統計年鑑、自治大阪、大阪府推計人口、大阪府勢要覧、大阪の統計、大阪府税統計、大阪の農業、大阪の工業、統計からみた大阪のすがた、工業統計調査結果表、商業統計調査結果表、大阪府環境白書、消費者物価指数、統計からみた事件・事故、衛生年報、学校統計、労働白書
④他の自治体の刊行物	統計書、市政概要、各種統計資料、総合計画、市税概要
⑤その他雑誌等	六法全書、自治六法、模範六法、自治用語辞典、法律解釈辞典、大型辞書、情報誌、全国市町村要覧、日本の白書、日本の統計、世界の統計、地方行政、地方自治、都市問題、都市問題研究、判例地方自治、ガバナンス、LASDEC、路線価図（大阪府⑦）、日刊紙、一般用語辞典

(平成26年度)

## V . 会 議 公 開 制 度 の 運 用 状 況

## V. 会議公開制度の運用状況

審議会等の会議の公開状況

平成27年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
1	防災会議	附属機関	危機管理室	2	公開	1
2	国民保護協議会	附属機関	危機管理室	0	公開	0
3	情報政策専門家会議	その他の会議	情報政策室	0	公開	0
4	情報公開・個人情報保護運営委員会 (部会有)	附属機関	総務部 情報公開課	10	一部非公開	0
5	情報公開・個人情報保護審査会	附属機関	総務部 情報公開課	6	非公開	-
6	歴史的文化的文書審議会	附属機関	総務部 情報公開課	1	公開	0
7	特別職報酬等審議会	附属機関	総務部 人材育成センター 人事課	1	公開	0
8	公務災害補償等認定委員会	附属機関	総務部 人材育成センター 職員課	1	非公開	-
9	公務災害補償等審査会	附属機関	総務部 人材育成センター 職員課	0	非公開	-
10	市有施設有効活用委員会	附属機関	資産活用部 施設活用推進室	5	公開	9
11	人権文化のまちづくりをすすめる協 議会	附属機関	人権文化政策部 人権文化政策室	2	一部非公開	0
12	同和問題解決推進協議会	附属機関	人権文化政策部 人権文化政策室	2	一部非公開	0
13	人権まちづくりセンター運営協議会	附属機関	人権文化政策部 人権文化政策室	2	公開	0
14	男女共同参画苦情処理委員会	附属機関	人権文化政策部 人権文化政策室	1	一部非公開	0
15	男女共同参画審議会	附属機関	人権文化政策部 人権文化政策室	2	公開	11
16	外国人市民会議	その他の会議	人権文化政策部 人権文化政策室	3	公開	1
17	男女共同参画推進センター指定管理 者選定評価委員会	附属機関	人権文化政策部 人権文化政策室	2	一部非公開	0

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
18	国際交流センター指定管理者選定評価委員会	附属機関	人権文化政策部室	2	一部非公開	0
19	文化芸術振興審議会	附属機関	人文文化芸術部室	2	公開	11
20	市民ホール指定管理者選定評価委員会	附属機関	人文文化芸術部室	2	非公開	-
21	総合計画審議会（部会有）	附属機関	政策企画調整部室	0	公開	0
22	公共事業再評価委員会	附属機関	政策企画調整部室	0	公開	0
23	政策評価委員会（部会有）	附属機関	政策企画調整部室	5	公開	2
24	名誉市民選考委員会	附属機関	政策企画部課	0	非公開	-
25	豊中ブランド戦略策定委員会	附属機関	政策企画部室	2	公開	7
26	とよなか都市創造研究所運営委員会	附属機関	政策企画部 とよなか都市創造研究所	3	公開	1
27	環境審議会（部会有）	附属機関	環境政策部室	3	公開	0
28	環境保全審査会	附属機関	環境政策部室	3	公開	0
29	環境交流センター指定管理者選定評価委員会	附属機関	環境政策部室	0	公開	0
30	太陽光発電設備設置事業者選定委員会	附属機関	環境政策部室	2	非公開	-
31	廃棄物減量等推進審議会（部会有）	附属機関	環境センター部 減量推進課	4	公開	2
32	市民公益活動推進委員会（部会有）	附属機関	市民協働部 コミュニティ政策室	8	一部非公開	1
33	消費生活審議会	附属機関	市民協働部 くらしセンター 消費生活課	1	一部非公開	1
34	労働問題協議会	その他の会議	市民協働部 くらしセンター 雇用労働課	0	非公開	-
35	個別労働関係紛争調査委員会	その他の会議	市民協働部 くらしセンター 雇用労働課	1	非公開	-



No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
36	労働会館運営委員会	その他の会議	市民協働部 くらしセンター 雇用労働課	0	公開	0
37	大規模小売店舗立地審議会	附属機関	市民協働部 くらしセンター 地域経済課	1	公開	3
38	千里文化センター市民運営会議	その他の会議	市民協働部 千里地域連携センター	4	公開	0
39	民生委員推薦会	附属機関	健康福祉部 地域福祉部室	3	非公開	-
40	健康福祉審議会（部会有）	附属機関	健康福祉部 地域福祉部室	2	公開	3
41	社会福祉審議会（部会有）	附属機関	健康福祉部 地域福祉部室	10	公開	2
42	健康福祉サービス苦情調整委員会	附属機関	健康福祉部 地域福祉部室	3	非公開	-
43	障害者施策推進協議会（部会有）	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 障害福祉課	6	公開	17
44	介護給付費等支給審査会 ※1	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 障害福祉課	12	非公開	-
45	介護保険事業運営委員会（部会有）	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 高齢施策課	19	一部非公開	55
46	養護老人ホーム指定管理者選定評価委員会	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 高齢施策課	0	非公開	-
47	特別養護老人ホーム指定管理者選定評価委員会	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 高齢施策課	0	公開	-
48	老人デイサービスセンター指定管理者評価委員会	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 高齢施策課	0	公開	-
49	介護認定審査会（部会有） ※2	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 高齢者支援課	12	非公開	-
50	保健医療審議会	附属機関	健康福祉部 保健企画課	2	公開	1
51	食育推進協議会（部会有）	その他の会議	健康福祉部 保健企画課	2	公開	0
52	介護老人保健施設指定管理者選定評価委員会	附属機関	健康福祉部 保健企画課	0	公開	0
53	感染症診査協議会 ※3	附属機関	健康福祉部 保健予防課	12	非公開	-

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
54	小児慢性特定疾患対策協議会	附属機関	健康福祉部 保健予防課	11	非公開	-
55	公害健康被害認定審査会	附属機関	健康福祉部 地域保健課	12	非公開	-
56	公害健康被害診療報酬審査委員会	その他の会議	健康福祉部 地域保健課	12	非公開	-
57	予防接種健康被害調査委員会	附属機関	健康福祉部 地域保健課	0	非公開	-
58	国民健康保険運営協議会（部会有）	附属機関	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課	3	公開	3
59	母子福祉センター指定管理者選定評価委員会	附属機関	こども未来部 こども政策室	0	公開	0
60	こども審議会（部会有）	附属機関	こども未来部 こども政策室	8	公開	35
61	幼児教育振興審議会	附属機関	こども未来部 保育幼稚園室	2	公開	0
62	まちづくり委員会	附属機関	都市計画推進部 まちづくり総務室	2	公開	1
63	市営住宅指定管理者選定評価委員会	附属機関	都市計画推進部 まちづくり総務室	0	公開	0
64	総合的な空き家対策方針策定委員会	附属機関	都市計画推進部 まちづくり総務室	5	公開	14
65	都市計画審議会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	2	一部非公開	5
66	建築審査会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	4	一部非公開	0
67	開発審査会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	0	一部非公開	0
68	都市景観・屋外広告物審議会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	2	公開	0
69	都市景観行為規制判定委員会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	0	一部非公開	0
70	ラブホテル建築規制審議会	附属機関	都市計画推進部 中高層建築調整課	0	非公開	-
71	中高層建築物等紛争あっせん委員会	附属機関	都市計画推進部 中高層建築調整課	4	非公開	-

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
72	中高層建築物等紛争調停委員会	附属機関	都市計画推進部 中高層建築調整課	1	非公開	-
73	病院運営審議会	附属機関	市立豊中病院 事務総務室	2	公開	2
74	上下水道事業運営審議会	附属機関	上下水道局 経営企画課	0	公開	0
75	学校教育審議会	附属機関	教育委員会 教育総務室	2	公開	13
76	学校医等公務災害補償認定委員会	附属機関	教育委員会 教育推進室	0	非公開	-
77	小・中学校教科用図書選定委員会	附属機関	教育委員会 教育推進室	5	非公開	-
78	教育センター運営委員会	その他の会議	教育委員会 教育センター	2	公開	0
79	社会教育委員会議	附属機関	教育委員会 地域教育振興室	2	公開	0
80	文化財保護審議会	附属機関	教育委員会 地域教育振興室	1	公開	1
81	放課後子どもプラン運営委員会 ※ 4	その他の会議	教育委員会 地域教育振興室	2	公開	1
82	図書館協議会（部会有）	附属機関	教育委員会 読書振興課	3	公開	7
83	公民館運営審議会	附属機関	教育委員会 中央公民館	3	公開	0
84	青少年自然の家指定管理者選定評価委員会	附属機関	教育委員会 青少年育成課	5	一部非公開	0
85	スポーツ推進審議会	附属機関	教育委員会 スポーツ振興課	1	公開	0
86	体育施設指定管理者評価委員会	附属機関	教育委員会 スポーツ振興課	2	公開	0
	附属機関	76		238		208
	その他の会議	10		26		2
	合計	86		264		210

注)

※1 介護給付費等支給審査会は、56回開催されていますが、1月毎に1回としています。

※2 介護認定審査会は、535回開催されていますが、1月毎に1回としています。

※3 感染症診査協議会は、24回開催されていますが、1月毎に1回としています。

※4 平成27年3月31日付廃止



## VI . 運 営 委 員 会 と 審 査 会

## VI. 運営委員会と審査会

### (1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について

[委員名簿]

(任期) 平成25年8月24日～平成27年8月23日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	井 上 典 之	大 学 院 教 授	
副 会 長	園 田 寿	大 学 院 教 授	
委 員	青 木 康 二	人 権 擁 護 委 員	平成26年7月9日から
〃	榎 原 茂 樹	人 権 擁 護 委 員	平成26年5月24日まで
〃	恩 地 紀 代 子	大 学 院 教 授	
〃	加 賀 有 津 子	大 学 院 教 授	
〃	小 早 川 謙 一	商 工 会 議 所 専 務 理 事	
〃	高 橋 明 男	大 学 院 教 授	
〃	谷 口 佳 以 子	消 費 者 協 会 会 長	
〃	永 井 敏 輝	社 会 福 祉 協 議 会 会 長	
〃	宮 下 幾 久 子	弁 護 士	
〃	中 西 彰 子	市 民 ( 公 募 )	
〃	山 内 秀 樹	市 民 ( 公 募 )	
〃	吉 田 拓 真	連 合 豊 中 議 長	

- 運営委員会は13人の市民代表や学識経験者で構成（女性委員5人を含む。）され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、平成元年の両制度の実施に合わせて設置されました。運営委員会は、実施機関の諮問に応じて、これらの両制度の重要事項の審議等を行うこととなっています。

(2) 運営委員会の開催状況（平成元年10月1日から平成27年3月31日まで）

元年度	8月31日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか
	9月12日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月22日	(第3回)	〃
	12月25日	(第4回)	〃
2年度	6月12日	(第5回)	〃
	7月19日	(第6回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月29日	(第7回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議及び運用状況の報告
3年度	7月24日	(第8回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議及び運用状況の報告
	11月6日	(第1回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
4年度	4月18日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月2日	(第3回)	運用状況の報告
5年度	5月8日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月29日	(第2回)	運用状況の報告
	10月2日	(第3回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
6年度	9月1日	(第1回)	運用状況の報告
7年度	7月19日	(第1回)	運用状況の報告及び震災時の個人情報の取扱いの報告
	12月14日	(第2回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
8年度	4月3日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	6月28日	(第2回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
9年度	6月20日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月24日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
10年度	6月26日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月4日	(第2回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	1月22日	(第3回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及

			び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月 1日	(第4回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
11年度	6月25日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			当運営委員会の会議の公開について
	10月 8日	(第2回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	2月24日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			専門部会での審議状況について
12年度	6月21日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月19日	(第2回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	9月29日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月27日	(第4回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月26日	(第5回)	公文書の開示等に関する制度の見直しに伴う個人情報保護制度の改正について
	3月 6日	(第6回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
13年度	5月30日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第2回)	会長等の選出について
14年度	6月19日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 住民基本台帳ネットワークシステムの豊中市の現状について（関係担当課の職員から説明） 豊中市情報公開条例の一部改正について
15年度	6月16日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	10月10日	(第2回)	会長等の選出及び個人情報保護制度の見直しについて 豊中市水道情報システムについて
	3月23日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく本人外収集についての審議 専門部会での中間報告について 豊中市文書館の施設見学
16年度	6月30日	(第1回)	運用状況の報告 専門部会での審議状況について



	10月 4日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
	3月23日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
17年度	6月24日	(第1回)	運用状況の報告
	9月16日	(第2回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	10月28日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	11月25日	(第4回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月29日	(第5回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 個人情報保護条例の一部改正について 行政データを活用した、同和問題の解決に向けた実態把 握について
18年度	4月28日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議
	6月21日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告
	11月 8日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月22日	(第4回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 情報公開制度における行政文書任意開示申出の取り扱い について
19年度	6月 8日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 運用状況の報告
	10月 4日	(第2回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
20年度	6月 2日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告
	3月26日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 グーグル社「ストリートビュー」について 個人情報保護条例の一部改正について
21年度	7月 6日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 運用状況の報告
	10月19日	(第2回)	会長等の選出について 住民票の写し等の特定事務受任者による不正取得にかか る本人告知制度について

			防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	12月 9日	(第3回)	防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	2月10日	(第4回)	防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	3月23日	(第5回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
22年度	6月23日	(第1回)	住民票の写し等の特定事務受任者による不正取得にかかる 本人告知実施要領について 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 運用状況の報告
	11月1日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
	3月17日	( 一 )	豊中市個人情報保護条例に基づく苦情の申出に係る処理
	3月29日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
23年度	6月20日	( 一 )	住民票の写し等本人通知制度実施要綱について 運用状況の報告
	10月5日	(第1回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月26日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 安否確認事務について
24年度	7月3日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 運用状況の報告
	10月9日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の報告
	3月18日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
25年度	6月25日	(第1回)	運用状況の報告
	10月16日	(第2回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月10日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 債権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて
26年度	5月26日	(第1回)	債権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて
	7月7日	(第2回)	運用状況の報告 豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議

7月28日	(第3回)	債権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて
9月5日	(第4回)	債権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて
10月20日	(第5回)	豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議 マイナンバー制度にかかる特定個人情報保護評価の第三者 点検について
1月23日	(第6回)	債権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて
1月23日	(第7回)	住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価の第三者点検に ついて
2月13日	(第8回)	住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価の第三者点検に ついて
2月27日	(第9回)	住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価の第三者点検に ついて
3月26日	(第10回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 債権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて 住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価書の第三者点検 について

---

計 85回開催

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について

[委員名簿]

(任期) 平成25年10月1日～平成27年9月30日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	佐 野 久美子	弁 護 士	
会長代理	塩 川 茂	〃	
委 員	加 藤 幸 江	〃	
〃	中 川 丈 久	大 学 院 教 授	
〃	前 田 雅 子	大 学 教 授	

- 情報公開制度と個人情報保護制度に基づく実施機関の決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てができます。当審査会は、不服申立てを審理するに当たって実施機関からの独立性と公正さを確保するため設置された第三者機関で、専門的知識を有する5人の学識経験者で構成されています。実施機関からの諮問により、不服申立てに係る決定についてそれぞれ専門的な見地から審理を行い、答申を行っています。

(4) 審査会の開催状況（平成元年10月1日から平成27年3月31日まで）

元年度	11月 9日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか	
	12月 4日	(第2回)	審議の進め方の打合わせ	
2年度	8月30日	(第3回)	制度の運用状況の報告	
	3月 6日	(第4回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査	
3年度	4月 1日	(第5回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査	
	4月 5日	(第6回)	審査会の運営について（手続きの打合わせ）	
	5月 8日	(第7回)	空港対策課所管の異議申立て及び教育委員会所管の指導要録の審査請求に関する審査	
	5月23日	(第8回)	〃	
	6月10日	(第9回)	〃	
	7月15日	(第10回)	空港対策課所管の異議申立ての答申の取りまとめ及び教育委員会の指導要録に関する審査	
	11月 5日	(第1回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査	
	11月25日	(第2回)	〃	
	12月 2日	(第3回)	〃（審査請求人による意見陳述）	
	12月27日	(第4回)	〃（実施機関による口頭説明）	
	2月27日	(第5回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査	
	3月21日	(第6回)	〃	
	4年度	5月12日	(第7回)	教育委員会所管の指導要録に関する答申案の検討
5月26日		(第8回)	〃	
6月29日		(第9回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査	
7月28日		(第10回)	〃	
8月24日		(第11回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査	
9月 4日		(第12回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査（異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明）ほか	
12月25日		(第13回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査	
1月19日		(第14回)	〃	
2月 8日		(第15回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明	
2月17日		(第16回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査	
3月12日		(第17回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査	
5年度		4月 9日	(第1回)	〃

	4月27日	(第2回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査
	5月12日	(第3回)	答申案の検討
	6月7日	(第4回)	住宅対策課及び教育委員会総務課による公文書の説明等
	6月22日	(第5回)	学校保健課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	7月5日	(第6回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
	7月22日	(第7回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び監査委員事務局所管の局異議申立てに関する答申案の検討
	8月4日	(第8回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び答申案の検討
	8月25日	(第9回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する答申案の検討
	9月6日	(第10回)	〃
	10月4日	(第11回)	〃
	10月21日	(第12回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する審査
	11月11日	(第13回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	12月3日	(第14回)	〃
	12月13日	(第15回)	〃
	1月18日	(第16回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査
	2月14日	(第17回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する答申案の検討
	3月9日	(第18回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
6年度	4月22日	(第1回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	5月18日	(第2回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査
	6月8日	(第3回)	指導課所管の審査請求に関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	6月24日	(第4回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査及び指導課所管の審査請求に関する審査
	7月19日	(第5回)	指導課所管の審査請求に関する審査 学校保健課所管の中止請求の不受理に対する審査請求の取扱いについて
	8月29日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査 学校保健課所管の中止請求の不受理に対する審査請求の取扱いについて
	10月7日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述 〃 実施機関の口頭説明

	10月24日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	11月 2日	(第9回)	〃
	11月22日	(第10回)	〃
	3月 8日	(第11回)	審査会の運営について
7年度	4月12日	(第1回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	4月17日	(第2回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び審査
	5月15日	(第3回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	5月30日	(第4回)	同和対策室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	6月12日	(第5回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する不服申立人の意見陳述
	6月28日	(第6回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	7月25日	(第7回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	8月 2日	(第8回)	同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明及び同和対策室所管の異議申立てに関する審査
	12月18日	(第9回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	12月28日	(第10回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	1月16日	(第11回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月 7日	(第12回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月23日	(第13回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	3月26日	(第14回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する答申案の検討
8年度	6月18日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月13日	(第2回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	8月27日	(第3回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査

	9月30日	(第4回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	11月29日	(第5回)	財政課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	12月27日	(第6回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	2月5日	(第7回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	3月7日	(第8回)	財政課所管の異議申立てに関する答申案の検討
9年度	4月15日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
	6月10日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	8月8日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	11月5日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月17日	(第5回)	市民課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	1月21日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	2月25日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	3月20日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
10年度	4月14日	(第1回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月27日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する審査
	1月29日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
	3月2日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
11年度	6月11日	(第1回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明 当審査会の会議の公開について
	7月16日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月11日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月31日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	11月4日	(第5回)	会長等の選出・制度の見直しについて
	3月27日	(第6回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
12年度	5月2日	(第1回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月4日	(第2回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月27日	(第3回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明



			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	8月29日	(第4回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する実施機関の 口頭説明及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審 査
	10月16日	(第5回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び教職員課所管の 審査請求に関する審査
	11月28日	(第6回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検 討及び教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭 説明
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月31日	(第7回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検 討及び教職員課所管の審査請求に関する審査
13年度	4月19日	(第1回)	教職員課所管の審査請求に関する審査
	5月22日	(第2回)	教職員課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述
	6月18日	(第3回)	教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	7月19日	(第4回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	9月7日	(第5回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月5日	(第6回)	会長等の選出について
14年度	未開催		
15年度	4月25日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	6月20日	(第2回)	〃
	7月10日	(第3回)	〃 異議申立人の意見陳述 及び実施機関の口頭説明
	8月7日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月29日	(第5回)	〃
	9月29日	(第6回)	〃
	11月5日	(第7回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査並びに経営企画課 所管の審査請求及び給水課所管の審査請求に関する審査
	12月24日	(第8回)	市民課所管の異議申立てに関する審査及び給水課所管の 審査請求に関する審査
	2月13日	(第9回)	給水課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述及 び実施機関の口頭説明
16年度	4月5日	(第1回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査 水道局給水課所管の審査請求に関する審査

	5月10日	(第2回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述の聴取 水道局給水課所管の審査請求に関する審査
	6月15日	(第3回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する実施機関による口頭説明の聴取及び異議申立人による意見陳述の聴取
	7月29日	(第4回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月20日	(第5回)	〃
17年度	11月28日	(第1回)	会長等の選出について 水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
	2月20日	(第2回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	3月24日	(第3回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
18年度			未開催
19年度	10月17日	(第1回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月4日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	1月28日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
	2月29日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
20年度	7月1日	(第1回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	9月22日	(第2回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査
21年度	5月11日	(第1回)	企画政策室所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	6月30日	(第2回)	企画政策室所管の審査請求に関する審査
	10月19日	(第3回)	会長等の選出について 情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	3月2日	(第4回)	情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取

22年度	4月20日	(第1回)	情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	8月5日	(第2回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	10月5日	(第3回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	1月25日	(第4回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
23年度	5月16日	(第1回)	環境センター中部事業所、南部事業所及び北部事業所所管の異議申立て並びに納税管理課所管の異議申立てに関する審査
	8月17日	(第2回)	環境センター中部事業所、南部事業所及び北部事業所所管の異議申立て並びに納税管理課所管の異議申立てに関する審査
	9月16日	(第3回)	環境センター中部事業所、南部事業所及び北部事業所所管の異議申立て並びに納税管理課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明の聴取
24年度	未開催		
25年度	6月18日	(第1回)	広報広聴課の異議申立てに関する審査
	8月21日	(第2回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査
	10月28日	(第3回)	会長等の選出について 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査
	1月16日	(第4回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教職員室所管の審査請求に関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査
	3月4日	(第5回)	教育総務室所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び処分庁の口頭説明の聴取 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査
26年度	4月4日	(第1回)	教育総務室所管の審査請求に関する審査 教職員室所管の審査請求に関する審査
	4月30日	(第2回)	教育総務室所管の審査請求に関する審査 教職員室所管の審査請求に関する審査
	6月23日	(第3回)	教育総務室所管の審査請求に関する審査 教職員室所管の審査請求に関する審査
	7月22日	(第4回)	教職員室所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び処分庁の口頭説明の聴取

8月1日	(第5回)	教育総務室所管の審査請求に関する審査 教職員室所管の審査請求に関する審査
9月25日	(第6回)	教育総務室所管の審査請求に関する審査 教職員室所管の審査請求に関する審査

---

計 154回開催



## VII. 資 料

## Ⅶ. 資料

### (1) 豊中市情報公開条例

公布 沿革	平成13年	4月2日	条例第28号
	平成15年	4月1日	条例第9号
	平成16年	3月25日	条例第1号
	平成17年	4月1日	条例第19号
	平成19年	3月23日	条例第1号
	平成19年	3月30日	条例第8号
	平成20年	3月26日	条例第3号
	平成22年	12月22日	条例第33号
	平成24年	9月28日	条例第46号
	平成26年	12月19日	条例第54号

豊中市公文書の開示等に関する条例（平成元年豊中市条例第5号）の全部を改正する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）
- 第3章 不服申立てに係る手続（第18条—第20条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第21条—第24条）
- 第5章 補則（第25条—第28条）
- 附則

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市（以下「市」という。）の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
  - イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）
  - ウ 実施機関が、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として管理しているもの

（実施機関の責務）

**第3条** 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の保護をしなければならない。

（利用者の責務）

**第4条** この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## **第2章** 行政文書の開示

(開示請求権者等)

**第5条** 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の開示（第6号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があつた場合においても、行政文書の開示に努めるものとする。

(開示請求の手續)

**第6条** 前条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

**第7条** 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。



- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
- オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (7) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により公にすることができない情報  
（部分開示）

**第8条** 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。  
（公益上の理由による裁量的開示）

**第9条** 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。  
（行政文書の存否に関する情報）

**第10条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。  
（開示請求に対する決定等）

**第11条** 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面

により通知しなければならない。ただし、直ちに開示請求に係る行政文書の全部を開示するとき、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

**第12条** 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に開示決定等を行わないときは、前条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があつたものとみなすことができる。

（開示決定等の期限の特例）

**第13条** 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る行政文書については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等を行わないときは、同号の残りの行政文書について不開示決定があつたものとみなすことができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

**第14条** 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かな

なければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

**第 15 条** 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る行政文書を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第 8 条の規定により行政文書を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複製したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 行政文書の開示は、第 11 条第 1 項ただし書の場合を除き、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

(費用負担)

**第 16 条** 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る行政文書（前条第 3 項に規定する行政文書を複製したもの及び電磁的記録にあつては同条第 2 項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。
- 4 前 3 項の規定は、第 5 条第 2 項の規定による行政文書の開示の申出について準用する。

(他の制度との調整)

**第 17 条** この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあつては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

### 第 3 章 不服申立てに係る手続

(審査会への諮問等)

**第 18 条** 開示決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 20 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

**第 19 条** 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

**第 20 条** 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 情報公開の総合的な推進

（実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実）

**第21条** 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実に努めなければならない。

（情報の公表及び提供等）

**第22条** 実施機関は、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報の公表を積極的に行うとともに、市民の求めに応じ、情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第7条各号に掲げる情報に該当するときを除く。

(1) 市の長期計画その他市規則で定める市の重要な基本計画

(2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関その他市政運営上の意見聴取等を行うため実施機関が設置した会議（実施機関の職員のみで構成されるものを除く。）（以下「附属機関等」という。）の答申書、提言書その他これらに類するもの及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料

(3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が定める事項

3 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、当該行政文書に記録された情報を公表することが市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、当該情報を公表するよう努めなければならない。

4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定に基づき情報の提供として行政文書の写し等の交付を受ける場合について準用する。

（会議の公開）

**第23条** 附属機関等の会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

(1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

（出資法人の情報公開）

**第24条** 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

#### 第5章 補則

（行政文書の管理）

**第25条** 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

（行政文書の目録の作成及び閲覧）

**第26条** 実施機関は、行政文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

（運用状況の公表）

**第27条** 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

**第28条** この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。  
〔平成 13.9 規則 68 により、平成 13.10.1 から施行〕
- 2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、議会が保有している行政文書については、平成 13 年 4 月 1 日以後に作成し、又は取得した行政文書に適用する。
- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 9 条の規定により、現になされている公文書の開示の請求（以下「旧請求」という。）は、新条例第 6 条第 1 項の規定による開示請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第 13 条第 2 項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第 18 条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。
- 5 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 6, 7 他の条例の一部改正〔略〕

**附 則**（平成 15.4.1 条例 9）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 16.3.25 条例 1）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 号ウの改正規定（「特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 17.4.1 条例 19 抄）

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。  
〔平成 17.9 規則 53 により、平成 17.10.1 から施行〕

**附 則**（平成 19.3.23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 19.3.30 条例 8）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 20.3.26 条例 3 抄）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 22.12.22 条例 33 抄）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

**附 則**（平成 24.9.28 条例 46）

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 26.12.19 条例 54）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 豊中市個人情報保護条例

公布	平成17年	4月	1日	条例第19号
沿革	平成18年	3月	31日	条例第7号
	平成19年	3月	23日	条例第1号
	平成19年	3月	30日	条例第8号
	平成20年	3月	26日	条例第3号
	平成21年	4月	1日	条例第18号
	平成22年	12月	22日	条例第33号

豊中市個人情報保護条例（平成元年豊中市条例第6号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い
  - 第1節 収集等の一般的制限（第6条）
  - 第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等（第7条—第11条の3）
  - 第3節 個人情報の利用及び提供（第12条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 自己情報の開示等
  - 第1節 自己情報の開示請求（第18条—第31条）
  - 第2節 訂正、削除等の請求（第32条—第50条）
- 第5章 苦情処理及び救済手続（第51条—第54条）
- 第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第55条—第58条）
- 第7章 雑則（第59条—第62条）
- 第8章 罰則（第63条—第69条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 指定管理者 市が、公の施設の管理を行わせるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。
- (7) 指定管理者保有個人情報 指定管理者が行う当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者が当該指定管理業務に関して作成し、又は取得した個人情報であつて、

当該指定管理業務に従事する者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次のア又はイに掲げるものを除く文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

ア 指定管理者が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の役割）

**第3条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

（市民の役割）

**第4条** 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（適用除外）

**第5条** 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 市立図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報

## 第2章 実施機関における個人情報の取扱い

### 第1節 収集等の一般的制限

（収集等の一般的制限）

**第6条** 実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集し、保有し、又は利用してはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき又は実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であつて、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと認めたときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

### 第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等

（収集方法の制限）

**第7条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めのあるとき。

(3) 当該個人情報が公知のものであるとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。

(5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。

(6) 争訟、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(7) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

（安全確保の措置等）

**第8条** 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 実施機関は、保有又は利用の必要がなくなった保有個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

（職員等の義務）

**第9条** 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（処理委託に係る安全確保の措置等）

**第10条** 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第8条第1項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、受託者に対し、受託業務に係る保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

（受託者等の義務）

**第11条** 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（指定管理業務に係る安全確保の措置等）

**第11条の2** 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の保護について、第8条各項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、指定管理者保有個人情報の保護を図るため、指定管理者に対し、指定管理者保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

（指定管理者等の義務）

**第11条の3** 指定管理者及びその指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### 第3節 個人情報の利用及び提供

（利用及び提供の制限）

**第12条** 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めのあるとき。

(3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。

(5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。

(6) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、第2項第4号から第6号までの規定に該当することにより保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

5 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、市規則で定める事項を記録しておかなければならない。

（外部提供に係る安全確保の措置等）

**第13条** 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反していると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。

（外部提供を受けた者等の義務）



**第14条** 第12条第2項の規定により外部提供を受けたものは、当該外部提供を受けた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

**第15条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めのあるとき又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。)があるとき。

(2) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めたとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

**第16条** 実施機関は、前条ただし書の規定により電子計算機が通信回線により接続された場合において、漏えい等によって個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル)

**第17条** 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 記録する個人情報の項目
- (4) 記録の対象となる個人の範囲
- (5) 記録する個人情報の収集方法
- (6) その他市規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 特定の事務の処理に付随する資料等の送付又は連絡のために利用する簡易な個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録したもの

(2) 試験的又は一時的に用いるもの

(3) 実施機関が使用者として職員の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録したもの

(4) 前3号に準ずるものとして市規則で定めるもの

3 実施機関は、第1項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。

4 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。

5 市長は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

### 第4章 自己情報の開示等

#### 第1節 自己情報の開示請求

(開示請求権)

**第18条** 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満15歳以上の者であるときは、本人の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者の配偶者、子及び父母(以下「配偶者等」という。)であった者(前号に該当する者を除く。) 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて開示請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(開示請求の手続)

**第 19 条** 開示請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
  - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。

（自己情報の開示義務）

**第 20 条** 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項、第 22 条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし，若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
  - イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
  - オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (6) 実施機関の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって，当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (7) 開示することにより，人の生命，健康，生活又は財産の保護，犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (8) 法令等の規定により，又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により開示することができない情報
- (部分開示)

**第 21 条** 実施機関は，開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において，不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る自己情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，開示しても，開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する。
- (裁量的開示)

**第 22 条** 実施機関は，開示請求に係る自己情報に不開示情報（第 20 条第 8 号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該自己情報を開示することができる。

- 2 実施機関は，前項の規定により第 20 条第 2 号に掲げる情報を開示しようとする場合には，開示請求者以外の個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。
- (開示請求に係る自己情報の存否に関する情報)

**第 23 条** 開示請求に対し，当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当該自己情報の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

**第 24 条** 実施機関は，開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは，その旨の決定をし，開示請求者に対し，速やかに，その旨及び自己情報の開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は，開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は，開示をしない旨の決定をし，開示請求者に対し，速やかに，その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は，第 1 項の規定による自己情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは，当該通知に，当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。
- (開示決定等の期限)

**第 25 条** 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は，開示請求があった日から起算して 15 日以内にななければならない。ただし，第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては，当該補正に要した日数は，当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず，実施機関は，事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは，開示請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において，実施機関は，同項に規定する期間内に，開示請求者に対し，当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に開示決定等をしないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があったものとみなすことができる。（不開示決定等の期限の特例）

**第26条** 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日（第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等を行うに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの自己情報について開示決定等を行う期限
- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等をしないときは、同号の残りの自己情報について不開示決定があったものとみなすことができる。（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

**第27条** 開示請求に係る自己情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第20条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第22条第1項の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。（開示の実施）

**第28条** 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、自己情報を開示することにより、当該自己情報が記録されている行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第21条の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。（開示請求の特例）

**第29条** 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第19条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求を行うことができる。

- 2 前項の規定により開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、当該実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（第18条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、第 1 項の規定による開示請求があったときは、第 24 条及び前条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。  
(費用負担)

**第 30 条** 自己情報の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る自己情報が記録されている行政文書（第 28 条第 3 項に規定する行政文書を複写したものと及び電磁的記録にあっては同条第 2 項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。

(他の制度との調整)

**第 31 条** この節の規定は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている保有個人情報にあっては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

#### 第 2 節 訂正、削除等の請求

(訂正請求権)

**第 32 条** 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがあると思料するときは、その訂正を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として訂正請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあつては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人（前 2 号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて訂正請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(訂正請求の手續)

**第 33 条** 訂正請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) 請求の趣旨及び理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

- 2 前項の請求書には、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付しなければならない。

- 3 第 1 項の場合において、訂正請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、訂正請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 4 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

- 5 実施機関は、本人が訂正請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による訂正請求を認めることができる。

(利用及び外部提供の停止)

**第 34 条** 実施機関は、訂正請求があったときは、第 37 条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(自己情報の訂正義務)

**第 35 条** 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に係る自己情報の存否に関する情報)

**第 36 条** 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する決定等)

**第 37 条** 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部を訂正しないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定による自己情報の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

**第 38 条** 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して 30 日以内にななければならない。ただし、第 33 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 訂正請求者は、実施機関が第 1 項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に訂正決定等を行わないときは、前条第 2 項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限の特例)

**第 39 条** 訂正請求に係る自己情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から起算して 60 日

（第 33 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、60 日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第 3 項の規定は、適用しない。

3 訂正請求者は、第 1 項第 2 号に規定する期限までに実施機関が訂正決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第 37 条第 2 項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正の実施)

**第 40 条** 実施機関は、第 37 条第 1 項の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の訂正を行ったときは、その旨を訂正請求者に通知しなければならない。

(外部提供先への通知)

**第 41 条** 実施機関は、前条第 1 項の規定により自己情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の外部提供を受けたものに対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(削除等請求権)

**第 42 条** 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目的外利用の中止又は外部提供の中止（以下「削除等」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき又は第12条の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止
- (2) 第12条の規定に違反して外部提供され、又はされようとしているとき 当該自己情報の外部提供の中止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による削除等の請求（以下「削除等請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として削除等請求をすることができる。
  - (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
  - (2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
  - (3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて削除等請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報  
（削除等請求の手続）

**第43条** 削除等請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、削除等請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、削除等請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による削除等請求にあっては、削除等請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、削除等請求をした者（以下「削除等請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、削除等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が削除等請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による削除等請求を認めることができる。  
（利用及び外部提供の停止）

**第44条** 実施機関は、削除等請求があったときは、第47条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。  
（自己情報の削除等義務）

**第45条** 実施機関は、削除等請求があった場合において、当該削除等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をしなければならない。ただし、当該自己情報の削除等を行うことにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。  
（削除等請求に係る自己情報の存否に関する情報）

**第46条** 削除等請求に対し、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該削除等請求を拒否することができる。  
（削除等請求に対する決定等）

**第47条** 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部又は一部の削除等をするときは、その旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をしないとき（前条の規定により削除等請求を拒否するとき及び削除等請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、削除等をしない旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の削除等をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(削除等決定等の期限)

**第48条** 前条第1項及び第2項の決定(以下「削除等決定等」という。)は、削除等請求があった日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に削除等決定等を行うことができないときは、削除等請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 削除等請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に削除等決定等を行わないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等決定等の期限の特例)

**第49条** 削除等請求に係る自己情報が著しく大量であるため、削除等請求があった日から起算して60日(第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて削除等決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、削除等請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に削除等決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に削除等決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について削除等決定等をする期限

- 2 削除等請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

- 3 削除等請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が削除等決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第47条第2項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等の実施)

**第50条** 実施機関は、第47条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により自己情報の削除等を行ったときは、その旨を削除等請求者に通知しなければならない。

## 第5章 苦情処理及び救済手続

(苦情処理)

**第51条** 何人も、実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは、市規則で定めるところにより、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)があつたときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。

- 3 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正措置を講じなければならない。

- 4 実施機関は、苦情の申出があつた場合は、前項の規定により是正措置を講じるときを除き、委員会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(審査会への諮問等)

**第52条** 開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第54条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。



(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る自己情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を訂正することとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る削除等決定等（削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部の削除等を行うこととするとき。

（諮問をした旨の通知）

**第53条** 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は削除等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

**第54条** 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者の役割）

**第55条** 事業者は、その事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないように特に慎重に取り扱うよう努めなければならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

（事業者に対する啓発、助言等）

**第56条** 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者に対し、啓発、助言、指導等を行うよう努めるものとする。

（事業者に対する措置）

**第57条** 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報に不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(1) 第1項の規定による説明又は資料の提出を求めた場合において、正当な理由がなく説明又は資料の提出をしないとき。

(2) 前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくその勧告に従わないとき。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（相談体制の整備等）

**第58条** 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、相談体制の整備及び関係機関への苦情処理のあっせんに努めるものとする。

## 第7章 雑則

（国等との協力）

**第59条** 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応じるものとする。

（運用状況の公表）

**第60条** 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（出資法人が保有する個人情報の保護）

- 第 61 条** 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する個人情報の保護が適切になされるよう必要な措置を講じなければならない。

（委任）

- 第 62 条** この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

#### 第 8 章 罰則

- 第 63 条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 10 条第 1 項の受託業務若しくは第 12 条第 2 項の規定により外部提供を受けたものの当該外部提供に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 4 号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。
- 2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。
- 第 64 条** 前条第 1 項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。
- 2 前条第 2 項に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。
- 第 65 条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。
- 第 66 条** 第 63 条第 1 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。
- 2 第 63 条第 2 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。
- 第 67 条** 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して、第 63 条、第 64 条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
- 第 68 条** 第 63 条から第 66 条までの規定は、豊中市以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
- 第 69 条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対し、50,000 円以下の過料を科する。

#### 附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。  
〔平成 17.9 規則 53 により、平成 17.10.1 から施行〕
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 20 条の規定により、現になされている自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求（以下「旧請求」という。）は、この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 19 条、第 33 条又は第 43 条の規定による開示請求、訂正請求又は削除等請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第 26 条の規定により豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第 52 条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6～8 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 （平成 18.3.31 条例 7）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 19.3.23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成 19. 3. 30 条例 8）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** （平成 20. 3. 26 条例 3 抄）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** （平成 21. 4. 1 条例 18）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成 22. 12. 22 条例 33 抄）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	7号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	28号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

**第1条** 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保護条例の規定によりその権限に属する事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (3) 前各号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項

2 委員会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取等)

**第6条** 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(委員の責務)

**第7条** 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 8規則38により、平成元. 8. 24から施行]

2 他の条例の一部改正〔略〕

**附 則**（平成13. 4. 2条例28抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則68により、平成13. 10. 1から施行]

**附 則**（平成17. 4. 1条例19抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

**附 則**（平成19. 3. 23条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	8号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	30号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

**第1条** 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第18条及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）第26条の規定による諮問に応じて審査させるため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

**第2条** 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

**第3条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

**第4条** 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

**第5条** 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、不服申立てに係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てに係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

**第6条** 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

**第7条** 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

**第8条** 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むこ

とができない。

- 2 前項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける不服申立人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。
- 4 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。

(会議の非公開)

**第9条** 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

**第10条** 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の責務)

**第11条** 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。  
〔平成元. 9規則53により、平成元. 10. 1から施行〕
- 2 他の条例の一部改正〔略〕

**附 則** (平成13. 4. 2条例30抄)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。  
〔平成13. 9規則72により、平成13. 10. 1から施行〕
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊中市公文書開示・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。
- 3 他の条例の一部改正〔略〕

**附 則** (平成17. 4. 1条例19抄)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。  
〔平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行〕

**附 則** (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領

平成13年10月 1日施行

**第1 目的**

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**第2 公開、非公開の決定**

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があった場合又は社会情勢に変化等があった場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

**第3 公開の方法等**

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

**第4 会議開催の周知**

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用にも努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

**第5 情報の提供**

- 1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。
  - (1) 会議の名称

- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開の可否
- (4) 公開した場合は、傍聴者数
- (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
- (6) 出席者
- (7) 議題
- (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
- (9) 事務局

2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあつてはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。

3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。

4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

#### **第6** その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

（様式第1号及び様式第2号 省略）



情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成27年（2015年）6月発行

編集・発行

豊中市総務部情報政策課（市政情報コーナー）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

☎06-6858-2653